

常総市高齢者プラン

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画

〔計画期間：令和6年度～令和8年度〕



令和6年3月

常総市

はじめに



本計画は、令和6年度から8年度までに必要とする介護サービスや高齢者のための福祉等についての基本的施策を明らかにしたもので、「老人福祉計画」（老人福祉法）と「介護保険事業計画」（介護保険法）を一体的に策定し、第9期計画として総合的に見直したものです。

介護保険制度は、開始から23年が経過し、現在では要介護認定申請をした方のうち9割近くの方が何らかの介護サービスを利用する状況となりました。これは市民の皆さんに必要なに応じて介護サービスを利用するのが当たり前であるという意識が定着した結果であろうと考えます。そのよう

な中、今後の団塊ジュニア世代すべてが65歳に達する2040年を見据え、介護保険制度の安定性と持続可能性を確保しながら進められているところです。

常総市の高齢化率を見ますと、介護保険制度発足時の平成12年度は、18.6%でしたが、令和5年10月1日では30.4%と大幅に上昇しており、現実となりつつある超高齢社会に適応した地域包括ケアシステムなどの支援体制の推進が求められています。一方、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の流行や近年全国各地で発生している自然災害、特に常総市は平成27年9月の関東・東北豪雨による水害を経験していることから、よりいっそう危機管理に対応した新しい生活様式への工夫も必要となっています。

安心して いきいきと暮らせる 支え合いのまちづくり

常総市では、第6期事業計画から引き続き、この基本理念により団塊の世代すべてが75歳に達する2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。そのため地域包括支援センターを中心として、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させ地域包括ケアシステムの深化・推進を継続して取り組みます。また、高齢者の尊厳保持と自立支援という介護保険の基本理念を一層推進するため、地域包括ケアシステムの基盤強化、在宅医療と介護の連携事業の推進、認知症にふさわしいサービスの提供を基本的な視点とし、高齢者がいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、皆様方のご意見をお聞きしながら総合的な施策を第9期計画期間につきましても推進してまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月31日

常総市長 神達 岳志

〈 目 次 〉

第1章 計画の考え方	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画策定の根拠・位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 関連諸計画との位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4
(1) 策定機関	4
(2) 住民参加	4
(3) 市民意見公募（パブリックコメント）の実施	4
5 介護保険法等改正のポイント	5
(1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築	5
(2) 基本指針（大臣告示）のポイント（案）と記載を充実する事項（案）	6
6 日常生活圏域	9
(1) 日常生活圏域の設定	9
(2) 日常生活圏域の概況	9
第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状	10
1 高齢者をめぐる現状	10
(1) 人口の推移・推計	10
(2) 要支援・要介護者数の推移・推計	13
(3) 介護保険サービスの利用状況	16
2 アンケートからみる現状	20
(1) 調査概要	20
(2) アンケート調査からみる高齢者の実態	21
(3) アンケート調査からみえる特徴と課題	33
(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による圏域分析	35
第3章 計画の基本理念・基本目標	37
1 基本理念	37
(1) 憲法第25条・第13条の理念	37
(2) 介護保険法の理念	37

(3) 計画の基本理念	38
2 地域包括ケアから地域共生社会へ	39
重点的取組 1 地域課題を解決する体制の強化	41
重点的取組 2 生活上の困難を抱える市民への包括的な相談・支援体制の構築	41
重点的取組 3 認知症高齢者への支援の充実	41
重点的取組 4 住民主体による通いの場の活動支援	41
3 基本目標	42
4 施策の体系	44
5 自立支援・重度化防止の取組目標	45
(1) 一般高齢者に対する取り組み	45
(2) 要介護者等の自立支援・重度化防止の取り組み	46
第4章 施策の展開	48
基本目標 1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり	48
施策の方向 1 社会参加・生きがいづくりの支援	49
施策の方向 2 住みよいまちづくり	51
基本目標 2 高齢者の自立を支援するまちづくり	54
施策の方向 1 高齢者の健康・福祉事業の充実	55
施策の方向 2 地域の支え合い活動の推進	61
基本目標 3 介護予防・支え合い活動のまちづくり	64
施策の方向 1 地域支援事業の充実	65
施策の方向 2 介護保険事業の充実	74
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み	80
1 介護サービス量見込みの考え方	80
(1) 高齢者数・被保険者数の推計	80
(2) 認定率・認定者数の推計	80
(3) 施設・居住系サービス利用者数・給付費の見込み	80
(4) 在宅サービス等利用者数・給付費の見込み	80
(5) 総給付費の見込み	80
(6) 保険料の見込み	81
2 介護サービス量等の見込み	82
(1) 居宅（介護予防）サービス ※厚生労働省「見える化」システムから算出	82
(2) 地域密着型（介護予防）サービス ※厚生労働省「見える化」システムから算出	97
(3) 施設サービス	102

3	給付費等の見込み	105
	(1) サービス給付費等の見込み	105
	(2) 標準給付費	107
	(3) 地域支援事業費の見込み	107
4	介護保険料の見込み	109
	(1) 第9期保険料設定について	109
	(2) 第1号被保険者の保険料額	110
	資料編	112

第1章 計画の考え方

1 計画の背景・目的

当市では、すべての「団塊の世代」（昭和22年から昭和24年生まれ）が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、「常総市高齢者プラン（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）」（平成27年3月策定）以降、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの段階的な構築に取り組むとともに、介護保険制度の安定的な運用に努めてきました。

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における推計結果（出生中位・死亡中位仮定）では、65歳以上の高齢者数は、すべての「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年に3,653万人に達し、令和25年に3,953万人でピークを迎えると推計されており、その頃には、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加することが見込まれています。そして、それと同時に、現役世代（担い手である生産年齢人口）の急減が顕著となり、高齢者を支える人材の不足が大きな課題として表れてくると考えられています。

当市は、全国よりも少し高齢化率が高く、令和5年10月1日現在（住民基本台帳）、65歳以上の高齢者数は18,640人で高齢化率30.4%です。そのうち後期高齢化率（75歳以上人口の占める割合）は15.6%と、今後も上昇し続けることが予測されます。認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合）は15%台で推移しており、国や県に比べて低い傾向にありますが、後期高齢者数が増加することで、今後、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、支えを必要とする高齢者やその家族も増加すると考えられます。

本計画は、このような状況を踏まえ、「団塊ジュニア世代」（昭和46年から昭和49年生まれ）がすべて65歳以上となる令和22年（2040年）やそれ以降の見通しを十分に検討した上で、当市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として策定するものです。

2 計画策定の根拠・位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定される計画で、主に要援護高齢者等の自立した生活を支援する事業ですが、当市においては、このほか保健・健康づくり・生きがい対策・生活基盤・生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

【老人福祉法（抜粋）】

- 第20条の8第1項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 第20条の8第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に則して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3年ごとに策定され、今回は第9期となります。

【介護保険法（抜粋）】

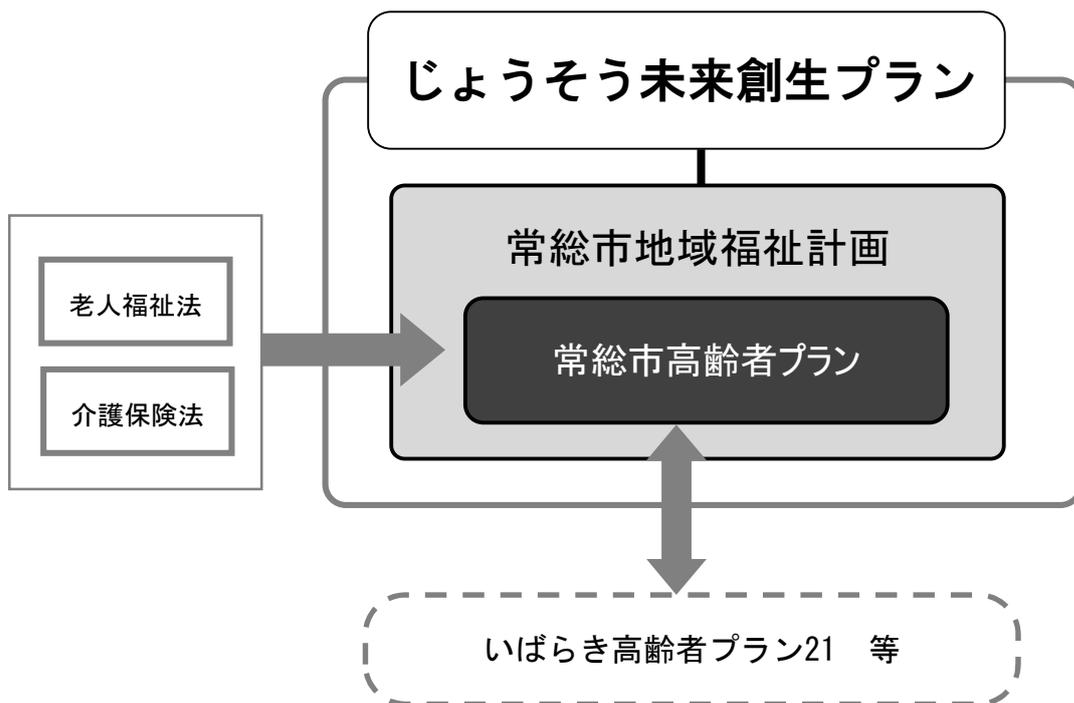
- 第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 第117条第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 関連諸計画との位置づけ

本計画は、まちづくりや地域経営の最上位に位置づけられる「じょうそう未来創生プラン」と整合・調和した、高齢者分野の個別計画です。

また、「地域福祉計画」をはじめとした、福祉または保健の関連計画と連携を図り策定しています。

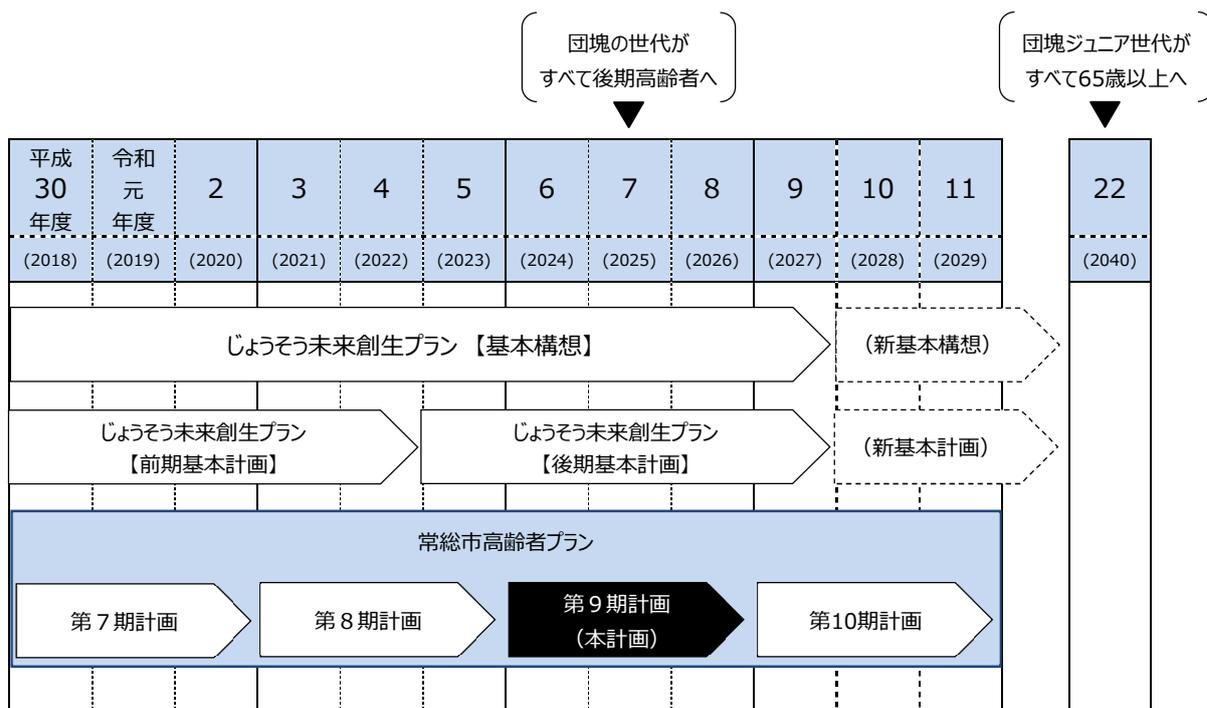
さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画「いばらき高齢者プラン21」、茨城県保健医療計画や「高齢者居住安定確保計画」などと整合も図って策定しています。



3 計画期間

令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3か年計画とします。

また、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年度や、令和22年度の社会保障制度を展望しながら、中長期的な視点で計画を策定します。



4 計画の策定体制

(1) 策定機関

計画の策定にあたっては、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成された「常総市介護保険事業計画策定委員会兼常総市老人福祉計画等検討委員会」を開催し検討・審議を行いました。

また、介護保険施設サービス量の見込みや目標など広域調整が必要な内容については茨城県の助言や協力を得ながら進めました。

(2) 住民参加

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(令和4年11月7日～11月21日)及び「在宅介護実態調査」(令和4年4月～令和5年2月)を行い、一般高齢者や要支援・要介護状態にある高齢者の実態把握を行いました。

(3) 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

計画の策定にあたり、計画案についての市民意見の公募を実施し、幅広く市民の意見を反映するように努めました。

意見募集期間	令和5年12月1日（金）～令和6年1月15日（金）
資料の閲覧方法	(1) 常総市ホームページ (2) 常総市役所 議会棟 1階 幸せ長寿課 (3) 常総市役所 石下庁舎 暮らしの窓口課
意見数	0件

5 介護保険法等改正のポイント

(1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築

令和5年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が成立しました。

この法律は、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般に関係するものですが、その中で「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」として、介護保険関係の改正が盛り込まれています。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

- I. 介護情報基盤の整備
 - 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
 - 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
 - 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
- IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
 - 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- V. 地域包括支援センターの体制整備等
 - 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

資料：全国介護保険担当課長会議資料

第1章 計画の考え方

(2) 基本指針(大臣告示)のポイント(案)と記載を充実する事項(案)

令和5年7月に開催された第107回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)と記載を充実する事項(案)が示されました。

第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント(案)

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含めて地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように，複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための，訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり，制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて，地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から，総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保，体制整備を図るとともに，重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により，認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し，介護事業所間，医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため，処遇の改善，人材育成への支援，職場環境の改善による離職防止，外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により，人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第1章 計画の考え方

第9期計画において記載を充実する事項（案）

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性

ほか

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組

ほか

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

ほか

6 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

要介護高齢者等が日常的に生活している身近な地域で、包括的な地域ケア体制を構築するために、地理的条件、人口、交通事情に加えて介護サービスの施設や事業所の設置状況などを考慮して、「日常生活圏域」を設定しています。(厚生労働大臣「基本指針」)

当市では、日常生活圏域を「水海道中学校地区」、「鬼怒中学校地区」、「水海道西中学校北地区」、「水海道西中学校南地区」、「石下中学校地区」、「石下西中学校地区」の6圏域とし、身近な地域での多様なサービス提供に引き続き、努めていきます。

(2) 日常生活圏域の概況

	水海道 中学校地区	鬼怒 中学校地区	水海道西 中学校北地区	水海道西 中学校南地区	石下 中学校地区	石下西 中学校地区
人口	12,893	5,907	9,361	9,562	11,885	11,615
高齢者数	4,049	2,136	3,291	2,696	3,468	2,987
65～74歳	1,800	1,001	1,557	1,435	1,703	1,549
75～84歳	1,508	739	1,183	897	1,206	1,013
85歳以上	741	396	551	364	559	425
高齢化率	31.4%	36.2%	35.2%	28.2%	29.2%	25.7%
認定者数	709	369	502	355	498	397
認定率	17.7%	17.3%	15.5%	13.3%	14.4%	13.4%
居宅介護支援 事業所	6	2	4	2	5	0
認知症対応型 共同生活介護	1	1	2	0	0	3
介護老人福祉 施設	1	1	2	1	1	1
介護老人保健 施設	0	0	1	1	0	0

※人口及び高齢者数は、令和5年10月1日時点の住基データに基づき算出した。

※令和5年10月27日時点の住所地特例者および2号被保険者を除く。

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

1 高齢者をめぐる現状

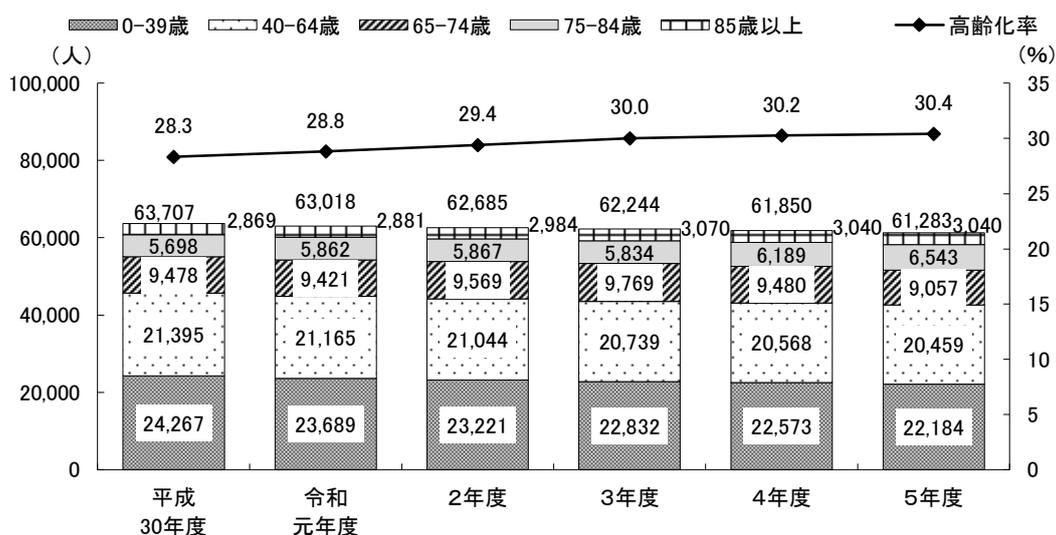
(1) 人口の推移・推計

①人口の推移

当市の人口は減少傾向を示しており平成30年度の63,707人から令和5年度の61,283人へと2,424人減少しています。

また、年齢区分の人口の推移をみると、0-39歳、40-64歳の人口は年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は令和5年度で30.4%となっています。

■年齢区分人口の推移



■年齢区分人口の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総人口	63,707	63,018	62,685	62,244	61,850	61,283
0-39歳	24,267 (38.1%)	23,689 (37.6%)	23,221 (37.0%)	22,832 (36.7%)	22,573 (36.5%)	22,184 (36.2%)
40-64歳	21,395 (33.6%)	21,165 (33.6%)	21,044 (33.6%)	20,739 (33.3%)	20,568 (33.3%)	20,459 (33.4%)
65歳以上	18,045 (28.3%)	18,164 (28.8%)	18,420 (29.4%)	18,673 (30.0%)	18,709 (30.2%)	18,640 (30.4%)
65-74歳	9,478 (14.9%)	9,421 (14.9%)	9,569 (15.3%)	9,769 (15.7%)	9,480 (15.3%)	9,057 (14.8%)
75-84歳	5,698 (8.9%)	5,862 (9.3%)	5,867 (9.4%)	5,834 (9.4%)	6,189 (10.0%)	6,543 (10.7%)
85歳以上	2,869 (4.5%)	2,881 (4.6%)	2,984 (4.8%)	3,070 (4.9%)	3,040 (4.9%)	3,040 (5.0%)

※ () 内は総人口に占める割合。小数点以下第1位を四捨五入している。

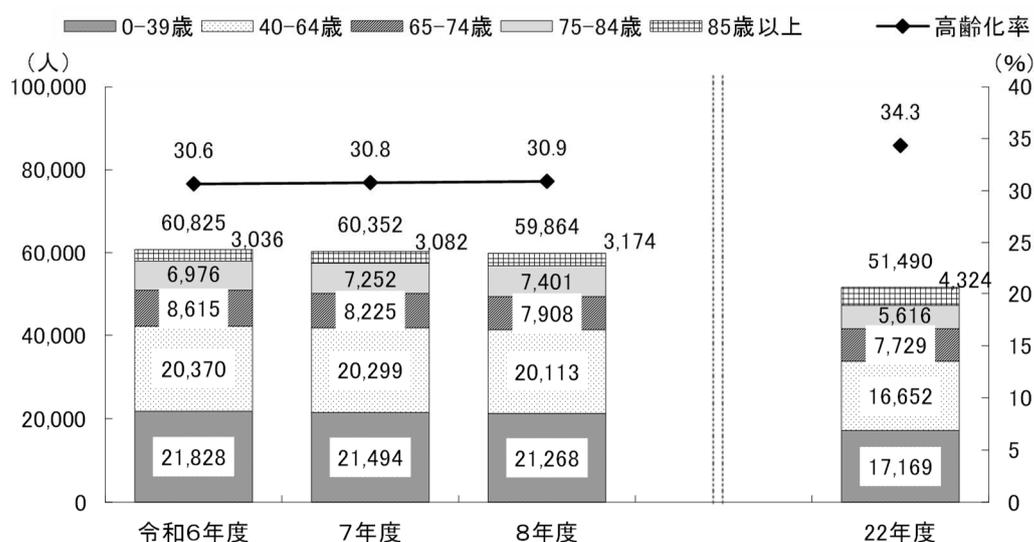
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

②人口の推計

令和6年度から令和8年度までの計画期間中の人口推計をみると、総人口は令和6年度の60,825人から令和8年度の59,864人へと961人の減少が予想されます。

また、団塊の世代のすべての人が75歳を迎える令和7年度をみると、75-84歳が7,000人強、85歳以上が3,000人台となり、75歳以上が約10,300人になると予想されます。

■年齢区分人口の推計



■年齢区分人口の推計

単位：人

	令和6年度	7年度	8年度	22年度
総人口	60,825	60,352	59,864	51,490
0-39歳	21,828 (35.9%)	21,494 (35.6%)	21,268 (35.5%)	17,169 (33.3%)
40-64歳	20,370 (33.5%)	20,299 (33.6%)	20,113 (33.6%)	16,652 (32.3%)
65歳以上	18,627 (30.6%)	18,559 (30.8%)	18,483 (30.9%)	17,669 (34.3%)
65-74歳	8,615 (14.2%)	8,225 (13.6%)	7,908 (13.2%)	7,729 (15.0%)
75-84歳	6,976 (11.5%)	7,252 (12.0%)	7,401 (12.4%)	5,616 (10.9%)
85歳以上	3,036 (5.0%)	3,082 (5.1%)	3,174 (5.3%)	4,324 (8.4%)

※ () 内は総人口に占める割合。小数点以下第1位を四捨五入している。

資料：住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

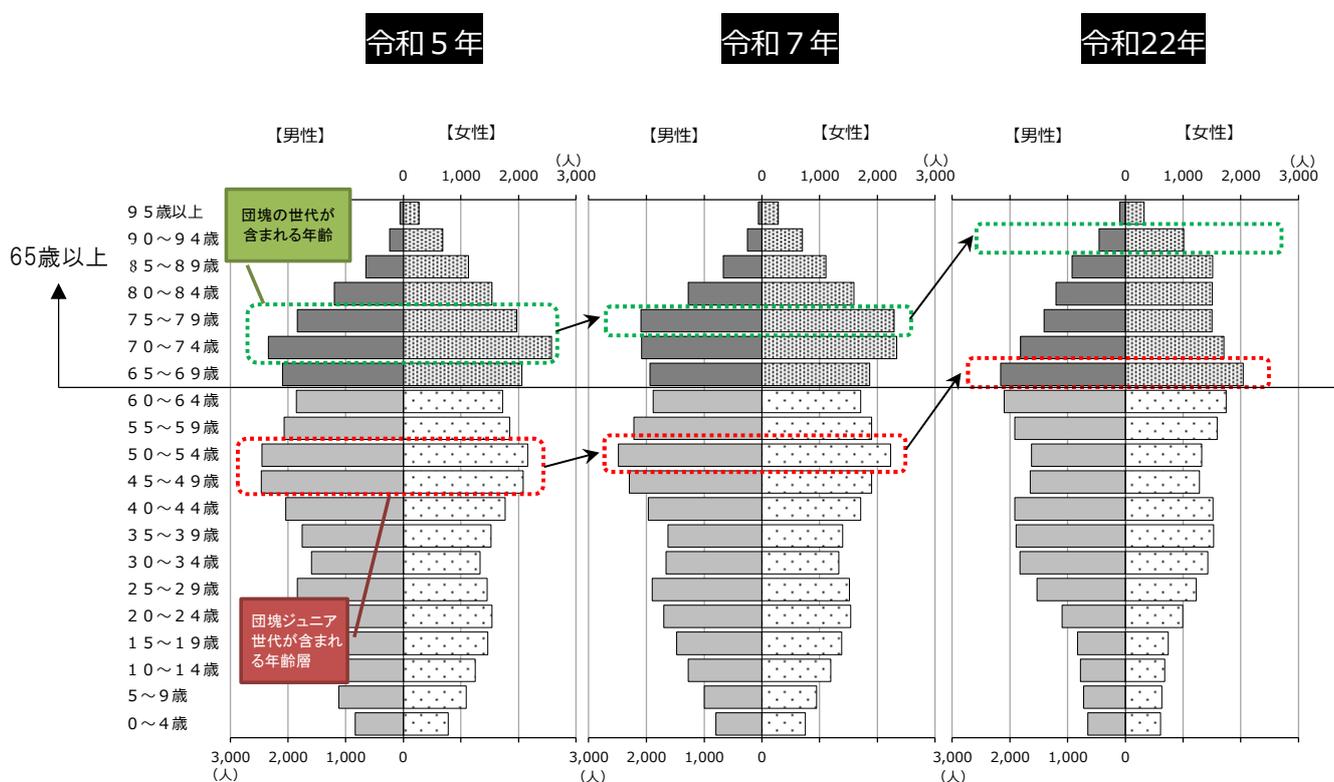
市の人口構造の変化

本計画を含め、今後の社会保障制度を考えていく上では、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造の局面が変化し、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年までの見通しを十分に検討することが必要です。

本市の人口ピラミッドを描くと、下記のとおりとなります。

令和5年9月末日現在、団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれ。令和5年で74～76歳になる）は約3,000人です。令和7年には全員が75歳以上のいわゆる「後期高齢者」となり、日常生活を継続するために医療や介護などの支援や手助けが必要になる年齢になってきます。

また、令和5年9月末日現在、45～49歳の団塊ジュニア世代（昭和46年から昭和49年生まれ。令和5年で49～52歳になる）が約2,500人です。これらの世代が令和22年には65歳以上となり、それまで培った経験・スキルを活用して、地域社会の担い手として活躍することが期待されます。



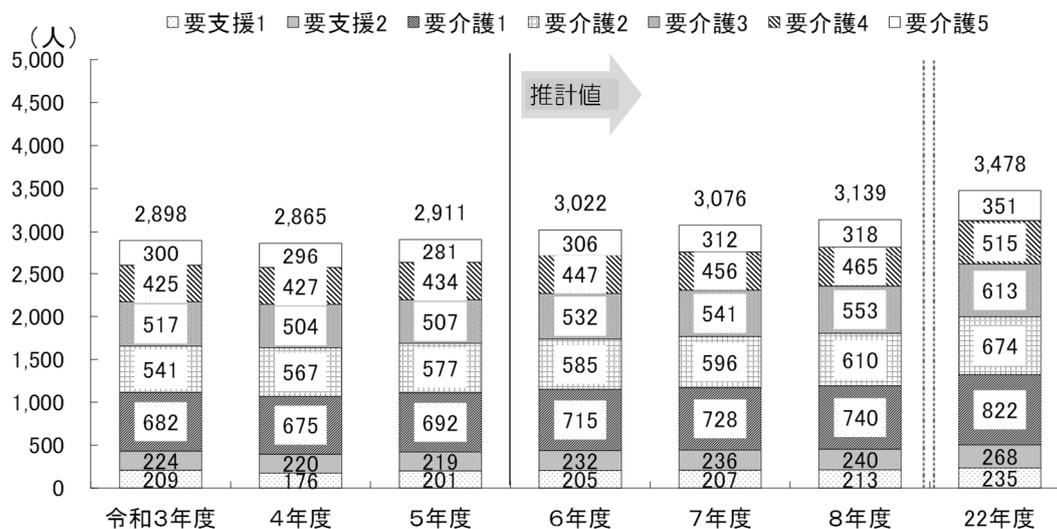
(2) 要支援・要介護者数の推移・推計

①要支援・要介護者数の推移・推計

要支援・要介護者総数の推移をみると、令和5年9月末では2,911人となっています。

推計をみると、令和6年度以降は微増して、令和8年度に3,139人の見込みとなっています。

■要支援・要介護者数（第2号被保険者を含む）の推移・推計



■要支援・要介護者数（第2号被保険者を含む）の推移・推計 単位：人

	実績値			推計値			
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
要支援1	209	176	201	205	207	213	235
要支援2	224	220	219	232	236	240	268
要介護1	682	675	692	715	728	740	822
要介護2	541	567	577	585	596	610	674
要介護3	517	504	507	532	541	553	613
要介護4	425	427	434	447	456	465	515
要介護5	300	296	281	306	312	318	351
総数	2,898	2,865	2,911	3,022	3,076	3,139	3,478

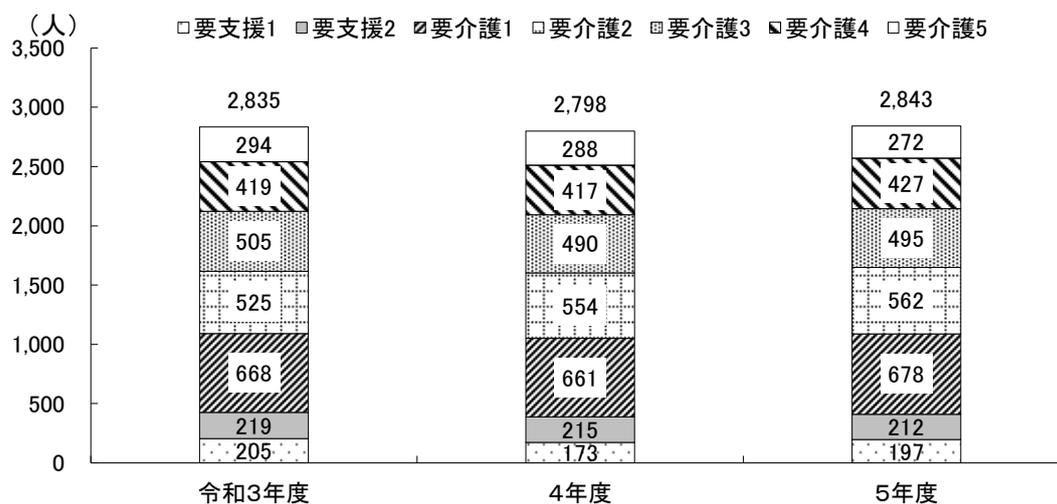
資料：厚生労働省「見える化」システム総括表

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

②要支援・要介護者数（第1号被保険者数）の推移

要支援・要介護者の認定者数のうち第1号被保険者数の推移をみると、令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間中は、2,800人前後で推移しました。

■要支援・要介護者数（第1号被保険者のみ）の推移



■要支援・要介護者数（第1号被保険者のみ）の推移

単位：人

	令和3年度	4年度	5年度
要支援1	205	173	197
要支援2	219	215	212
要介護1	668	661	678
要介護2	525	554	562
要介護3	505	490	495
要介護4	419	417	427
要介護5	294	288	272
総数	2,835	2,798	2,843
認定率	15.2%	15.0%	15.3%

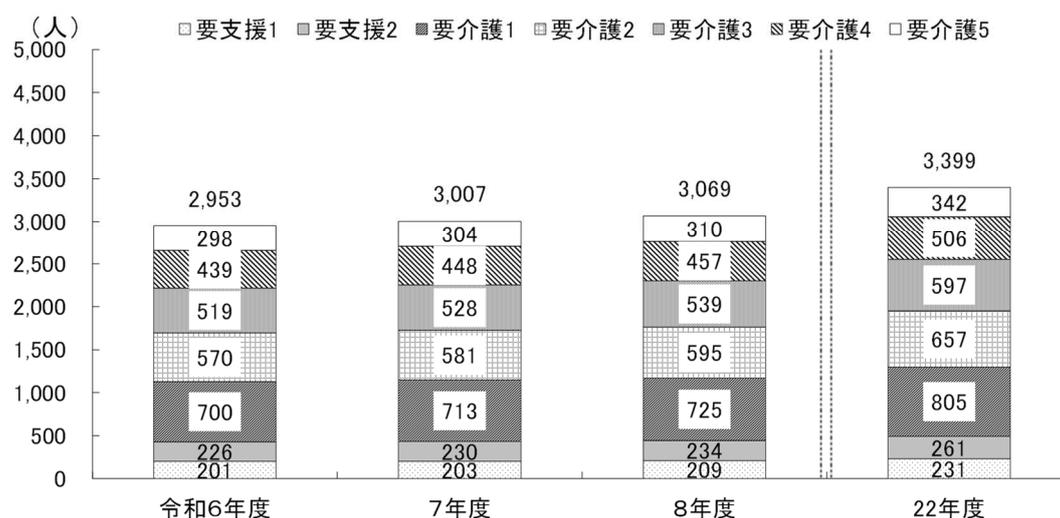
資料：厚生労働省「見える化」システム総括表

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

③要支援・要介護者数（第1号被保険者数）の推計

要支援・要介護者の認定者数のうち第1号被保険者数の推計をみると、令和6年度の2,953人から令和8年度には3,069人へと116人増加することが見込まれます。

■要支援・要介護者数（第1号被保険者のみ）の推計



■要支援・要介護者数（第1号被保険者のみ）の推計

単位：人

	令和6年度	7年度	8年度	22年度
要支援1	201	203	209	231
要支援2	226	230	234	261
要介護1	700	713	725	805
要介護2	570	581	595	657
要介護3	519	528	539	597
要介護4	439	448	457	506
要介護5	298	304	310	342
総数	2,953	3,007	3,069	3,399
認定率	15.9%	16.2%	16.6%	19.3%

資料：厚生労働省「見える化」システム総括表

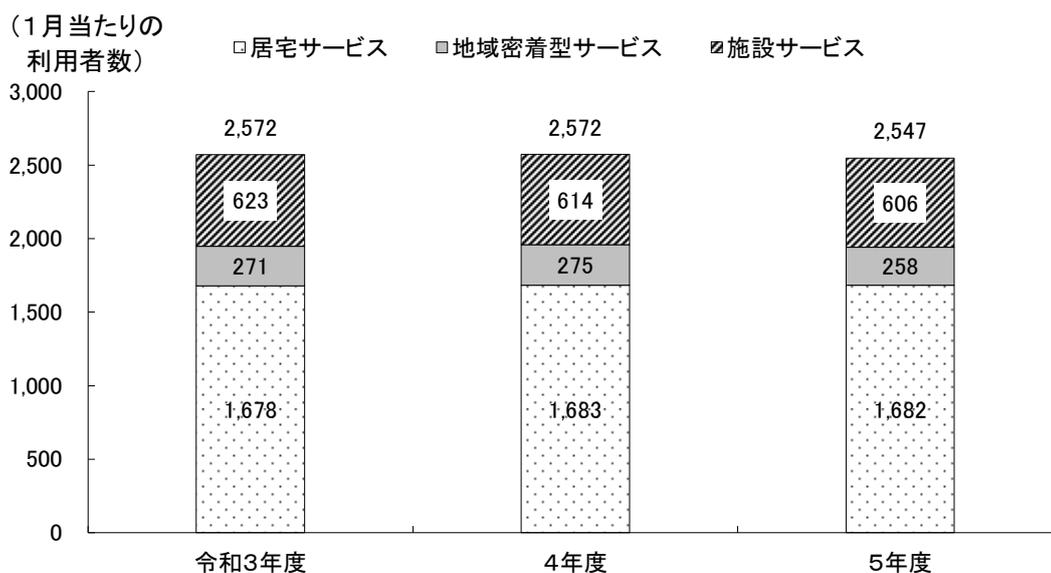
第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

(3) 介護保険サービスの利用状況

①介護保険サービスの利用者数（介護予防含む）

介護保険サービスの1月当たりの利用者数をみると、令和3年度以降、居宅サービスは約1,700人、地域密着型サービスは約300人、施設サービスは約600人で推移しています。

■サービス利用者数の状況



※1月当たりの利用者数をサービスごとに四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。

資料：介護事業状況報告書（令和3年度～令和4年度は年報。令和5年度は5～10月月報）

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

■介護サービス利用者数の状況

単位：人

	令和3年度	4年度	5年度
(1) 居宅サービス	4,172	4,198	4,338
訪問介護	246	238	256
訪問入浴介護	42	42	45
訪問看護	161	172	175
訪問リハビリテーション	82	84	89
居宅療養管理指導	276	274	287
通所介護	564	581	601
通所リハビリテーション	235	234	247
短期入所生活介護	214	205	203
短期入所療養介護（老健）	7	5	7
短期入所療養介護（病院等）	1	1	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	910	919	955
特定福祉用具購入費	14	14	17
住宅改修費	7	8	7
特定施設入居者生活介護	38	40	45
居宅介護支援	1,376	1,382	1,404
(2) 地域密着型サービス	271	274	254
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	178	188	175
認知症対応型通所介護	3	2	1
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	91	85	78
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
複合型サービス（新設）			
(3) 施設サービス	625	615	612
介護老人福祉施設	423	420	406
介護老人保健施設	202	195	206
介護医療院	0	1	0
介護療養型医療施設	0	0	0
合計	5,068	5,087	5,204

■介護予防サービス利用者数の状況

単位：人

	令和3年度	4年度	5年度
(1) 居宅サービス	376	371	360
介護予防訪問入浴介護	1	1	1
介護予防訪問看護	19	18	16
介護予防訪問リハビリテーション	18	14	14
介護予防居宅療養管理指導	13	11	13
介護予防通所リハビリテーション	48	43	36
介護予防短期入所生活介護	2	5	3
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	104	110	114
特定介護予防福祉用具購入費	2	2	2
介護予防住宅改修	2	2	4
介護予防特定施設入居者生活介護	10	8	7
介護予防支援	158	157	150
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	1	3
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1	3
合計	376	372	363

※小数点以下第1位を四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。

資料：厚生労働省「見える化」システム総括表

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

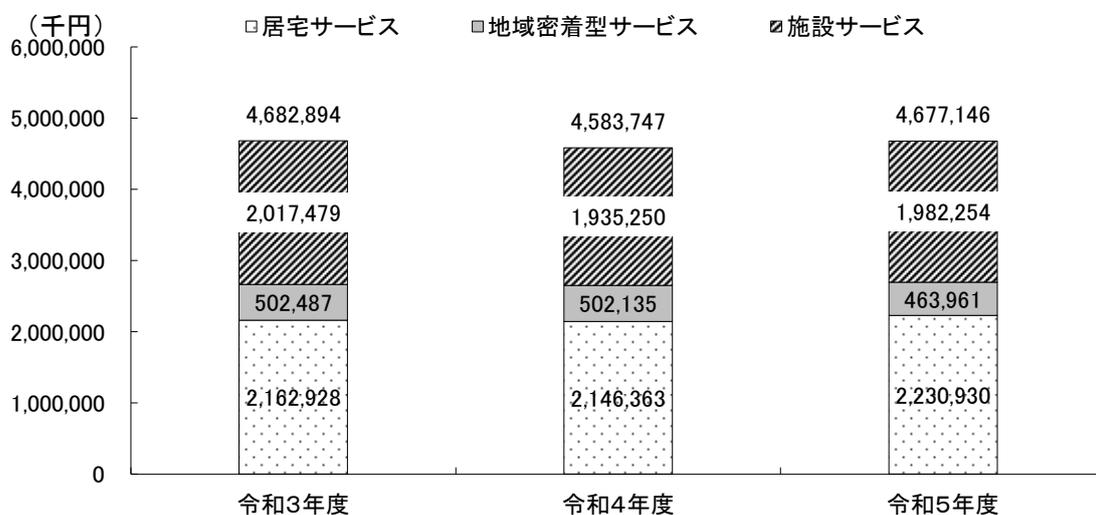
②介護保険サービスの給付費（介護予防を含む）

介護保険サービスの給付費をみると、居宅サービスは令和3年度から令和5年度にかけて21億から22億円で推移し、令和3年度から令和5年度にかけて約6千8百万円増加しています。

地域密着型サービスは、令和3年度から令和5年度にかけて5億円前後で推移しています。

施設サービスは、令和3年度の約20億2千万円から令和5年度の約19億8千万円と約3千5百万円減少しています。

■ サービス給付費の状況



※千円未満を四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。

資料：厚生労働省「見える化」システム総括表

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

■介護サービス給付費の状況

単位：千円

	令和3年度	4年度	5年度
(1) 居宅サービス	2,102,110	2,089,655	2,175,317
訪問介護	205,720	206,171	227,717
訪問入浴介護	28,181	32,294	35,303
訪問看護	93,342	102,157	103,994
訪問リハビリテーション	29,011	27,828	29,829
居宅療養管理指導	32,653	33,242	34,959
通所介護	633,591	614,220	634,136
通所リハビリテーション	230,582	220,239	232,026
短期入所生活介護	342,470	330,887	325,139
短期入所療養介護（老健）	9,930	6,342	9,660
短期入所療養介護（病院等）	3,653	2,340	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	147,088	155,816	163,368
特定福祉用具購入費	4,543	4,656	5,678
住宅改修費	7,002	9,628	6,737
特定施設入居者生活介護	86,862	91,137	107,951
居宅介護支援	247,481	252,698	258,821
(2) 地域密着型サービス	502,368	499,733	455,415
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	223,016	236,293	209,886
認知症対応型通所介護	2,221	1,428	572
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	277,132	262,012	244,957
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
複合型サービス（新設）			
(3) 施設サービス	2,017,479	1,935,250	1,982,254
介護老人福祉施設	1,356,100	1,283,765	1,276,649
介護老人保健施設	661,379	650,116	705,605
介護医療院	0	1,370	0
介護療養型医療施設	0	0	0
合計	4,621,958	4,524,637	4,612,987

■介護予防サービス給付費の状況

単位：千円

	令和3年度	4年度	5年度
(1) 居宅サービス	60,818	56,708	55,613
介護予防訪問入浴介護	414	442	478
介護予防訪問看護	6,607	6,000	5,378
介護予防訪問リハビリテーション	4,597	3,447	3,570
介護予防居宅療養管理指導	1,265	1,104	1,399
介護予防通所リハビリテーション	19,696	17,819	15,574
介護予防短期入所生活介護	824	1,463	803
介護予防短期入所療養介護（老健）	40	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,011	8,806	9,304
特定介護予防福祉用具購入費	618	613	622
介護予防住宅改修	2,476	2,344	4,642
介護予防特定施設入居者生活介護	7,515	5,966	5,504
介護予防支援	8,755	8,703	8,340
(2) 地域密着型介護予防サービス	118	2,402	8,546
介護予防認知症対応型通所介護	0	51	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	118	2,351	8,546
合計	60,936	59,110	64,159

※千円未満を四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。

資料：厚生労働省「見える化」システム総括表

2 アンケートからみる現状

(1) 調査概要

本計画に先立ち、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査を踏まえ、当市における65歳以上の要介護認定を受けていない方や要支援・要介護認定者の生活実態及び高齢者福祉に関する意見等を把握し、市が今後取り組むべき方向性や市に期待されている介護保険施策等の検討・立案に資する目的で実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査方法】

郵送

【調査期間】

令和4年11月7日～11月21日

【調査対象者】

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者及び要支援認定者 3,500人

②在宅介護実態調査

【調査方法】

郵送・更新申請訪問調査時に聞き取り

【調査期間】

令和4年4月1日～令和5年2月9日

【調査対象者】

在宅で生活している要支援・要介護認定者 1,313人

【配布・回収の状況】

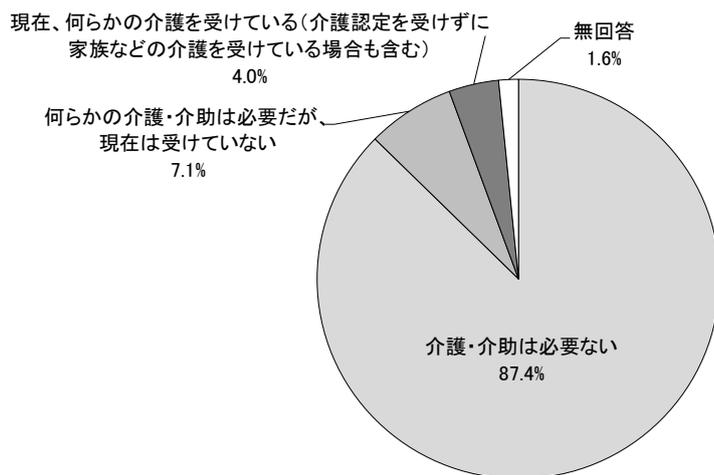
調査区分	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,500件	2,083件	59.5%
在宅介護実態調査	1,313件	536件	40.8%

(2) アンケート調査からみる高齢者の実態

①生活状況と健康状態について <介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

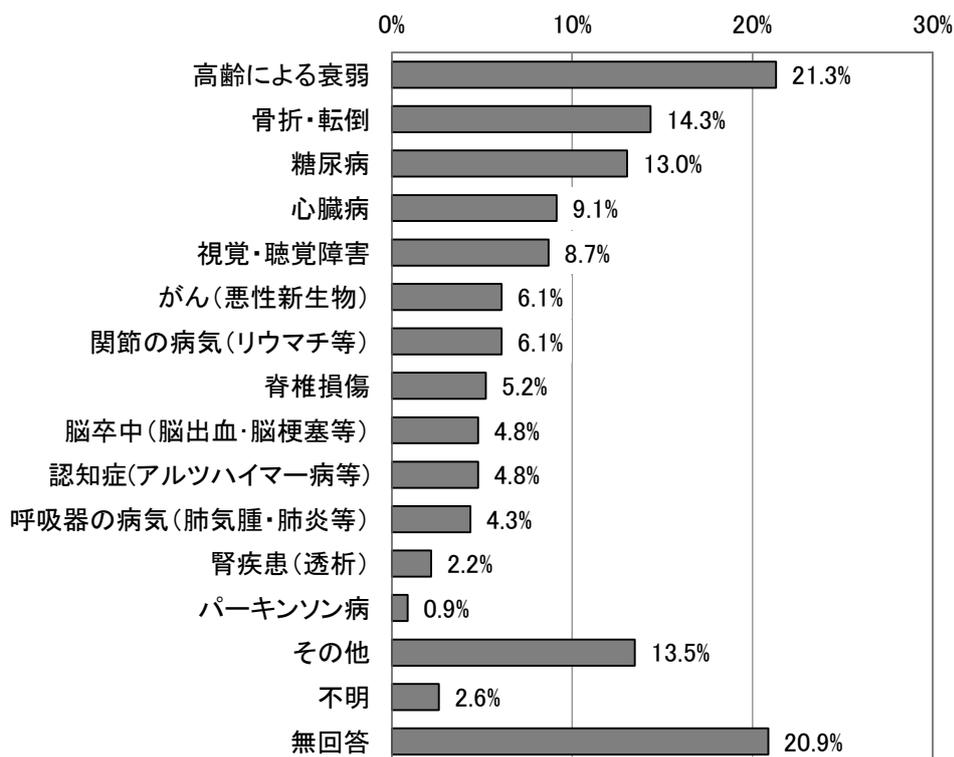
■ 普段の生活で介護・介助の必要性

「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が4.0%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.1%で、「何らかの介護・介助が必要」は11.1%となっています。



■ 介護・介助が必要となった原因

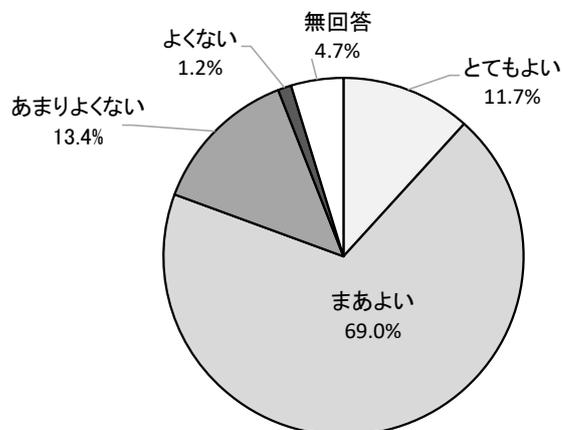
介護・介助が必要となった原因の1位は「高齢による衰弱」で21.3%です。次いで、「骨折・転倒」(14.3%)、「糖尿病」(13.0%)、「心臓病」(9.1%)、「視覚・聴覚障害」(8.7%)などとなっています。



第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

■現在の健康状態

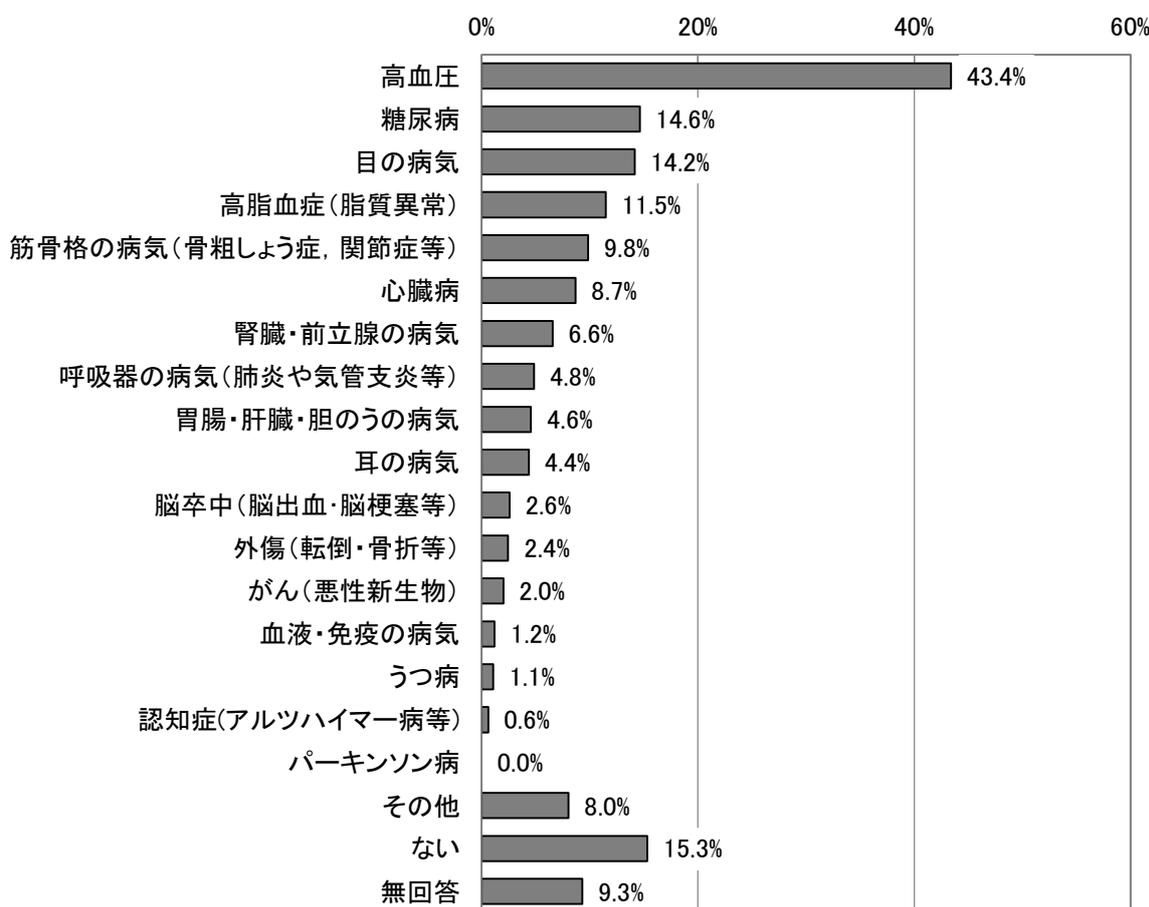
現在の健康状態は、「まあよい」が69.0%で最も高く、「とてもよい」(11.7%)と合わせた《よい》は80.7%です。一方、「あまりよくない」(13.4%)と「よくない」(1.2%)を合わせた《よくない》は14.6%となっています。



■現在治療中、または後遺症のある病気

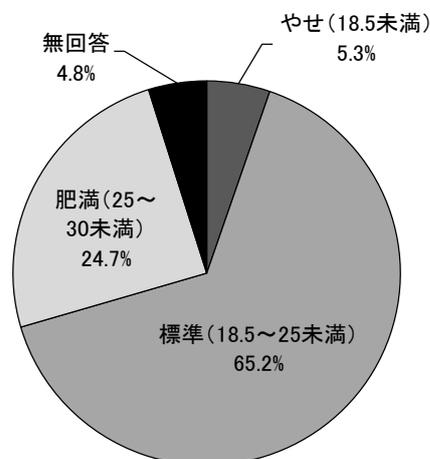
現在治療中、または後遺症のある病気については、《ある》(100%-「ない」-「無回答」)が75.4%、「ない」は15.3%となっています。

具体的な疾病としては、「高血圧」が43.4%で最も高く、次いで、「糖尿病」(14.6%)、「目の病気」(14.2%)、「高脂血症(脂質異常)」(11.5%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症, 関節症等)」(9.8%)などとなっています。



■BMIの状況

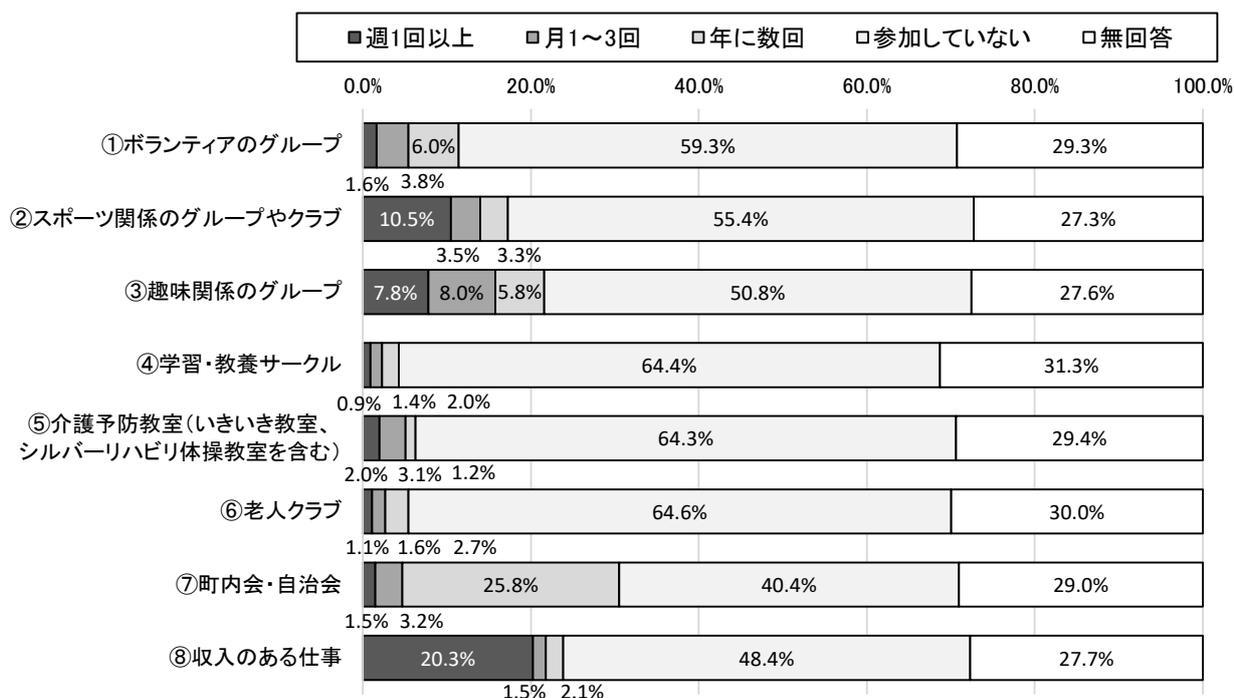
身長と体重から算出したBMIは、「標準」が65.2%で最も高く、次いで「肥満」が24.7%、「やせ」が5.3%となっています。



②社会活動への参加について <介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

■会・グループへの参加頻度

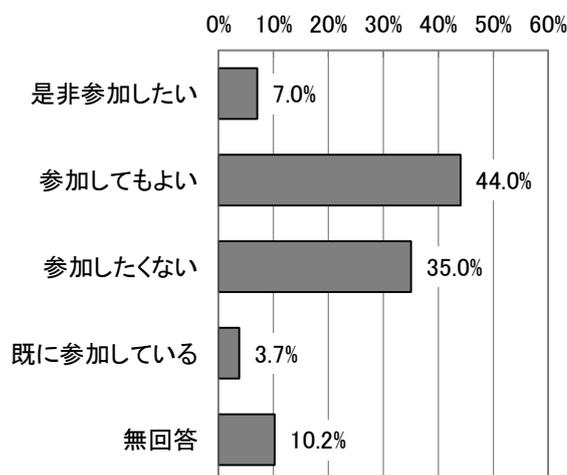
「週1回以上」は、「⑧収入のある仕事」が20.3%で最も高く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」(10.5%)となっています。また、「週1回以上」から「年に数回」までを合わせた《年に数回以上参加》は、「⑦町内会・自治会」が30.5%で最も高く、次いで「⑧収入のある仕事」(23.9%)、「③趣味関係のグループ」(21.6%)などとなっています。



第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

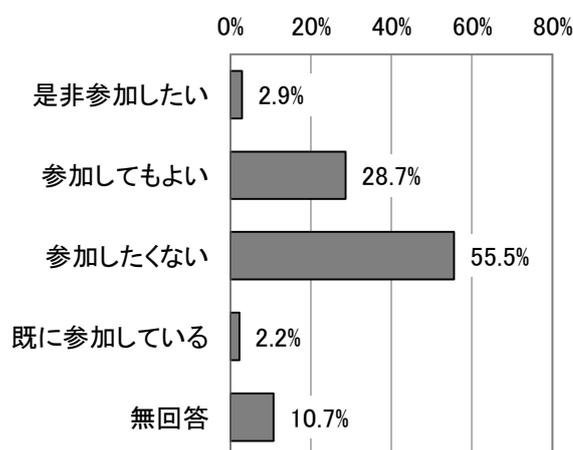
■地域住民による活動に参加者としての参加意向

参加者としての参加意向は、「参加してもよい」が44.0%で最も高く、「是非参加したい」(7.0%)と「既に参加している」(3.7%)を合わせた《参加したい(している)》は54.7%となっています。一方、「参加したくない」は35.0%となっています。



■地域住民による活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

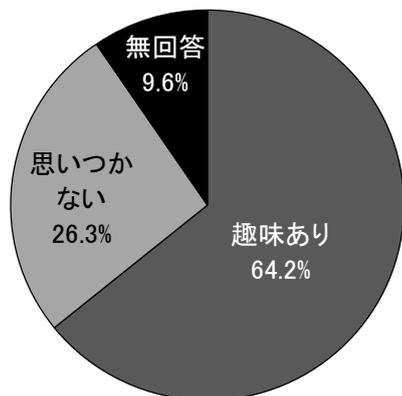
企画・運営（お世話役）としての参加意向は、「参加したくない」が55.5%で最も高くなっています。一方、「既に参加している」(2.2%)、「是非参加したい」(2.9%)、「参加してもよい」(28.7%)を合わせた《参加したい(している)》は33.8%となっています。



③ 生きがいづくりについて <介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

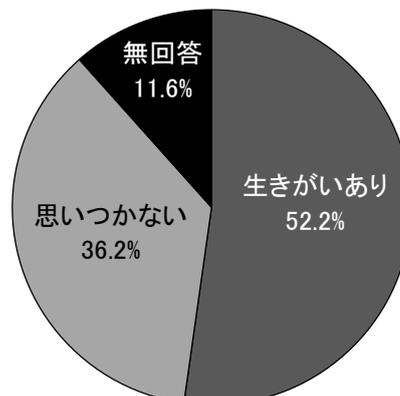
■趣味の有無

「趣味あり」は64.2%で、「思いつかない」は26.3%となっています。



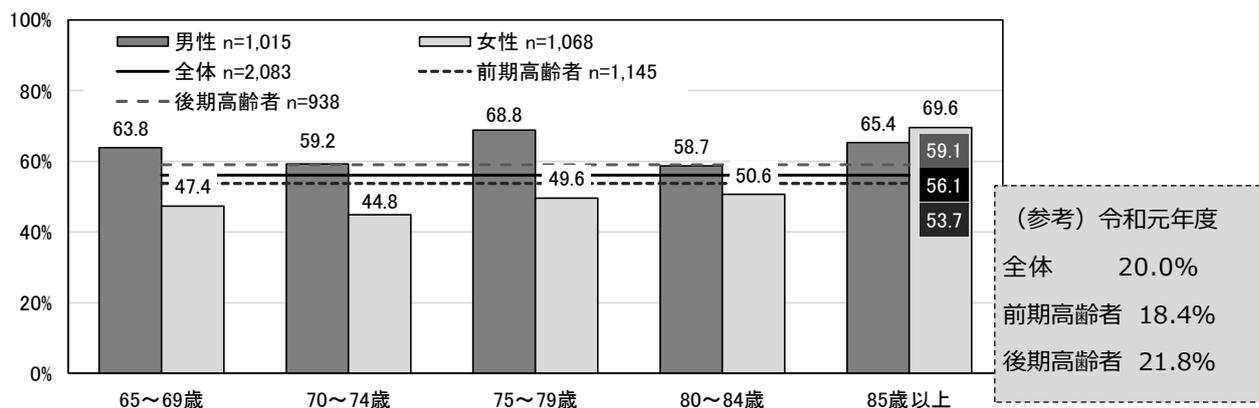
■生きがいの有無

「生きがいあり」は52.2%で、「思いつかない」は36.2%となっています。



④ 社会的役割の低下 <介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

社会的役割の低下リスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、他のリスクに比べて該当割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症によって、外出を控えたり、病院の面会禁止などの影響があると考えられます。

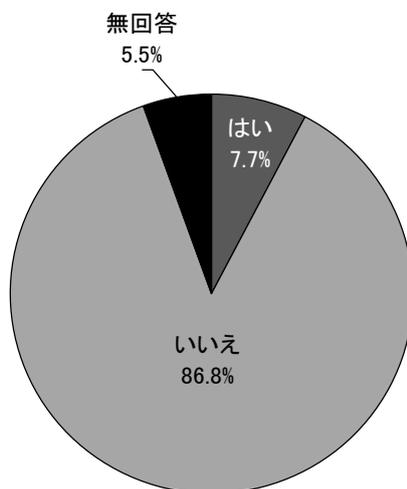


第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

⑤ 認知症について <介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

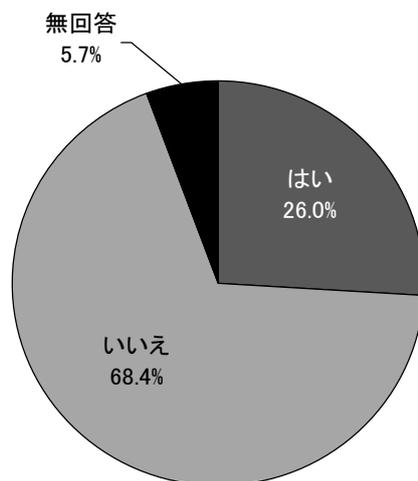
■本人または家族に認知症の症状の有無

本人または家族に認知症の症状があるかについては、「いいえ」が86.8%で、「はい」は7.7%となっています。



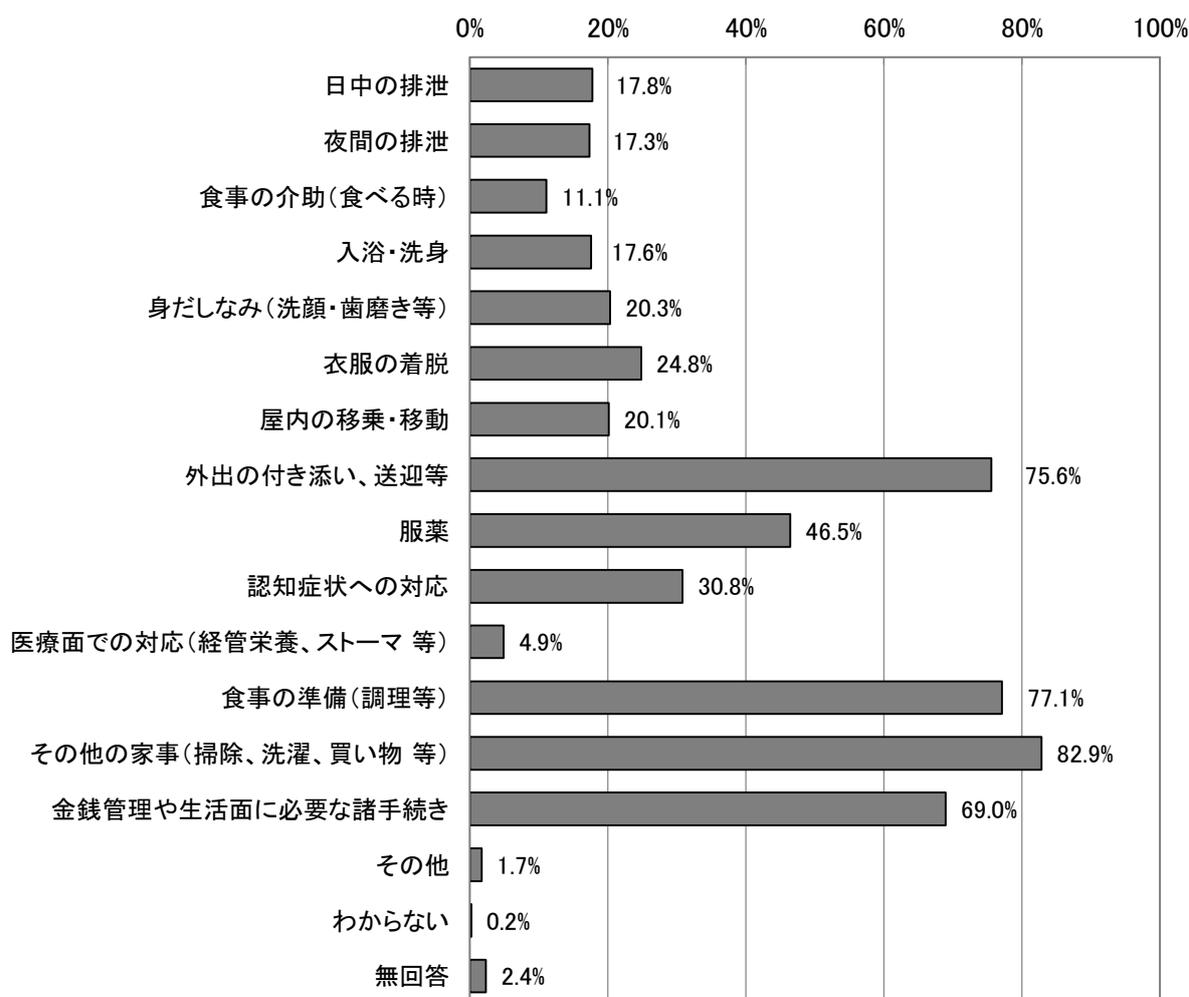
■認知症に関する相談窓口の認知

認知症に関する相談窓口の認知を知っているかについては、「いいえ」が68.4%で、「はい」が26.0%となっています。



⑥主な介護者が行っている介護等 <在宅介護実態調査>

主な介護者が行っている介護等は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が82.9%で最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」（77.1%）,「外出の付き添い、送迎等」（75.6%）,「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（69.0%）,「服薬」（46.5%）などとなっています。



第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

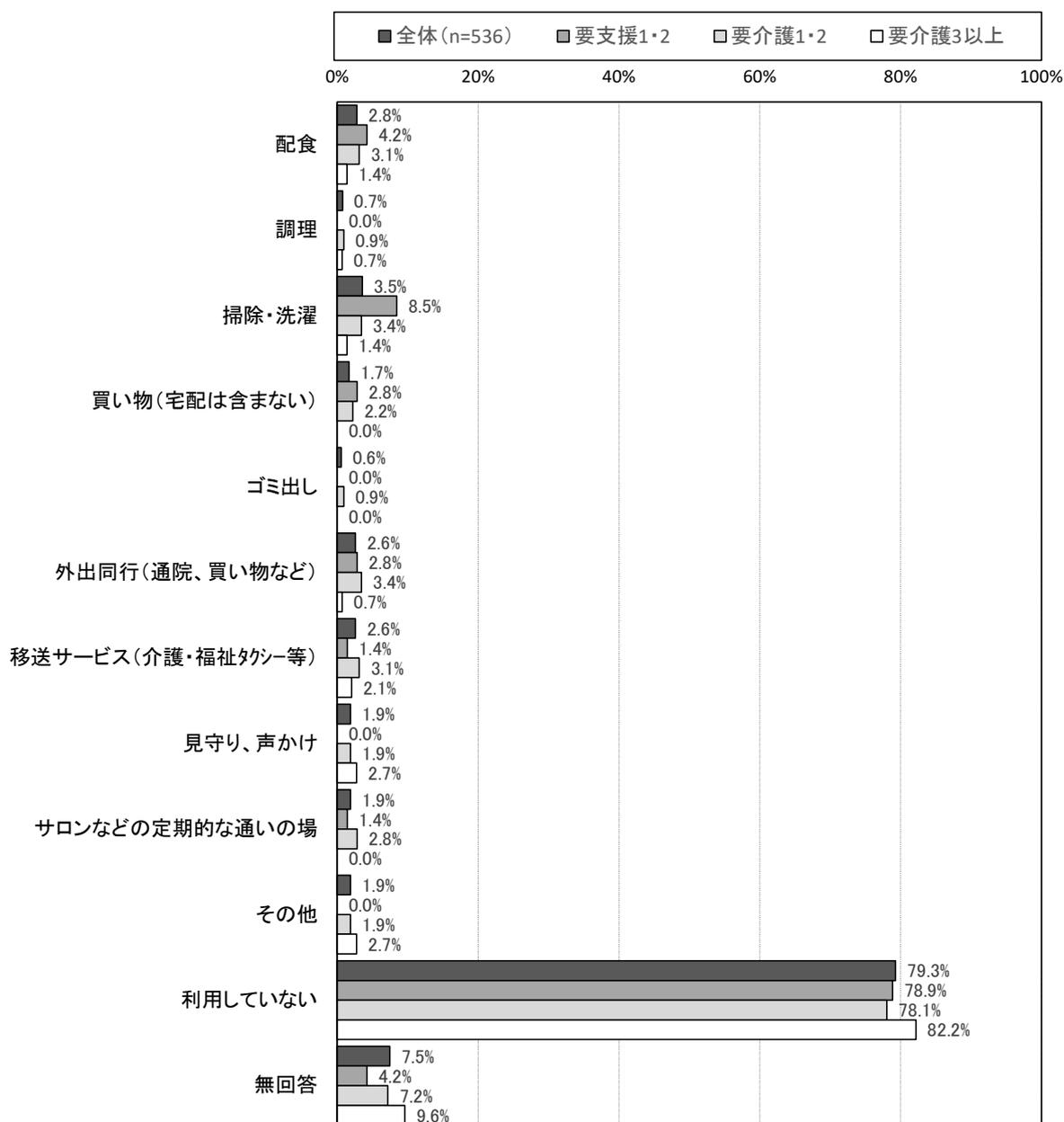
⑦現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス

<在宅介護実態調査>

「介護保険サービス以外」の支援・サービスの利用は「利用していない」が79.3%で、《利用している》(100%-「利用していない」-「無回答」)が13.2%となっています。利用している支援・サービスとしては、「掃除・洗濯」が3.5%で最も高く、次いで、「配食」(2.8%)となっています。

認定状況別にみると、《利用している》は「要支援1・2」が16.9%、「要介護1・2」が14.7%、「要介護3以上」は8.2%となっています。

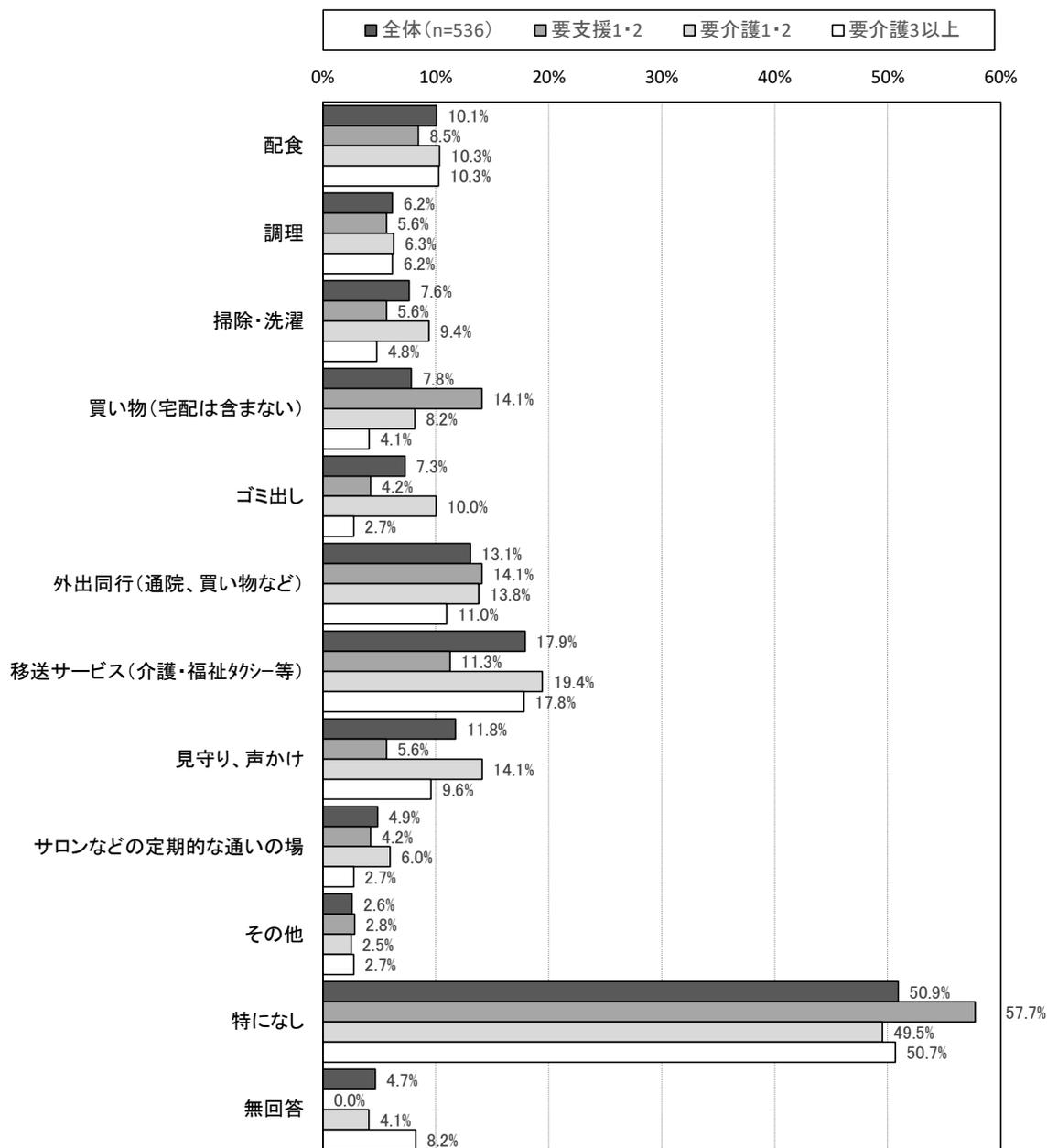
利用している支援・サービスとしては、「要支援1・2」では「掃除・洗濯」が8.5%、「要介護1・2」では「掃除・洗濯」と「外出同行(通院, 買い物など)」がともに3.4%、「要介護3以上」では「見守り, 声かけ」が2.7%で、それぞれ最も高くなっています。



⑧在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス <在宅介護実態調査>

在宅生活を継続するために必要と感じる支援・サービスの有無は、「特になし」が50.9%で、《ある》(100%-「特になし」-「無回答」)が44.4%となっています。必要と感じる支援・サービスとしては、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が17.9%で最も高く、次いで、「外出同行(通院, 買い物など)」(13.1%), 「見守り, 声かけ」(11.8%), 「配食」(10.1%) となっています。

認定状況別にみると、「要支援1・2」では「買い物(宅配は含まない)」と「外出同行(通院, 買い物など)」がともに14.1%, 「要介護1・2」では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が19.4%, 「要介護3以上」では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が17.8%で、それぞれ最も高くなっています。

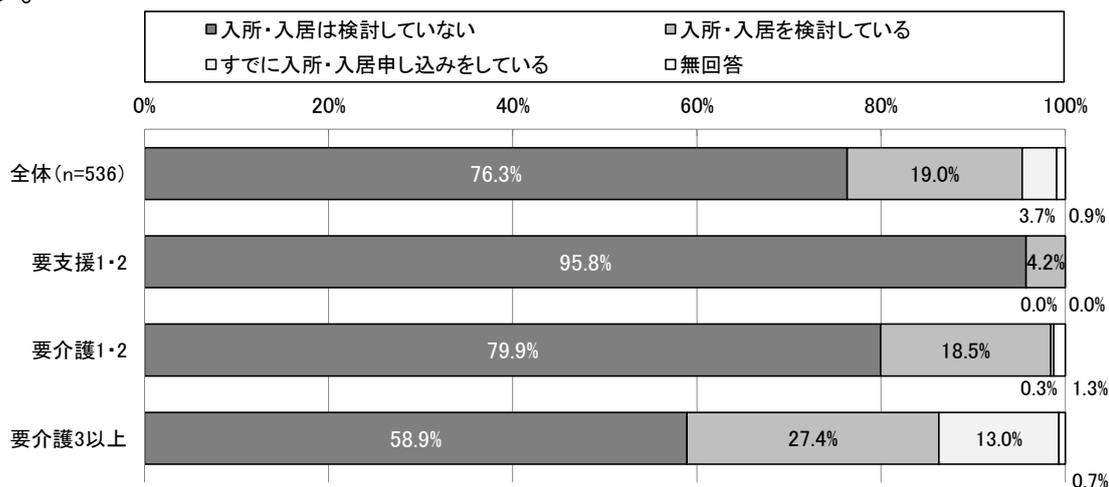


第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

⑨施設等への入所・入居の検討状況 <在宅介護実態調査>

現時点での施設等の検討状況は、「入所・入居を検討している」が19.0%で、「すでに入所・入居申し込みをしている」(3.7%)を合わせた《入所・入居の予定, 検討》が22.7%となっています。

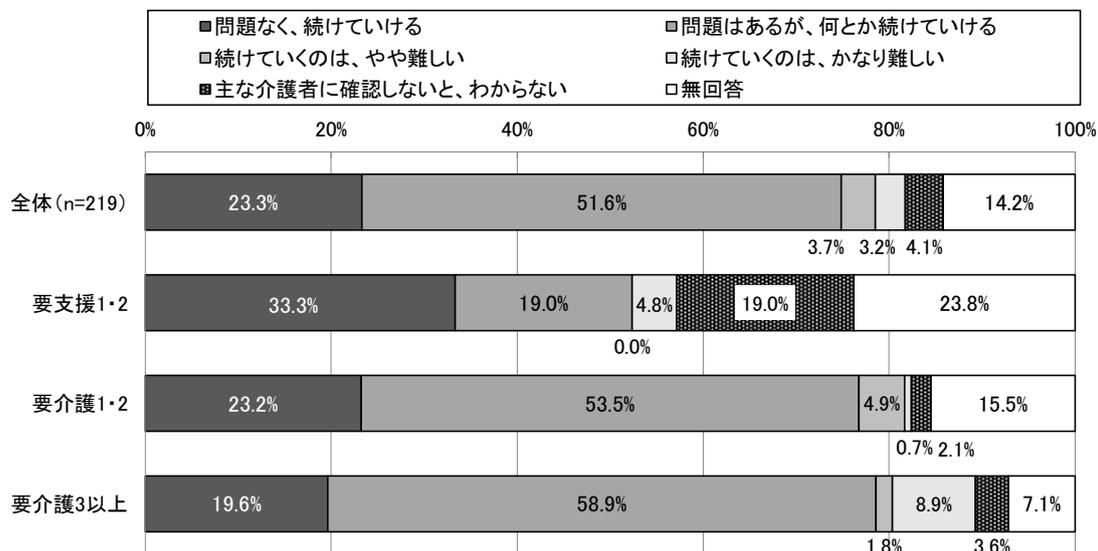
認定状況別にみると,《入所・入居の予定, 検討》は「要介護3以上」が40.4%で最も高く, 以下「要介護1・2」が18.8%, 「要支援1・2」が4.2%となっています。



⑩主な介護者の就労継続見込み <在宅介護実態調査>

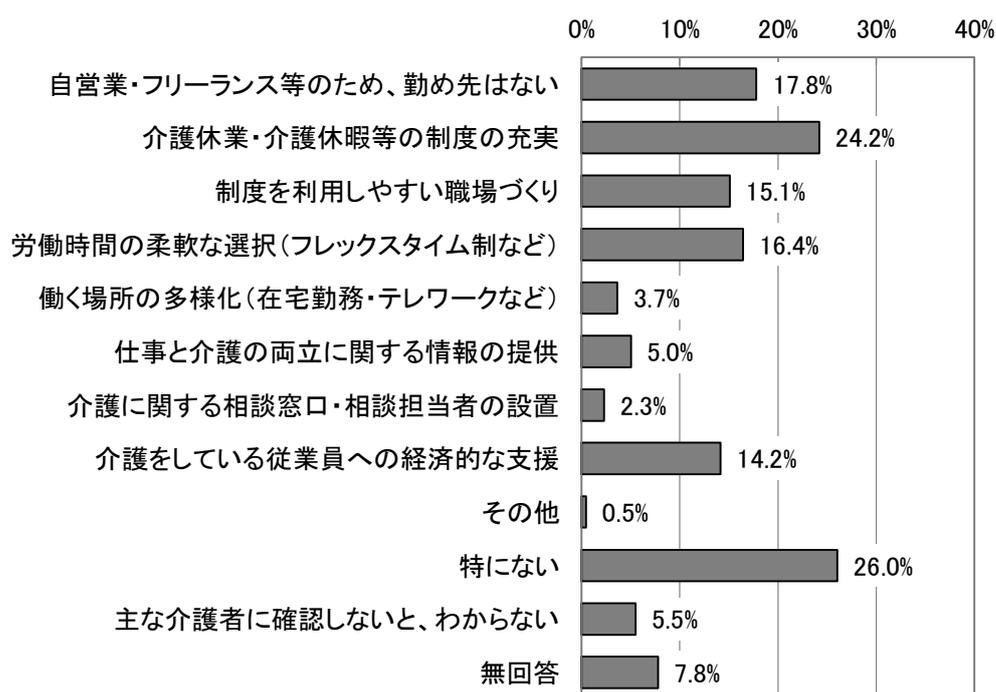
主な介護者の就労継続見込みは、「問題はあるが、何とか続けていける」が51.6%で最も高く, 「問題なく, 続けていける」(23.3%)を合わせた《続けていける》は74.9%です。逆に「続けていくのは, やや難しい」(3.7%)と「続けていくのは, かなり難しい」(3.2%)を合わせた《難しい》は6.9%となっています。

認定状況別にみると, 《難しい》は「要介護3以上」が10.7%で最も高く, 以下「要介護1・2」が5.6%, 「要支援1・2」では4.8%となっています。



⑪主な介護者が仕事と介護の両立に効果があると思う支援 <在宅介護実態調査>

勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うかについては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が24.2%と最も多く、次いで「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が17.8%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が16.4%となっています。また、「特にない」が26.0%となっています。

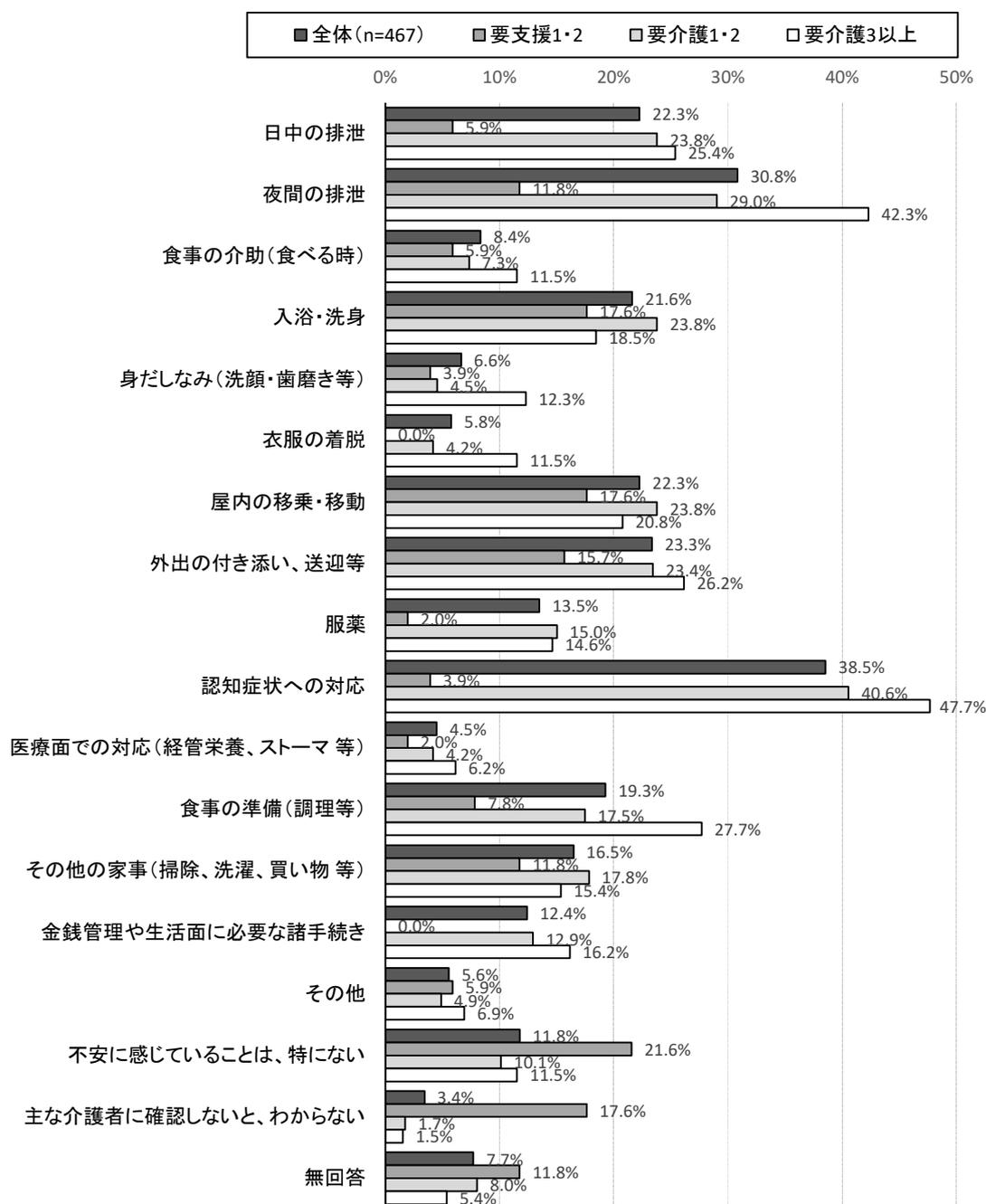


第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

⑫主な介護者が不安に感じる介護 <在宅介護実態調査>

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じている介護等は、「認知症状への対応」が38.5%で最も高く、次いで、「夜間の排泄」(30.8%)、「外出の付き添い、送迎等」(23.3%)、「日中の排泄」と「屋内の移乗・移動」(各22.3%)などとなっています。

認定状況別にみると、「要介護3以上」では、「認知症状への対応」が47.7%で最も高く、次いで「夜間の排泄」(42.3%)となっています。「要介護1・2」でも、「認知症状への対応」が40.6%で最も高く、次いで「夜間の排泄」(29.0%)となっています。「要支援1・2」では、「入浴・洗身」と「屋内の移乗・移動」がともに17.6%で最も高くとなっています。



(3) アンケート調査からみえる特徴と課題

①生活状況と健康状態について

《何らかの介護・介助が必要》(11.1%)が1割強あり、その原因としては、「高齢による衰弱」が21.3%で最も高く、以下「骨折・転倒」(14.3%)、「糖尿病」(13.0%)、「心臓病」(9.1%)、「視覚・聴覚障害」(8.7%)などとなっています。特に、「骨折・転倒」については、令和元年度から約5ポイント増加しています。これらの多くは生活習慣を見直すことにより避けられるものであり、フレイル対策・介護予防の取組を引き続き充実させていく必要があります。

スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度は「週1回以上」が10.5%みられるものの、介護予防教室への参加頻度は低い状況は令和元年度から変わりません。リスク分析を介護予防事業への参加状況別で詳細にみたところ、女性の75歳以上の介護予防事業参加者は、運動器機能、低栄養傾向、閉じこもり傾向などのリスクが非参加者に比べて低いなど、一定的な効果がみられました。こうした介護予防事業の効果なども周知しながら、多様な主体による運動や健康(体力)づくりができる環境づくり、そして、取組みが継続しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

②社会活動への参加について

地域住民による活動への参加者としての参加意向では、「参加してもよい」が44.0%で最も高くなっていますが、「是非参加したい」(7.0%)や「既に参加している」(3.7%)は少なく、この傾向は令和元年度から変化していません。いかに「参加してもよい」と考えている層を、意識だけでなく実際の活動へ結び付けるかが課題です。

高齢者が生きがいや活力を実感し、充実した生活を営むことができるよう、多様な高齢者のニーズに応え、生涯学習や趣味、地域におけるサークル・団体活動等を促進するほか、就労等の支援も含め、引き続き高齢者の社会参加の機会の充実を図る必要があります。加えて、少子高齢化の進展に伴い、現役世代(担い手)が減少していくことが見込まれることから、人手不足分野での就業機会の開拓や地域における支援の担い手への育成など、活力を有効活用するための仕掛けづくりが求められています。

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

③新型コロナウイルス感染症の影響について

リスク分析では、様々な角度からリスク判定をしましたが、中でも、社会的役割の低下リスクは、令和元年度から極端に増加しています。社会的役割の低下リスクは、「友人の家を訪ねていますか」、「家族や友人の相談にのっていますか」、「病人を見舞うことができますか」、「若い人に自分から話しかけることがありますか」の4つの設問の回答状況から判定されたものですが、人とのつながりがコロナ禍で大きく影響を受けたことが推察されます。

コロナ禍で外出が制限されていた中、生活の場でオンラインを活用した方式が広がり、便利さは増した一面もありますが、人とのつながりを持つことは、孤独や孤立感の解消にもつながることから、高齢者の外出頻度や社会参加の機会をコロナ禍前に戻していく必要があります。

④認知症について

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の割合（7.7%）は約1割になっています。一方で、認知症に関する相談窓口を知らない人の割合は68.4%と高い状況にあります。

また、在宅介護実態調査では、調査対象者が現在抱えている傷病の第1位が認知症（29.7%）であり、介護者が現在の生活を継続するにあたって最も不安な介護が「認知症状への対応」（38.5%）となっています。

令和5年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。その基本理念や、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、認知症の人やその家族の視点を意識しながら、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会の実現を目指していく必要があります。

⑤在宅介護の継続に向けた支援について

在宅介護実態調査において、就労中の介護者の今後も介護を続けていくうえでの就労継続の見込みが、「やや+かなり」難しいは6.9%となっています。

就労しながらの介護を継続するためには、勤務先からの支援として「介護休業・介護休暇等の充実」（24.2%）、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（16.4%）が求められていることから、産業部門との連携のもと、企業への働きかけも必要となります。

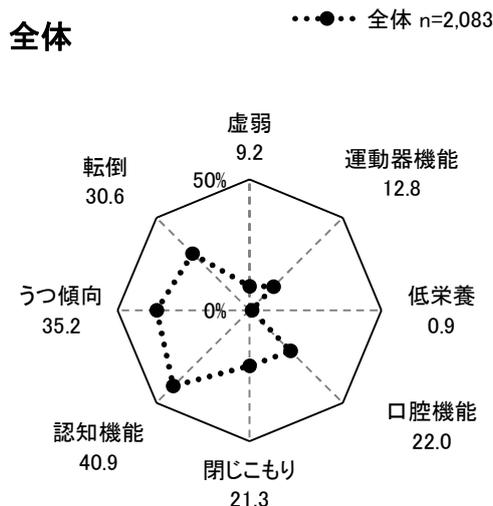
また、就労の有無にかかわらず、現在の生活を続けていくうえで不安な介護として、「認知症状への対応」（38.5%）、「夜間の排泄」（30.8%）、「外出の付き添い、送迎等」（23.3%）、「日中の排泄」と「屋内の移乗・移動」（各22.3%）が上位に挙げられています。これらの介護を支援する訪問系のサービスの充実が求められています。

(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による圏域分析

① 全体的なリスク該当状況

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、各リスクの判定を行える仕組みとなっています。ここでは、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」を参考に算出した結果を整理しています。

リスク該当状況の全体の傾向としては、「認知機能」が40.9%と最も高く、次いで「うつ傾向」が35.2%、「転倒」が30.6%となっています。



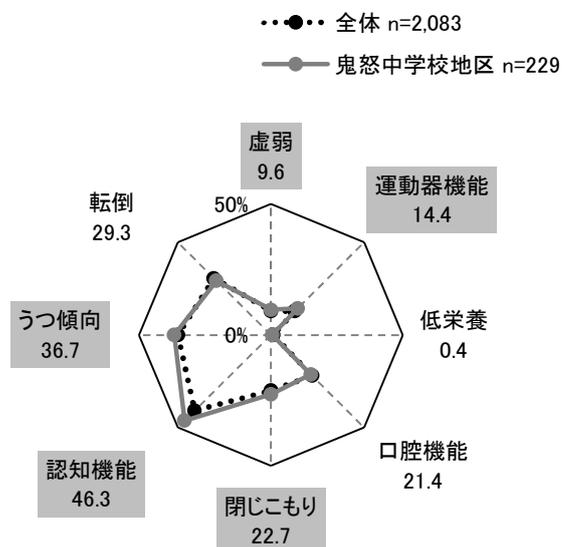
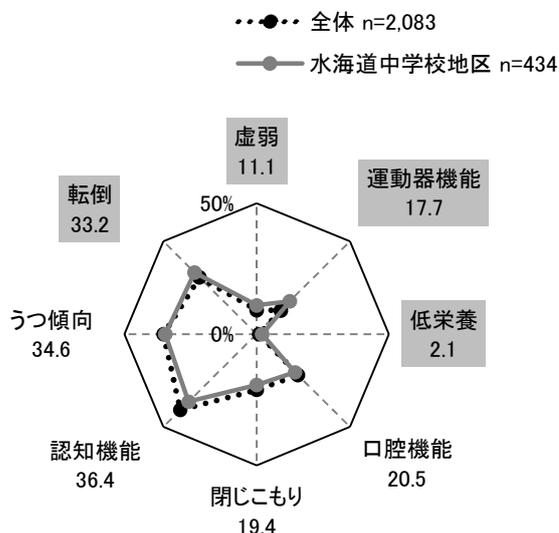
② 圏域別でのリスク該当状況

水海道中学校地区では、「虚弱」「運動器機能」「低栄養」「転倒」について、リスク該当割合が全体平均よりも高くなっています。

鬼怒中学校地区では、「虚弱」「運動器機能」「閉じこもり」「認知機能」「うつ傾向」について、リスク該当割合が全体平均よりも高くなっています。

水海道中学校地区

鬼怒中学校地区

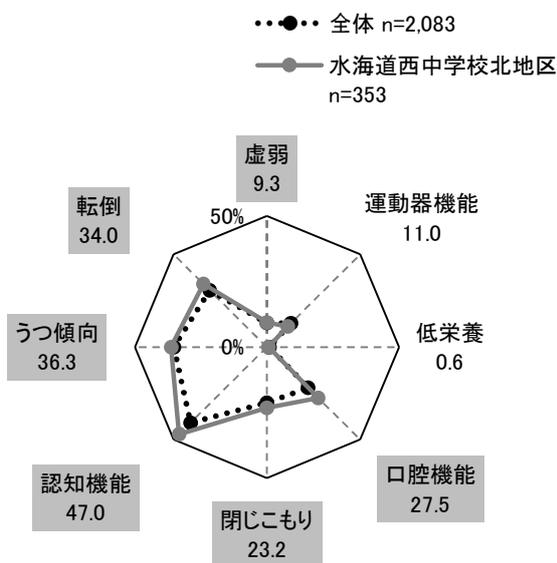


第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

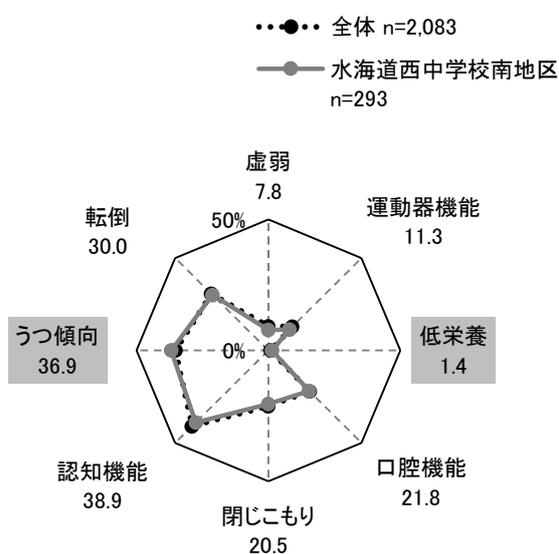
水海道西中学校北地区では、「虚弱」「口腔機能」「閉じこもり」「認知機能」「うつ傾向」「転倒」について、リスク該当割合が全体平均よりも高くなっています。

水海道西中学校南地区では、「低栄養」「うつ傾向」について、リスク該当割合が全体平均よりも高くなっています。

水海道西中学校北地区



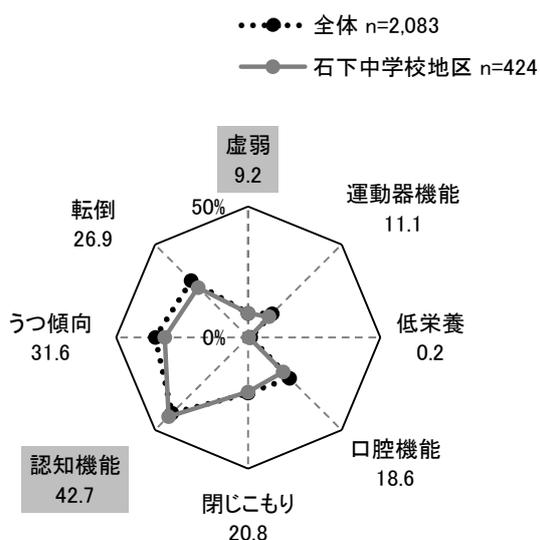
水海道西中学校南地区



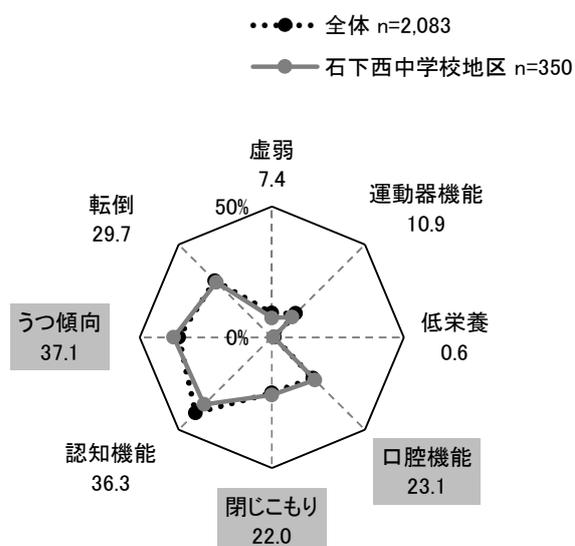
石下中学校地区では、「虚弱」「認知機能」について、リスク該当割合が全体平均よりも高くなっています。

石下西中学校地区では、「口腔機能」「閉じこもり」「うつ傾向」について、リスク該当割合が全体平均よりも高くなっています。

石下中学校地区



石下西中学校地区



※全体平均以上のリスク項目を塗りつぶして表記しています。
※無回答による判定不能は、分析対象外としています。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

(1) 憲法第25条・第13条の理念

憲法第25条は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。今日では、社会福祉、なかでも高齢者や障がい者を対象とした福祉を推進するためには、この第25条の実現を基礎として、第13条に規定する「個人としての尊重」「幸福追求権」を骨格に据えた展開が求められています。

介護保険法及び老人福祉法による計画には、本来こうした憲法理念の実現をめざすことが求められています。

(2) 介護保険法の理念

介護保険法第1条「目的」では、要介護者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係わる給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けるとしています。

介護保険制度は、介護を社会的に支える仕組みをつくと同時に、「在宅重視」を基本に要介護者等の自立支援をとおして「生活の質」の向上を目指すものといえます。

(3) 計画の基本理念

基本理念

安心して いきいきと暮らせる 支え合いのまちづくり

当市では、第6期計画において、次の4つの考え方を基に、「安心して いきいきと暮らせる 支え合いのまちづくり」を基本理念として掲げ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、引き続き自立した生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供できる体制の構築を目指しました。

- ・ 高齢者の尊厳を保持し、自立を支援する介護保険全体を貫く理念を実現して認知症や介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを推進します。
- ・ その人なりの環境にあわせて地域の支え合い活動や社会的活動に自主的に参加し、あたたかい地域づくりを推進します。
- ・ 介護が必要な状態になることを予防し、だれもが健康長寿をよろこべるまちづくりを推進します。
- ・ 支援を必要とする方の家族の営みを見守り地域で支え合いの輪をつくりまします。

介護保険法で定めている「基本指針」では、第6期(平成27年度～平成29年度)以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、2040年問題等の中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第8期計画の達成状況の検証を踏まえた上で、第9期の位置付け及び第9期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し、取組を進めることが求められています。

そのため、本計画では、「基本指針」の考え方や計画の継続性の観点から、引き続きこの基本理念を継承するものとします。

2 地域包括ケアから地域共生社会へ

国では、これまで団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に着目した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。しかし、2025年が目前に迫る中、現役世代が減少し高齢者数がピークを迎えると推計されている2040年に着目した制度改革にシフトしています。人口構成の変化による様々な影響が懸念され、社会保障の持続可能性が大きな課題となっているため、2040年を見据えた新たな取り組みが必要な状況です。

そこで国が新たに打ち出した方針が「地域共生社会の実現」です。地域共生社会とは、2025年を見据えて構築してきた地域包括ケアシステムの深化版であり、地域包括ケアシステムの考え方を、高齢者だけではなく、こども、障がいのある方、生活に困窮している方などへの支援や複合的な課題にも広げたものです。近年は、ひきこもりや8050（はちまるごーまる）問題、介護と育児のダブルケアの問題、ヤングケアラーの問題、高齢者・子どもの見守り、自助・共助による防災・防犯体制など、個人や家族で抱える課題、地域における課題が複雑・多様化しており、これまでのように縦割り行政で対応することは困難になっています。

地域共生社会の実現に向けては、日常生活圏域ごとの人口構成や高齢者人口の変化に伴う介護需要、高齢者を取り巻く地域環境等を踏まえ、地域住民が共に支え合いながら「地域づくり」の一環として取り組む必要があります。既存の制度では解決が困難な複合的課題を抱える世帯等に対して、関係機関が互いに連携しながら、より包括的に相談を受けとめることができるシステムの構築に努め、必要とされる社会資源へのつなぎや新たな資源を創出する取組を行うこと、また、積極的にアウトリーチも展開し、本人や世帯の属性等にかかわらず、相談を受けとめる体制強化の構築が必要となります。

今期計画期間においては、市及び日常生活圏域ごとの特性を踏まえ、地域ぐるみの取組を推進します。さらに、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等を通じて、関係者間で地域の課題等を整理・共有しながら、全世代・分野横断の視点に立った地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会とは

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。特に、介護福祉の分野では、介護人材の不足が問題となっており、介護による離職等を解消することを目指した取組が重要視されています。

国は、2016（平成28）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことをめざしています。

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画，民間資金活用の推進，多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え，地域資源（耕作放棄地，環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す，先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

資料：厚生労働省資料をもとに作成

重点的取組1 地域課題を解決する体制の強化

地域住民が主体となり、個人や家族で抱える課題、地域における課題に対して地域が一体となって取り組む体制づくりを推進します。

- 地域の課題を地域で解決していくための体制づくり
- 地域の関係者等との連携による地域活動課題の把握
- 地域の見守り体制の強化
- 支え合いの地域づくりの推進

重点的取組2 生活上の困難を抱える市民への包括的な相談・支援体制の構築

地域住民等による解決が困難な課題について、市の各相談窓口の充実を図るとともに、市の各相談窓口及び関係機関との連携による包括的な相談及び支援体制を整備します。

- 地域包括支援センターと市役所各課との連携強化
- 多機関協働による包括的相談・支援体制の構築
- 複雑・多様化する地域課題に対する相談・支援の推進
- 在宅医療・介護連携の更なる推進

重点的取組3 認知症高齢者への支援の充実

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、早期発見と認知症の人や家族の視点を重視しながらの共生を柱として施策を推進します。

- 認知症高齢者にやさしい地域づくりの推進
- 認知症高齢者を地域で支える地域内のネットワークづくり
- 認知症に対する理解の深化
- 早期発見・早期対応の体制の質の向上及び連携強化

重点的取組4 住民主体による通いの場の活動支援

地域活動を担う人材を育成するとともに、住民主体により誰もが気軽に立ち寄れる通いの場づくりの推進により、地域のつながりを醸成します。

- 地域で活躍できる人材の育成
- 住民が気軽に立ち寄り相互に交流を図ることが出来る身近な居場所づくり
- まちづくりへの参加の促進
- 地域コミュニティの活性化に向けた支援

3 基本目標

計画の理念を実現するため、3つの基本目標も踏襲し、施策の体系を組み立てて事業推進を図ります。

基本目標1

高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

高齢期の生活の質を高め、孤立化を防止するという観点に立ち、地域での社会参加を通じて、高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすことができるよう、活動の場所や機会の確保を進めます。

また、高齢者福祉の面では、サービスを受ける側だけでなく、サービスの提供者としても大きな期待が寄せられるため、積極的な地域貢献活動への参加を促進していきます。

また、交通事故防止や災害支援対策等を推進し住みよい地域環境の整備を図ります。

そのため、次の施策の方向のもと、基本施策に取り組みます。

【施策の方向】

- (1) 社会参加・生きがいづくりの支援
- (2) 住みよいまちづくり

基本目標2

高齢者の自立を支援するまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、最適なサービスの提供体制を総合的に確立するとともに、「支える側」「支えられる側」という画一的になりがちな関係性を脱却して、様々な機会を通じて支援しあうことができる地域のネットワークづくりを強化します。

そのため、次の施策の方向のもと、基本施策に取り組みます。

【施策の方向】

- (1) 高齢者の健康・福祉事業の充実
- (2) 地域の支え合い活動の推進

基本目標3

介護予防・支え合い活動のまちづくり

介護保険事業・地域支援事業を充実するとともに、高齢者の生活を支える介護保険・高齢者福祉・医療の各サービスが互いに連携をとりながら、最適なサービスが包括的・継続的に受けられるような仕組みづくりを推進します。

そのため、次の施策の方向のもと、基本施策に取り組みます。

【施策の方向】

- (1) 地域支援事業の充実
- (2) 介護保険事業の充実

4 施策の体系

基本理念

安心して いきいきと暮らせる 支え合いのまちづくり

基本目標	施策の方向	基本施策
基本目標 1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり	(1) 社会参加・生きがいづくりの支援	1 社会的活動の促進事業
		2 生涯学習・生涯スポーツ推進事業
	(2) 住みよいまちづくり	1 災害時要配慮者対策事業
		2 交通安全・防犯対策推進事業
基本目標 2 高齢者の自立を支援するまちづくり	(1) 高齢者の健康・福祉事業の充実	3 バリアフリーの生活環境整備
		4 買い物支援事業
		1 高齢者の保健・健康づくり事業
		2 敬老事業
基本目標 3 介護予防・支え合い活動のまちづくり	(2) 地域の支え合い活動の推進	3 在宅福祉事業
		4 高齢者福祉施設事業
	(1) 地域支援事業の充実	1 支え合い活動の担い手の育成
		2 支え合い活動の推進事業
1 地域包括支援センター事業		
2 権利擁護の推進		
3 在宅医療・介護連携の推進		
4 認知症対策の推進		
5 生活支援の充実・強化		
6 家族介護支援事業		
7 支援体制強化事業		
(2) 介護保険事業の充実	8 その他の事業	
	1 居宅（介護予防）サービス	
	2 地域密着型（介護予防）サービス	
	3 施設サービス	
	4 介護保険事業の円滑な推進	
5 介護保険給付適正化事業		

5 自立支援・重度化防止の取組目標

市は、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができるよう、一般高齢者に対する取組みの展開、要介護者等の自立支援・重度化防止の取組みを重点的に行い、元気で暮らす高齢者が多いまちを目指します。

各取組みについて指標を設定し、その事業を重点的に推進し、毎年度その取組みについて評価を行い、「常総市介護保険運営協議会」に諮ります。

なお、評価にあたっては、以下の観点で自己評価を行います。

- ア. 達成できなかった（あるいは達成できた）理由や原因に関すること。
- イ. 目標の達成状況に影響していると考えられる他の取組みや状況に関すること。
- ウ. 取組みで目指している課題やその解決のために必要な取組みに関すること。
- エ. 新たに見つかった課題やその解決のために必要な取組みに関すること。
- オ. 「取組みと最終目標」の修正の必要性や改善に関すること。

(1) 一般高齢者に対する取組み

一般高齢者が要介護認定等になることを出来る限り防止するためには、介護予防事業の更なる拡充が求められます。介護予防とは、早い段階で老化のサインをとらえ、介護が必要な状態になる前に予防策に取り組み、健康や身体機能を維持するというものです。そこで、リハビリ専門職や保健師、歯科衛生士、管理栄養士など、高齢者の状態に応じて適切な専門職が定期的に関与することで高齢者の自立支援を促していくよう「多職種連携による介護予防の機能強化」を推進していきます。さらに、一般高齢者が健康を維持していくためには、一人一人が自分の介護予防や健康増進、認知症予防（※）等についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進、認知症予防に向けた取組みに積極的に参加することが重要です。そこで、「住民が運営する通いの場の充実」や「高齢者の社会参加を通じた介護予防等の推進」を図ります。また、これから先も住み慣れた地域で生活していくためには、地域住民や多様な主体が、年代や分野を超えて地域の中で新たなつながりをつくっていくことが求められています。そこで、地域で活動している生活支援コーディネーターや住民ボランティア、地域企業等と地域包括支援センターが連携し、地域で困っている高齢者やその世帯に対して適切な支援が行えるよう「新たな生活支援体制の整備」を図ります。

※認知症予防・・・認知症の予防とは、「認知症にならないこと」ではなく「認知症になるのを遅らせる」「認知症の進行を緩やかにする」という意味です。

第3章 計画の基本理念・基本目標

【評価指標】

区 分	令和 6年度	7年度	8年度
一般介護予防教室（いきいき教室，いきいきパワーアップ教室）へ初めて参加した市民の人数	30人	30人	30人
一般介護予防教室（いきいき教室，いきいきパワーアップ教室）への専門職の関与	5職種	5職種	5職種
シルバーリハビリ体操指導士養成研修の受講者数（隔年）	なし	15人	なし
住民主体による通いの場の参加者数：（延人数）	4,500人	4,600人	4,700人
介護予防推進員新規登録者	20人	20人	20人
住民主体による通いの場への専門職の関与	5職種	5職種	5職種
行方不明高齢者SOSボランティア名簿登録者数	270人	290人	310人
買い物支援協力店の登録数	50軒	50軒	50軒

（2）要介護者等の自立支援・重度化防止の取り組み

介護保険法では、「国民は、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」としており、要介護者等が自立支援や重度化防止に取り組むことは必要な活動と言えます。そこで、高齢者がそれぞれのニーズに合ったサービスを利用し、個人の尊厳を保持して自立した日常生活を続けていくことを支援するために「適正なケアマネジメントの推進」によりケアマネジメントの質の向上を図り、自立支援・重度化防止に努めます。また、認知症を発症するなど生活機能が低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけることが重要です。要支援者等から要介護の高齢者を対象に、それぞれの段階に応じて適切なリハビリテーションを実施していくとともに、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生活の質の向上を目指すものでなければなりません。さらに、これらの高齢者等が身近に通える場所でのリハビリ専門職、保健師、管理栄養士等の専門職による活動支援は、自立支援や重症化予防に効果があると考えます。そこで、「適切なリハビリテーションの提供に向けた多職種との連携体制の構築」「高齢者の社会参加を通じた自立支援・重度化防止の普及・啓発の推進」を積極的に実施します。

【評価指標】

区 分	令和 6年度	7年度	8年度
介護支援専門員研修会の実施（開催回数）	3回	3回	3回
個別訪問（運動指導・もの忘れ対策等）件数	10件	10件	10件
ICTを利用した多職種間情報共有事例件数	390件	400件	410件
認知症カフェ参加者数	120人	120人	120人
生活支援を行うグループ等の新規立ち上げ	1件	1件	1件
地域ケア個別会議で実施する自立支援・重度化防止等に向けた情報提供の回数	12回	12回	12回
要介護・要支援認定更新時に介護サービス未利用者の要支援1・2及び要介護1・2認定者への介護予防教室の周知割合	100%	100%	100%
地域ケア会議の開催にあたり実施したケアプラン事例検討数	5件	5件	5件
介護支援専門員からの介護保険制度に関する相談解決率	100%	100%	100%
住宅改修時に理学療法士等によるリハビリテーション専門職が関わる仕組みの構築（単位 件）	5件	5件	5件

第4章 施策の展開

基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

【現状・課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、会やグループなどへの参加頻度は低く、生きがいを「思いつかない」と回答した方が36.2%います。一方で、地域住民による活動に参加者としての参加意向は、「既に参加している」は3.7%ですが、「参加してもよい」が44.0%で最も高くなっており、これらの傾向は第8期計画策定時と変わらず、いかに参加意向のある方を巻き込むかは継続的な課題です。

人生100年時代と言われる中で、高齢者が自ら生きがいを持って生活していくことは、高齢期の生活の質の向上につながることから、高齢者が社会や家庭などで得た豊富な知識や経験を活かして生きがいのある生活を送ることができるよう、多様な社会参加の機会づくりをいっそう支援していくことが必要となっています。

また、高齢者の地域での生活においては、交通事故や災害、消費者被害等犯罪にまきこまれる危険も増えているとともに、災害時や感染症発生時の危機管理を含めた健康・生命、暮らしを守る地域環境づくりの推進が欠かせません。

基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

施策の方向

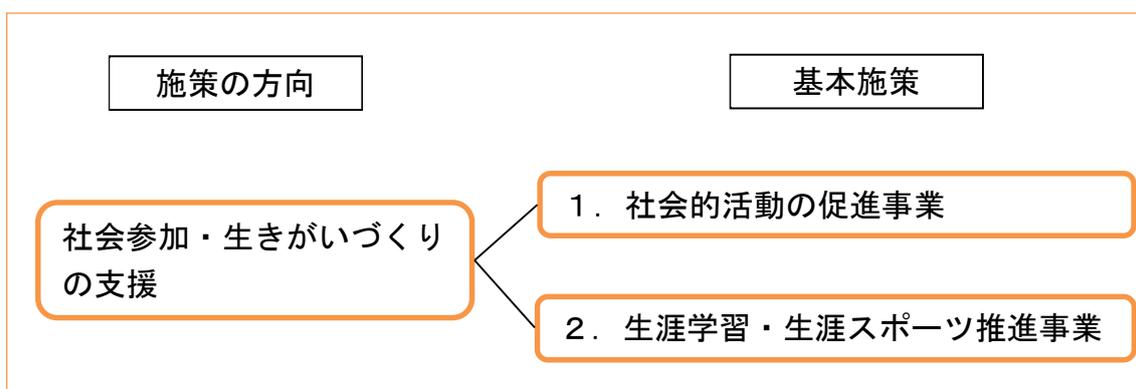
1 社会参加・生きがいづくりの支援

2 住みよいまちづくり

施策の方向1 社会参加・生きがいづくりの支援

社会活動に参加することで、健康・体力に自信がつき、更なる参加につながるという好循環を生み出すべく、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、これまでの事業を充実させていくことを基本として、年齢にとらわれることなく自由に学習機会を選択し学ぶことができる生涯学習事業の充実とともに、生涯スポーツの充実を目指します。

- ①高齢者の知識と経験をできるだけ活用して社会的活動の機会の拡大を図ります。
- ②高齢者対象の生涯学習事業・生涯スポーツ事業の振興を図ります。



＜基本施策1＞社会的活動の促進事業

①高齢者向け情報誌の発行（幸せ長寿課）

○情報収集が困難な高齢者に対し、社会的活動の機会の拡大や生きがいづくりの支援を図ることを目的とし、高齢者向けの情報を全戸配布。内容は市からのお知らせ以外に、高齢者のサークル活動（運動・趣味の活動等）の紹介や参加したい場合の連絡先等の内容も含まれます。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
発行回数	回	4	4	4	4	4	4

②シルバークラブ活動等社会活動促進事業（幸せ長寿課）

○シルバークラブ連合会及び単位クラブへ補助金を交付し、明るく豊かな高齢化社会の形成と福祉の増進を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
クラブ数	クラブ	36	27	29	30	30	30

第4章 施策の展開

③シルバー人材センターの運営費補助事業（シルバー人材センター）

○元気な高齢者が労働意欲を持ち，社会参加をすることにより福祉の増進を図るため，シルバー人材センターの運営に寄与します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
会員数	人	313	265	250	255	260	265
受注件数	件	1,356	1,402	1,486	1,500	1,515	1,530
受注金額	千円	163,329	155,913	150,942	151,000	151,500	152,000

＜基本施策2＞生涯学習・生涯スポーツ推進事業

(生涯学習課)

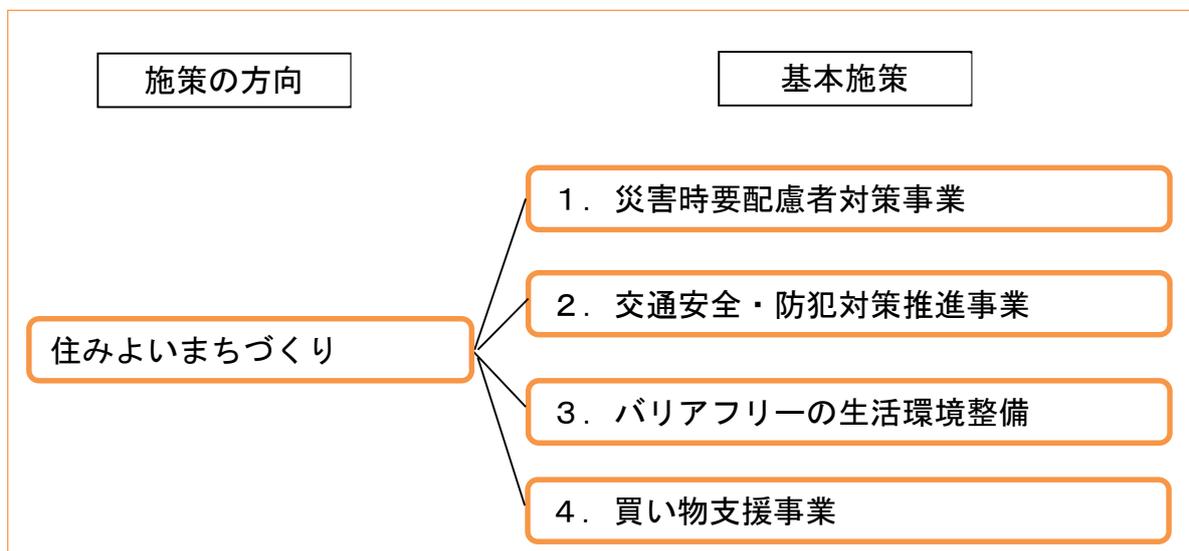
○高齢者のニーズに対応して文化的活動やスポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習事業を公民館や市内社会体育施設並びに公園等において推進します。
また，市民の誰もが，その年齢や体力，関心，適性等に応じて，いつでも，どこでも，いつまでもスポーツに親しむことができ，健康で明るく活気に満ちた生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

施策の方向 2 住みよいまちづくり

高齢者や障がいのある人が、転倒の危険を感じることなく安心して安全に生活し、社会参加できるように、住宅、道路、施設やまちなかなど地域の生活環境のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がいのある人が交通事故や犯罪、災害の危険や感染症による命の危険にさらされないように地域の関係機関の効果的な連携、市民団体・ボランティアなどによる共同支援の体制を推進していきます。

また、買い物に困っている高齢者等のために、買い物支援に関する事業を展開します。

- ①地域防災計画により、高齢者の避難支援等にかかる協力体制の構築を図ります。また、最大限の感染症対策を行いつつ社会状況や市民の心身等の変化を踏まえて、必要な取組を継続して提供します。
- ②交通事故や犯罪の危険に高齢者があわないようにするとともに、都市・居住環境の整備を図ります。
- ③障がい者プランの推進により、バリアフリーの生活環境の整備を図ります。



第4章 施策の展開

＜基本施策1＞災害時要配慮者対策事業

①避難行動要支援者対策の推進（防災危機管理課）

○災害が発生、または発生のおそれがある場合、地域防災計画により要配慮者対策を行うため、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、避難支援等関係者の協力体制の構築を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
名簿対象者の把握及び精査	人	9,448	2,730	3,000			
個別計画の作成率	%				30	60	80

②感染症対策に係る体制整備（保健推進課）

○新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取組や、新型コロナウイルス感染症に備えた対応について、保健・医療・福祉・介護・防災の関係者とともに協力体制の構築を図ります。

③継続した介護サービスの提供の整備（幸せ長寿課）

○介護サービス事業者に対して、災害や感染症が発生した場合でも、利用者に必要な介護サービスを継続的に提供できるよう災害及び感染症に係る業務継続計画の策定、定期的な研修や訓練（シミュレーション）を適切に実施できるよう助言及び支援を行っています。

＜基本施策2＞交通安全・防犯対策推進事業

①高齢者運転免許証自主返納支援事業（生活環境課）

○自主的に運転免許証を返納した高齢者に対し、申請により1回限り、予約型乗合交通「ふれあい号」の利用券2万円分を交付します。

	単位	実績値		
		令和3年度	4年度	5年度
返納者	人	66	62	65

②消費者生活センター相談事業（商工観光課）

○専門の相談員を2名配置し、消費生活全般に関する苦情や問い合わせ、相談業務を行っており、消費者被害の未然防止と被害の早期発見・救済への取り組み、高齢者等に対する被害防止対策を進めます。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談受付件数	件数	247	228	150	200	200	200

＜基本施策3＞バリアフリーの生活環境整備

- ①公共施設などのバリアフリー化推進（資産活用課，施設所管課）
- 常総市障がい者プラン及び「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき，市民の利用機会が多い公共施設等のバリアフリー化を推進します。
- ②公共交通の維持・確保（都市計画課）
- 常総市地域公共交通計画に基づき，市内の交通手段の役割や目的を整理し，持続可能な公共交通網を整備します。また，公共交通を利用しやすい環境づくりとわかりやすい情報発信を行い，利用促進を図ります。

＜基本施策4＞買い物支援事業

- ①買い物支援事業「移動スーパー運行事業」（幸せ長寿課）
- 日常生活用品や食品等の買い物が困難な地域に，定期的に移動スーパーを運行します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動スーパー利用延べ人数	人	19,061	17,173	15,000	15,000	15,000	15,000

- ②買い物支援事業「買い物支援協力店」募集事業（幸せ長寿課）
- 日常の買い物が困難な高齢者に対し，自宅への配達，出前や出張サービスを行う店舗など，何らかの支援が行える事業所等の情報を収集し，冊子やホームページ等で周知します。合わせて登録された事業者による高齢者等の見守り協定を結びます。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
協力店舗数	店	43	43	42	50	50	50

基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり

【現状・課題】

在宅介護実態調査の結果をみると、在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスが《ある》(100%-「特になし」-「無回答」)と回答した方は44.7%です。その内容は、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」、「外出同行(通院, 買い物など)」、「見守り, 声かけ」などが高く、この傾向は第8期計画策定時と変わっていません。

高齢者が安心して生活していくためには、日常の様々な場面におけるきめ細やかな支援が求められており、移動支援を含め、地域で暮らす高齢者とその家族が安心して快適な生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実をよりいっそう推進していく必要があります。

また、地域の様々な関係者と連携・協働し、地域の実情に応じたネットワークの構築を進め、高齢者が主体的に課題解決に参画できる仕組みづくりも必要です。

基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり

施策の方向

1 高齢者の健康・福祉事業の充実

2 地域の支え合い活動の推進

施策の方向 1 高齢者の健康・福祉事業の充実

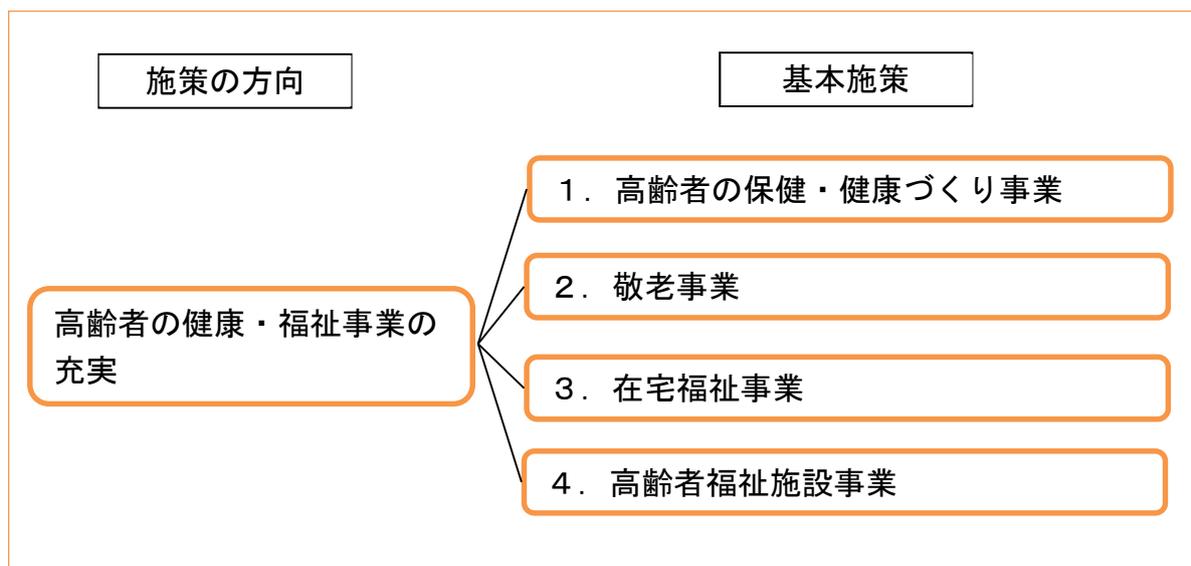
高齢者の医療については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度により、医療の確保が図られています(注)。75歳未満の方の医療保険加入者に対しては、主にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策として、特定健康診査・特定保健指導が実施されており、当市の国民健康保険では第4期「特定健康診査等実施計画」及び第3期「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」により、健康づくり事業を推進しています。

また、令和元年5月に成立した健保法等の改正により、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が規定されたことを受け、計画期間内に、保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みづくりを実施します。

さらに、住宅施策と高齢者福祉施策の連携を図り、高齢者の安定した居住の確保のための施策を推進します。

(注) 後期高齢者医療制度：75歳以上の方と65歳以上74歳以下で一定の障がいがあると認められた方を被保険者とする医療保険制度で、茨城県後期高齢者医療制度広域連合が運営しています。

- ①高血圧や糖尿病等生活習慣病を予防する事業を推進すると共に、高齢者の健康の維持・増進、生活習慣病等の疾病予防・重度化予防に向けて健康づくり事業を充実します。
- ②低所得の高齢者のための福祉事業・福祉施設の充実を図ります。



第4章 施策の展開

＜基本施策1＞高齢者の保健・健康づくり事業

- ①特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者医療健診（保健推進課・健康保険課）
- 特定健康診査：40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。
 - 特定保健指導：特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍等の方が、身体の状態や生活習慣の改善の必要性を理解し、自己管理ができるよう支援します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
特定健康診査受診率	%	35	36.5	36.5	38.0	39.0	40.0
特定保健指導実施率	%	35.5	36.4	37.2	33.0	34.0	35.0

- 後期高齢者医療 被保険者を対象に、後期高齢者医療健康診査を実施します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
後期高齢者医療健康診査受診率	%	9	10	11	12	15	16

- ②ドック検診事業（保健推進課・健康保険課）

- 国民健康保険の加入者の（30歳～74歳）と、後期高齢者医療被保険者（75歳以上）を対象に、人間ドック・脳ドック検診費用を助成します。

	単位	実績値		
		令和3年度	4年度	5年度
国保ドック助成者数	人	926	935	900
後期人間ドック脳ドック助成	人	157	171	150

- ③健康寿命延ばし隊（健康保険課・保健推進課・幸せ長寿課）

＜高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業＞

- KDB（国保データベース）システムを活用した経年の医療費分析及び健康診査の結果から当市の健康課題を明確にし、既存の保健事業や介護予防事業と連携した計画を策定します。計画に基づく個別的支援や通いの場への積極的関与により、高齢者の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施します。

＜基本施策2＞敬老事業

①長寿をたたえる事業（幸せ長寿課）

○市内に居住する高齢者に対し、長寿祝金及び記念品（以下「祝金等」という。）を贈り、その長寿をたたえるとともに、高齢者を敬愛する思想の啓発及び普及に資することを目的として行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
贈呈者 (88歳到達者)	人	348	309	394	350	350	350
贈呈者 (100歳到達者)	人	25	19	36	30	30	30
贈呈者 (最高齢者)	人	1 (107歳)	3 (105歳)	1 (106歳)	1	1	1

＜基本施策3＞在宅福祉事業

①高齢者見守りサポート事業（幸せ長寿課）

○ひとり暮らしの高齢者等、急病などの緊急時に家族等の支援を受けることができない者に対し、高齢者見守りサポート事業を実施することにより、安否確認や健康相談及び緊急時の消防署への通報を行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
新規登録者人数	人	77	62	50	50	50	50

②はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業（幸せ長寿課）

○70歳以上の高齢者にはり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成し、その健康保持と心身の安定を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
申請者	人	363	402	400	400	400	400

第4章 施策の展開

③高齢者日常生活用具購入費助成事業（幸せ長寿課）

- 日常生活において支援を要する高齢者に対し，日常生活用具の購入に係る経費の一部を助成することにより，高齢者等の日常生活の安全を図ります。（火災警報器・自動消火器・電磁調理器・老人福祉車）

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
申請者	人	7	6	7	8	9	10

④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業（幸せ長寿課）

- 65歳以上の単身世帯，または高齢者のみの世帯で，心身の障がい等により寝具の衛生管理が困難な方に，1人につき年間1回程度，業者が丸洗い乾燥消毒サービスを行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
申請者	人	6	4	6	6	6	6

⑤理髪サービス事業（幸せ長寿課）

- 外出することが困難な65歳以上の要介護3・4・5の高齢者に対し，理容師等を派遣し理髪サービスを行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
申請者	人	126	145	140	140	140	140

⑥介護職員初任者研修受講支援事業（幸せ長寿課）

- 家族介護の経験者が介護職員初任者研修を受講する際に受講費用の一部を助成することにより，介護経験者の社会での活躍の促進と住民福祉の向上を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
申請者数	人	0	0	2	2	2	2

⑦高齢者補聴器購入費助成事業（幸せ長寿課）

○加齢により聴力が低下し、会話等他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部助成の導入を、令和6年度から実施します。

補聴器を手に入れやすくすることにより、引きこもりを防ぎ、積極的な社会参加を促すとともに認知症予防の一助とします。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
助成利用購入者数	人				30	60	90

＜基本施策4＞高齢者福祉施設事業

①養護老人ホーム入所措置事業（幸せ長寿課）

○65歳以上の者でやむを得ない事由により介護保険上の介護保険施設に入所困難な方への措置や環境上の理由、または経済的な理由により、居宅での養護が困難な方の措置を行います（老人福祉法第11条）。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
措置入所者人数	人	19	15	9	15	15	15

②ケアハウス（幸せ長寿課）

○原則として60歳以上の身体機能の低下や高齢等により、独立した生活を行うには不安のある方で、家族による援助が困難な方が利用できる施設で、利用は施設と利用者の契約によります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
施設数	箇所	3	3	3	3	3	3
床数	床	80	80	80	80	80	80

第4章 施策の展開

③有料老人ホーム

○高齢者の方々が安心して快適な生活を送ることができるように、おおむね60歳以上で、共同生活が可能な方が入所できる施設です。

市内には、有料老人ホーム（特定施設）が1施設・61床、有料老人ホーム（住宅型）が2施設・77床あります。令和6年度に住宅型が49床の増床が見込まれております。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
施設数	箇所	2	2	3	4	4	4
床数	床	91	91	138	187	187	187

④サービス付き高齢者向け住宅

○「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

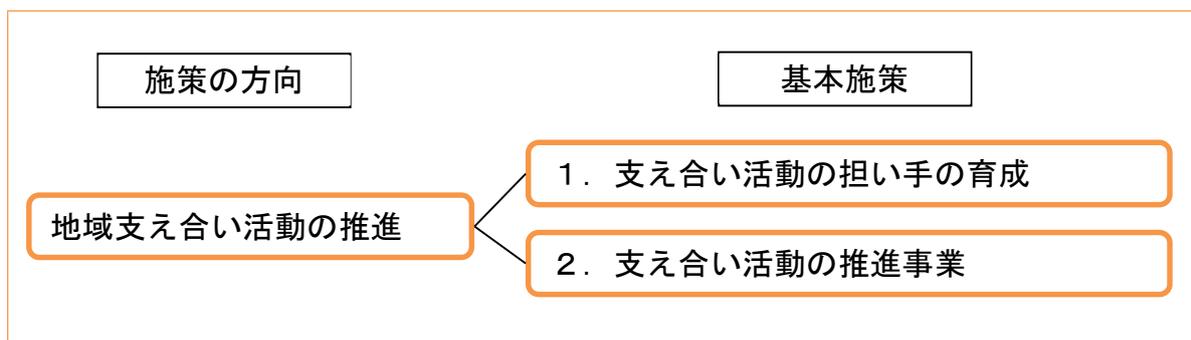
市内には現在なく、現在のところ整備する予定はありません。

施策の方向 2 地域の支え合い活動の推進

地域での支え合い活動を推進していくにあたって、活動の担い手を育成していくこと、活動自体を推進していくことが重要です。

市民の自主的な介護予防活動をさらに拡充し、地域の支え合い活動の担い手を幅広く育成することに加えて、まだ参加していない高齢者が活動に参加するように促進することが必要となっています。

- ①介護予防推進員、認知症サポーターの育成と地域での活動促進を図ります。
- ②常総市社会福祉協議会の福祉事業等との連携を推進するとともに、日常生活を支援するサービスを実施する住民主体のボランティアグループ等を育成し、活動促進を図ります。



第4章 施策の展開

＜基本施策1＞支え合い活動の担い手の育成

①介護予防推進員の養成（幸せ長寿課）

○自らと地域の高齢者のための介護予防を学び地域で活動できる人材を養成します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
新規登録者数	人	32	41	27	20	20	20

②認知症サポーターの養成（幸せ長寿課）

○認知症について市民の理解を深められるように、認知症サポーター養成講座を企業、小中学校等とも連携をして実施します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
サポーター登録者	人	2,021	2,146	2,200	2,300	2,400	2,500

③ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）

○市民活動やボランティア活動のコーディネート、ボランティアの育成、活動の活性化を図るための事業を行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
登録団体数	団体	58	52	50	52	56	60

＜基本施策2＞支え合い活動の推進事業

①ふれあい・いきいきサロン活動支援事業（社会福祉協議会）

○高齢者をはじめ誰もが楽しく気軽に参加できる「地域のたまり場」活動が、それぞれの地域で自主的に運営していけるように支援します。（食事会、茶話会、ゲーム・健康体操等）

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
助成団体数	団体	21	21	20	23	25	28

②日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

○認知症などにより判断能力が不十分な高齢者などに対して、福祉サービスの利用
 援助や日常的な金銭管理などを行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談援助件数	件	4,267	4,497	5,000	4,300	4,300	4,300
利用契約件数	件	50	49	51	52	53	54

基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

【現状・課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、介護・介助が必要になった原因については「高齢による衰弱」をはじめ、「骨折・転倒」や生活習慣病に起因する疾病（「心臓病」、「糖尿病」など）が多く、加齢による身体的・精神的な衰えにより、筋力や認知機能等の心身の活力が低下した状態である「フレイル」が懸念されます。

また、在宅介護実態調査の結果をみると、介護者が不安に感じる介護については、認知症への対応が最も多くなっています。

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、たとえ要介護状態になっても悪化しないようにするというフレイル予防・介護予防の考えをより進めることが必要です。

また、地域包括ケアシステム構築のための中核的な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化を行い、地域ケア会議の強化、切れ目のない医療・介護の連携の推進などにより、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、心豊かに安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

施策の方向

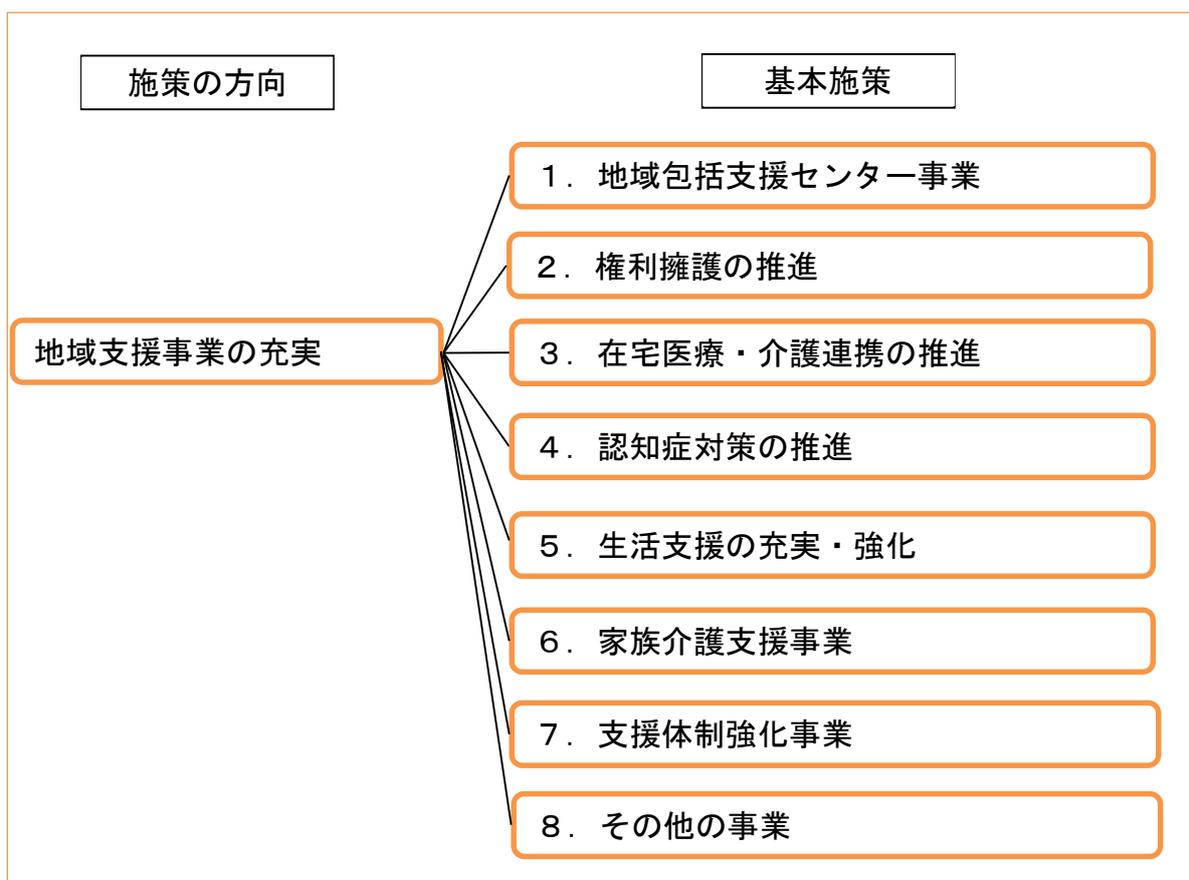
1 地域支援事業の充実

2 介護保険事業の充実

施策の方向 1 地域支援事業の充実

地域支援事業は、被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進していくものです。

- ①地域包括支援センターの運営体制の強化と全般的な事業の充実を図ります。
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- ③高齢者等を含めたすべての市民が、地域の中で安心して共生していけるよう、生活支援コーディネーターが中心となる生活支援体制の整備・充実に努めます。
- ④家族介護支援事業を当市の事業等と合わせて充実を図ります。



第4章 施策の展開

＜基本施策1＞地域包括支援センター事業

①総合相談業務の充実（幸せ長寿課）

- 6箇所の日常生活圏域ごとに配置した包括支援センター相談窓口（ランチ）や休日・夜間における相談窓口の周知を行います。また、相談窓口の担当者に対する研修会の実施や、事例検討会等の会議を開催します。

②介護支援専門員への支援（幸せ長寿課）

- 介護支援専門員に対し、ケアプランに関する個別指導を行います。また、主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員を対象とする研修会を実施するとともに、市内の介護支援専門員に対して、地域ケア個別会議での事例検討を実施します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
研修会実施回数	回	1	2	1	1	1	1

③地域包括ケアシステム推進会議の開催（幸せ長寿課）

- 年に1～2回、医療・介護・商工会・ボランティア等に対し、地域包括ケアシステムの進捗状況の報告を行います。また、在宅医療介護連携推進協議会、生活支援体制整備推進協議会、認知症施策推進協議会、地域ケア会議推進協議会等を年に1～2回開催し、各協議会での検討事項や業務について職能団体へ報告等を行います。

＜基本施策2＞権利擁護の推進

①成年後見制度の推進（幸せ長寿課）

- 権利擁護の推進のために、令和6年度から成年後見制度の中核機関設置を計画しております。中核機関を設置する事で、介護に関わる専門職を対象とした研修と市民を対象とした研修を実施します。また、制度に関する相談窓口の設置・広報・啓発等を行う事で判断能力が十分でない高齢者や障がい者が成年後見制度を円滑に利用できるように支援します。中核機関の設置により成年後見制度の推進を図り、地域で安心して暮らせる体制を整備します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談件数	件				100	150	200

②高齢者虐待防止のための体制の整備（幸せ長寿課）

- 高齢者の権利侵害や、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の取扱いに準じて、必要な援助を行います。また、予防及び早期発見、防止するための体制強化に努めます。

＜基本施策3＞在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携の推進（幸せ長寿課）

ア．現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- 地域の医療機関、介護事業所の把握及び在宅医療・介護サービス利用者の情報把握を行い、ホームページや在宅医療・介護連携のICTを活用し、情報の共有を図ります。

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 職能団体へのヒアリングを実施し、それをもとに地域の課題や対応が必要な事項を抽出し、協議体を設け対応策を検討します。また、協議体において、地域が目指すべき将来像を策定し、地域課題の解消に向けた対応策を評価します。

（ウ）切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- 在宅医・訪問看護師・夜間・休日対応の可能な訪問看護ステーション等の医療資源の把握、地域住民の在宅医療・介護に関するニーズを把握し、地域における在宅医療・介護サービス提供体制のあるべき姿の検討、医療・介護職を交えた実現可能な切れ目のない医療提供体制の在り方の検討を行います。また、複数の医師（主治医を含む）による対応体制整備の実施、かかりつけ医・訪問看護師・病院看護師との連携を視野に入れた医療提供体制の構築、協力支援病床（後方病床）等との連携を行います。

イ．対応策の実施

（ア）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- 在宅医療・介護連携支援センターを配置し、相談内容から地域課題の抽出を行い、対応策を提案します。また、相談窓口への医療・介護従事者及び地域住民の参画・関与を推進します。

第4章 施策の展開

(イ) 地域住民への普及啓発

- 地域住民に対し、在宅医療・介護の理解促進のための講演会等普及啓発を行います。また、対象者に合わせた啓発媒体の選定や作成を行います。

(ウ) 医療・介護関係者の情報共有の支援，知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援

- 情報共有ツールや情報共有をするためのルールの導入，利用促進及び，その利用実態・効果について評価・改善を行います。

関係者へのヒアリングやアンケート等により研修に関するニーズや課題の把握を行います。医療関係者に対する介護分野の知見習得のための研修会，介護関係者に対する医療分野の知見習得のための研修会，地域の医療・介護関係者による在宅医療者宅への同行訪問研修，グループワークを取り入れた研修等を行います。研修実施後，理解度調査，研修の効果測定を実施し，多職種連携が必要な事例を検討します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施回数	回	0	1	1	1	1	1

ウ. 対応策の評価の実施，改善の実施

- ア(イ)にて評価，指標を定め，在宅医療・介護連携推進協議会にて評価を行い，翌年度の事業の改善へ繋げる。

＜基本施策4＞認知症対策の推進

①認知症対策の推進（幸せ長寿課）

ア. 認知症への理解の推進

- 認知症について正しく理解し，認知症の方や家族を温かく見守り，支援する応援者として認知症サポーターの養成を行います。また，認知症に関する理解促進のために，子ども・学生向け，企業向けの認知症サポーター養成講座を実施するほか，認知症サポーターフォローアップ研修の実施，名簿の管理，市民を対象とした認知症に関する普及・啓発を行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知症サポーター養成受講者数	人	25	100	100	100	100	100

イ. 認知症の早期発見・早期対応

○認知症相談事業（集団相談以外に個別相談も実施）や認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催，認知症初期集中支援チーム活動を推進（周知活動強化）します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知機能チェック利用者数	人	387	74	50	50	50	50

※令和3年度の事業名は「物忘れ相談プログラム」

ウ. 認知症の人の権利

○ひとりひとりが自らの意思で自身の生き方を選択する重要性を理解し，これからの生き方を考えるために，フューチャーノート「あなたへの伝言」を活用した講座を実施します。また，認知症の人の安全や安心が守られるよう，成年後見制度等の利用促進，虐待防止に向けた取り組みなど，適切な備えを進めるための施策に取り組みます。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
講座回数	回		6	6	6	6	6

エ. 認知症の人とその介護者への支援

○認知症の人とその家族，地域住民，専門職等の誰もが参加することができ，又は集うことができる認知症カフェを活用した居場所づくりを推進します。また，認知症介護に関して，地域の相談窓口の周知強化や窓口職員への研修を実施するほか，医療・介護従事者に対する認知症ケアに関する研修会の実施や認知症地域推進員による認知症対策の定期的な周知を行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
会場箇所数	ヶ所		1	1	2	2	2
参加延人数	人		10	120	120	120	120

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため未実施

第4章 施策の展開

②認知症に理解ある地域共生社会の実現

ア. 認知症高齢者等の行方不明・身元不明の対応

- 高齢者等の行方不明状態が発生した際に、市内を見回る活動を行う「行方不明高齢者等SOSボランティア」の養成を年1回行います。また、ボランティアとして登録している方を対象としたフォローアップ研修も開催いたします。SOSボランティアには認知症サポーター養成研修にも参加するよう促します。徘徊行動の見られる者又は徘徊のおそれのある者が行方不明となった場合の早期発見及び身元確認を容易にするため表示物を利用していきます。県と連携し他市町村への協力の要請や、警察署に情報提供を行います。

イ. 若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症については、一般的に「認知症＝高齢者」という認識から、その周りの人が行動や性格の異常には気がつくものの、それが認知症のせいではなく他の病気だと思われるため、発見が遅れがちです。若年性認知症について理解し、早期発見・早期対応につながるよう、認知症サポーター養成研修などを通して広く普及啓発を図ります。また、若年性認知症の人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うほか、本人や家族が集える場の充実を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
開催回数	回		3	3	2	2	2

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため未実施

《基本施策5》生活支援の充実・強化

①介護予防・生活支援サービス事業の充実（幸せ長寿課）

この事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

ア. 訪問型サービス

- 要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	26	20	23	25	25	25

イ. 通所型サービス

○要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
給付費	円/月	2,901,571	2,961,758	2,931,665	2,961,758	2,961,758	2,961,758
利用者数	人/月	101	100	101	100	100	100

ウ. 介護予防ケアマネジメント

○要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	72	68	70	70	70	70

②一般介護予防事業（幸せ長寿課）

ア. 介護予防把握事業

○地域の事情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。

イ. 介護予防普及啓発事業

○介護予防活動の普及・啓発を行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
いきいき教室・いきいきパワーアップ教室	人	1,804	1,659	1,800	1,900	1,900	1,900
シルバーリハビリ体操教室	人	815	1,380	1,400	1,400	1,400	1,400
出前いきいき教室	人	30	50	150	100	100	100

ウ. 地域介護予防活動支援事業

○住民主体の介護予防活動の支援を行います。（介護予防推進員教室ほか、推進員が所属するシルバークラブ等の単発活動支援を含む）

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
活動支援回数	回	86	92	90	90	90	90

第4章 施策の展開

エ. 一般介護予防事業評価事業

○介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証して、一般介護予防事業の評価を行います。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

○地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、教室、訪問、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
依頼回数	回	18	34	47	50	55	60

③生活支援体制整備事業の推進（幸せ長寿課）

○高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進していくために、生活支援コーディネーターを配置しています。現在、第1層は包括、第2層は日常生活圏域ごとにコーディネーターを業務委託し配置しています。コーディネーターに依頼する業務内容は、担当地域の高齢者宅の訪問活動、訪問活動で得られた様々な困りごとへの対応などで、必要に応じて地域の相談窓口や地域包括支援センターと連携も行います。また、地域の高齢者の困りごとを解決するための対策活動等を実施します。

生活支援コーディネーターとの連携・協働による生活支援体制整備を推進するために、日常生活圏域ごとに、生活支援等サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置します。

＜基本施策6＞家族介護支援事業

①家族介護教室事業（幸せ長寿課）

○適切な介護知識や技術の習得等を内容とした教室を開催します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施回数	回		3	11	10	10	10

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため未実施

②認知症高齢者探索サービス事業（幸せ長寿課）

○徘徊行動がみられる認知症の高齢者を介護する家族に位置情報端末機を貸与し、対象高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
新規利用者数	人	0	0	1	2	2	2

③家族介護支援紙おむつ等購入費助成事業（幸せ長寿課）

○要介護3, 4, 5で常時、紙おむつ等が必要と認められた在宅の高齢者に紙おむつ等の購入に要する経費の一部を助成します。（国の制度見直しにより課税者は対象外）

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
申請件数	人	223	225	230	230	230	230

＜基本施策7＞支援体制強化事業

①高齢者見守り・防災強化事業（幸せ長寿課）

○独居高齢者や、高齢者見守りサポート事業「緊急通報システム」と、在宅医療介護連携推進事業電子@連絡帳「JOSOシステム」の対象となっている市民に対して、行政職員、医療・介護関係者、消防が部門・事業を超えた連携・支援体制をとるために2つのシステムをデータ連携させます。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要配慮者等の緊急時の支援体制拡充世帯数	世帯				250	300	350

＜基本施策8＞その他の事業

①成年後見制度利用支援事業（幸せ長寿課）

○判断能力が不十分な認知症高齢者に対し、申立てをする家族がない場合などに市長申立てなど成年後見人制度の利用支援を行います。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
新規申立て人数	人	3	5	5	5	5	5

第4章 施策の展開

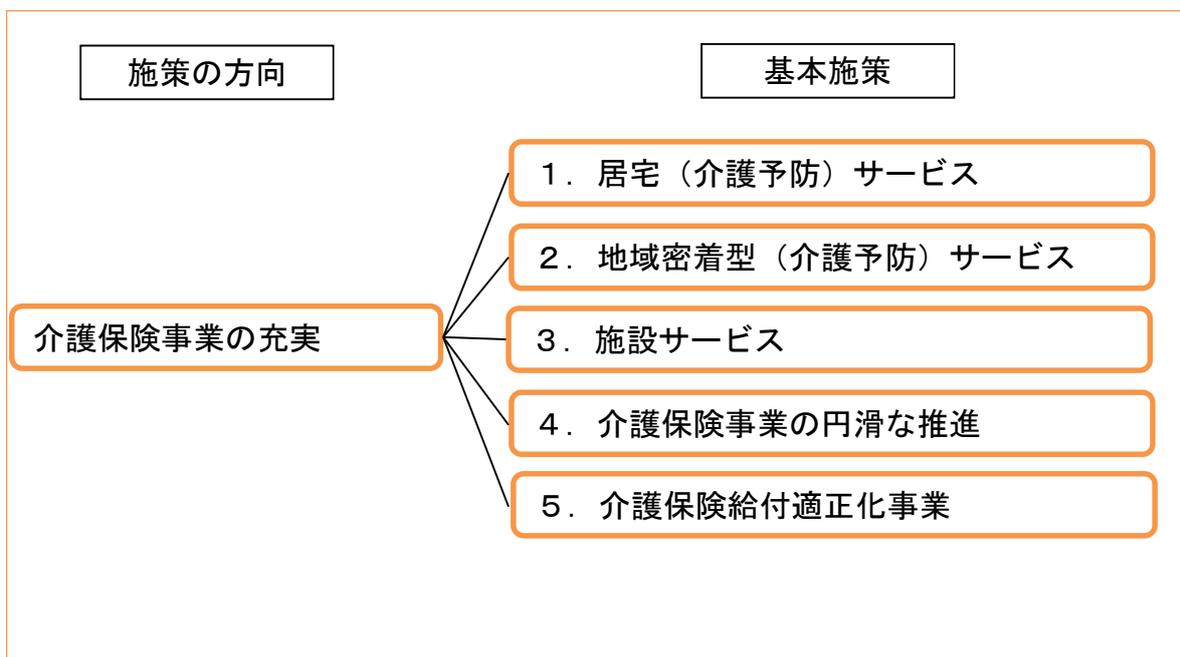
施策の方向 2 介護保険事業の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の適切なバランスを図って介護保険事業を充実していきます。

なお、市内では令和5年9月末現在、延べ約899人の介護職員が市内介護サービス事業所に従事しています。

茨城県の介護職員数の推計を参考に試算したところ、令和7年には更に約120人の介護職員が必要になると見込まれます。介護の担い手となる人材が不足しないよう、定期的にモニタリングしながら、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成の側面支援を行います。

- ①居宅（介護予防）、地域密着型（介護予防）及び施設サービスそれぞれの特性を活かして、地域でバランスよく地域包括ケアシステムの構築に資するように充実を図ります。
- ②介護保険事業運営の適正な推進を図ります。



＜基本施策1＞居宅（介護予防）サービス

○居宅サービスは、在宅で暮らす要支援・要介護認定高齢者の自立を支援し、生活を支える重要な介護サービス・介護予防サービスで、以下のサービスにより構成されています。

【居宅サービス（介護予防）サービス】

事業名	内容
①訪問介護	介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。
②訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
③訪問看護	看護師等による療養上の世話、または必要な診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。
⑤居宅療養管理指導	医師、薬剤師等による療養上の管理及び指導を行います。
⑥通所介護	デイサービスセンターにおける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等において行われる理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して行われる看護、医学的管理の下での介護、機能訓練、医療や日常生活上の世話をします。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入所者に行われる入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をします。
⑪福祉用具貸与	日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を貸与します。
⑫特定福祉用具販売	福祉用具のうち入浴、または排泄の用に供する用具等を販売します。
⑬住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、床・通路面材料の変更、洋式便器等への取替えなどの住宅改修費用を支給します。
⑭居宅介護支援	介護支援専門員による居宅サービスの種類や内容を定めたケアプランの作成、事業者との連絡調整等の便宜供与を行います。

第4章 施策の展開

《基本施策2》地域密着型（介護予防）サービス

○地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、要介護（支援）者が住み慣れた身近な地域で生活し続けることを支える観点から、市内に居住する方を対象に提供されるサービスです。

【地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス】

事業名	内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
②夜間対応型訪問介護	夜間を含め定期巡回と通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の援助のほか緊急時の対応などを行うサービスです。
③認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。
④小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、状態や希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援するサービスです。
⑤認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行うサービスです。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が30人未満の地域密着型特定施設（ケアハウス・有料老人ホームなど）です。入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の援助や機能訓練を行うサービスです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員30人未満の小規模特別養護老人ホームです。地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う、圏域内の方を中心にした入所サービスです。
⑧看護小規模多機能型居宅介護	要介護1から5の方を対象に、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。
⑨地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な通所介護事業を行います。

【圏域ごとの地域密着型（介護予防）サービスの状況】

令和5年度末現在、（ ）内は令和8年度見込み

区分	単位	水海道 中学校地区	鬼怒 中学校地区	水海道西 中学校北地区	水海道西 中学校南地区	石下 中学校地区	石下西 中学校地区	計
認知症対応型共同生活介護	か所	1(1)	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	3(3)	7(7)
	定員(人)	18(18)	9(9)	24(24)	0(0)	0(0)	54(54)	105(105)
地域密着型通所介護	か所	0(0)	3(3)	2(2)	1(1)	2(2)	1(1)	9(9)
	定員(人)	0(0)	35(35)	36(36)	15(15)	28(28)	15(15)	129(129)

＜基本施策3＞施設サービス

○介護保険施設サービスは、居宅での生活が困難な方が入所することにより、日常生活の支援や介護を受けるもので、以下3種類の施設で構成されています。

【施設サービス】

事業名	内容
①介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話をします。
②介護老人保健施設	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
③介護医療院	介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

【圏域ごとの施設サービスの状況】

令和5年度末現在、（ ）内は令和8年度見込み

区分	単位	水海道 中学校地区	鬼怒 中学校地区	水海道西 中学校北地区	水海道西 中学校南地区	石下 中学校地区	石下西 中学校地区	計
介護老人福祉施設	か所	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	1(1)	1(1)	7(7)
	定員(人)	90(90)	80(80)	100(100)	50(50)	90(90)	80(80)	490(490)
介護老人保健施設	か所	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)
	定員(人)	0(0)	0(0)	100(100)	100(100)	0(0)	0(0)	200(200)
介護医療院	か所	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	定員(人)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

第4章 施策の展開

＜基本施策4＞介護保険事業の円滑な推進

①要介護認定の公平性の確保（幸せ長寿課）

○公平、公正かつ正確さが求められる要介護認定調査及び審査・判定体制の充実を図り、適正で迅速な要介護認定の実施を図ります。

②利用者保護促進事業（幸せ長寿課）

○介護保険サービス等に関わる事業について、適宜、広報紙やインターネットなどを活用して情報提供を行うと共に、サービス提供や苦情に関わる相談について、幸せ長寿課や地域包括支援センターなどでの迅速・適切な対応を図ります。

③介護保険利用料助成事業（幸せ長寿課）

○介護保険居宅サービス利用者に対する利用料の負担軽減のため市独自で実施しています。（収入要件、資産要件を満たす低所得者を対象に居宅サービスの利用者負担の25%を助成）。

	単位	実績値		
		令和3年度	4年度	5年度
延べ人数	人	230	171	126
交付額	円	1,059,024	934,415	660,249

④サービス事業者振興事業（幸せ長寿課）

○講演会や研修会等を開催して、サービス事業者の質の向上を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
開催回数	回	1	1	1	1	1	1

⑤主任介護支援専門員研修（幸せ長寿課）

○主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所内や、ケアプラン事例検討会等で介護支援専門員を的確に指導できる知識・技能が習得できる研修会を実施します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
開催回数	回	1	3	3	3	3	3

＜基本施策5＞介護保険給付適正化事業

①要介護認定の適正化（幸せ長寿課）

○要支援1・2及び要介護1・2の認定者で、更新時にサービスを利用していない方に対し、更新申請の通知の中に総合事業の通知等を同封することにより、介護予防給付が不要な要支援者に総合事業への移行を促すことで、要介護認定事務の軽減を図ります。また、総合事業の内容や手続きについて市民に広く周知します。

	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要介護・要支援認定更新時に介護サービス未利用者の要支援1・2及び要介護1・2認定者への介護予防教室の周知割合	%	100	100	100	100	100	100

②ケアプランの点検（幸せ長寿課）

○介護支援専門員に事例を提出してもらうことでケアプラン点検学習会を開催します。

	単位	実績値		
		令和3年度	4年度	5年度
開催回数	回	21	20	5

③住宅改修等の点検・福祉用具購入・福祉用具貸与調査（幸せ長寿課）

○住宅改修や福祉用具購入をする方に対し、受給者の状態にそぐわない不要な住宅改修や福祉用具購入が行なわれないよう、介護認定資料情報の確認や受給者宅へ訪問しての現地確認、介護支援専門員からの聞き取りを行ない、理由書との整合性や利用者の状態および使用環境を確認して適正な給付をします。

④縦覧点検・医療情報の突合（幸せ長寿課）

○国保連合会から送付される縦覧点検データや医療情報との突合により、不正請求の指摘及び給付費返還を求めるようにします。

第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

1 介護サービス量見込みの考え方

第9期計画期間（令和6～8年度）（以下、計画期間）における介護保険サービスの給付費等を、厚生労働省の「見える化」システムにより、次の手順で見込みました。

（1）高齢者数・被保険者数の推計

令和元年から令和5年までの住民基本台帳人口を基に、計画期間は基より、令和32年までの高齢者数・被保険者数を推計しました。

（2）認定率・認定者数の推計

第8期における認定者数及び認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の実績・推移から、計画期間及び令和32年度までの認定者数を要支援・要介護度別に推計しました。

（3）施設・居住系サービス利用者数・給付費の見込み

介護保険サービスの利用者数を見込むにあたって、施設サービス及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護等）について、計画期間中の供給量を勘案して、計画期間における給付費等を見込みました。

（4）在宅サービス等利用者数・給付費の見込み

（2）の推計認定者数から、（3）の施設・居住系サービス利用者数を除いて、在宅サービス（居宅サービス等）の利用対象者数を算出しました。次に、第8期における在宅サービスの受給率（認定者数に対する利用者数の割合）及び実績・推移等とともに、制度改正等の影響を勘案して、計画期間における給付費等を見込みました。

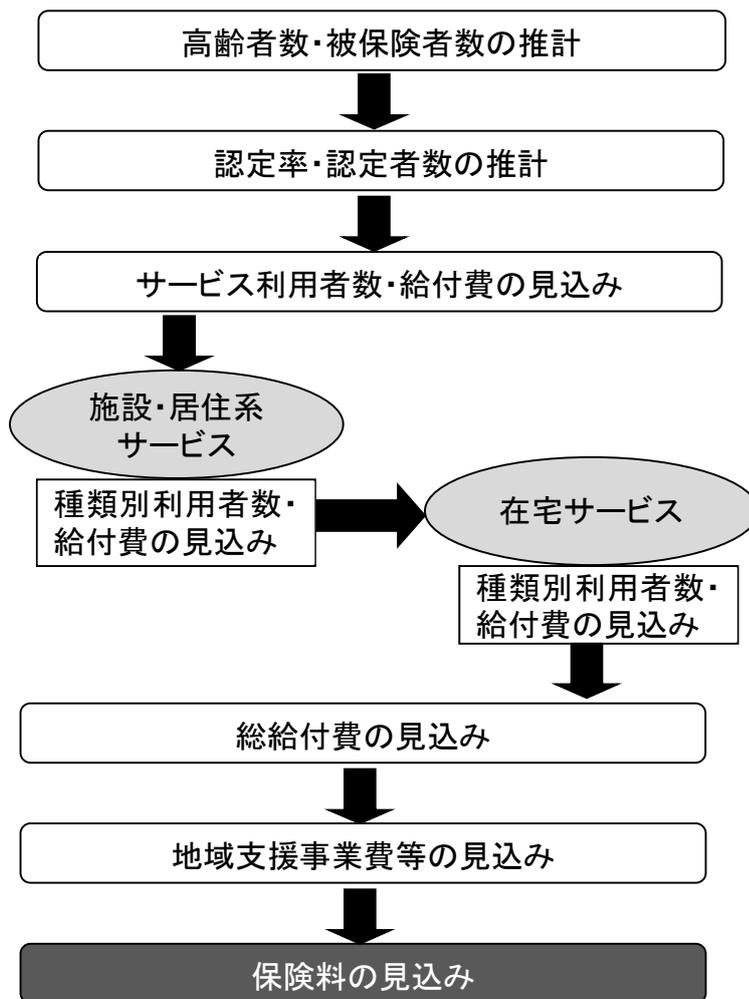
（5）総給付費の見込み

（3）、（4）から、介護予防給付費及び介護給付費を算出し、計画期間における総給付費を見込みました。

(6) 保険料の見込み

総給付費について地域支援事業費を含めて、調整交付金等を差し引きして被保険者で負担すべき総額を算出し、計画期間における介護保険料を見込みました。

【保険料見込みのイメージ】



2 介護サービス量等の見込み

(1) 居宅（介護予防）サービス ※厚生労働省「見える化」システムから算出

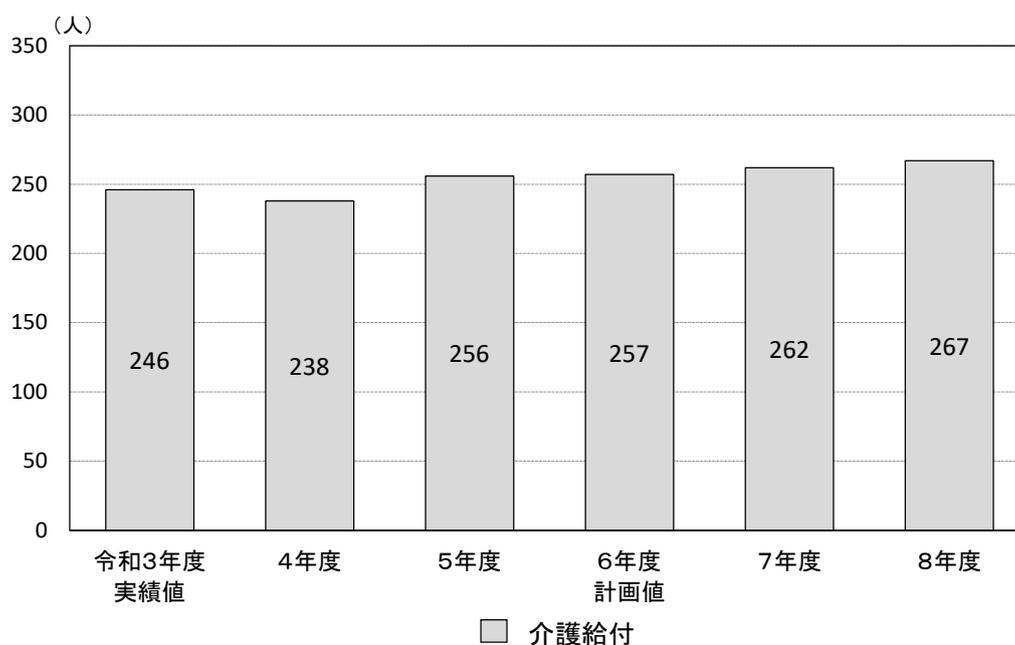
①訪問介護

利用者数及び利用率ともに、第8期期間中は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増減となる変動がありました。在宅介護を支える中心的なサービスとして、第9期において利用者数は、認定者数の増加と共に徐々に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	246	238	256	257	262	267
利用率（％）※	10.2	9.9	10.5	10.2	10.2	10.2
給付費（百万円）	206	206	228	223	228	232

※要介護1～5の認定者のみ



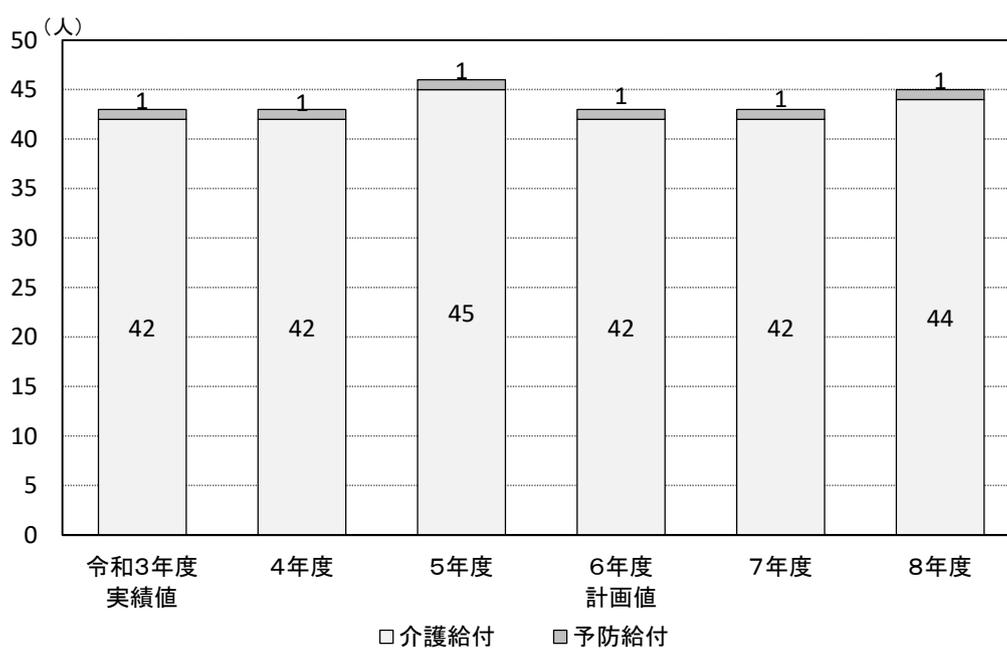
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

利用者数及び利用率ともに、第8期期間中は横ばい傾向でした。第9期においても、利用者数及び利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	43	43	46	43	43	45
要介護利用者数	42	42	45	42	42	44
要支援利用者数	1	1	1	1	1	1
利用率（％）	1.5	1.5	1.6	1.4	1.4	1.4
給付費（百万円）	29	33	36	34	34	36



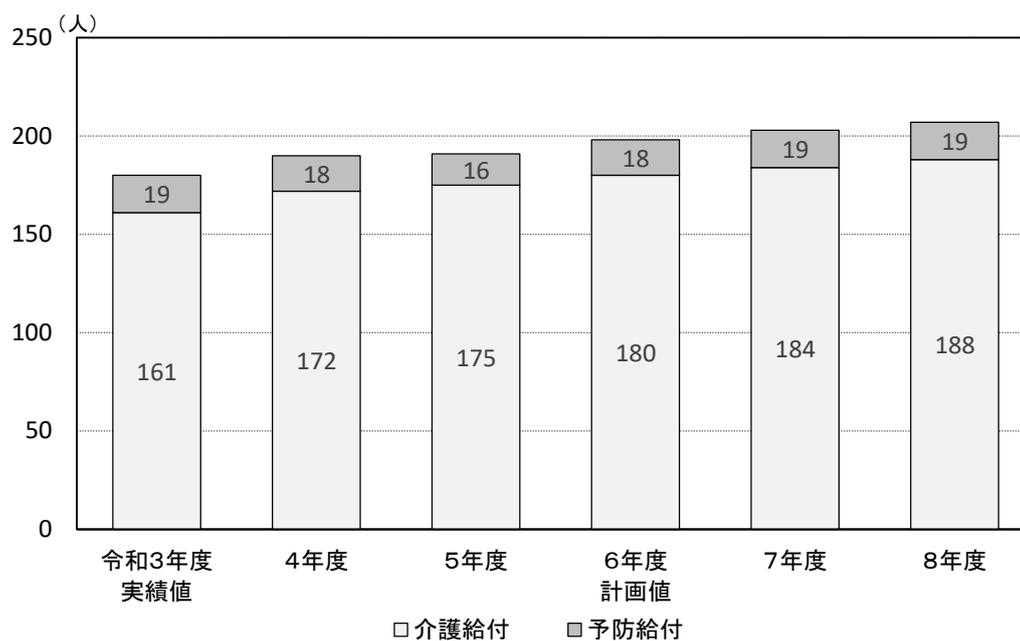
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

③介護予防訪問看護・訪問看護

要介護利用者数は第8期期間中で増加傾向がみられ、要支援利用者数は横ばい傾向でした。第9期において利用者数は、在宅医療の普及や認定者数の増加により徐々に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	180	190	191	198	203	207
要介護利用者数	161	172	175	180	184	188
要支援利用者数	19	18	16	18	19	19
利用率（％）	6.2	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
給付費（百万円）	100	108	109	120	123	125



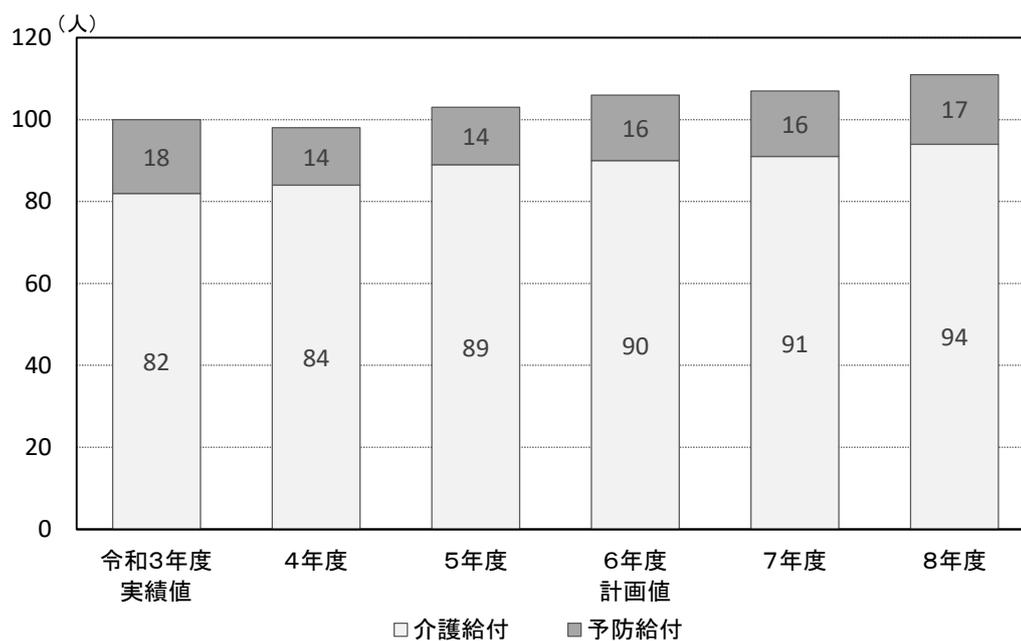
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

要介護利用者数は第8期期間中で増加傾向がみられ、要支援利用者数は減少傾向となりました。第9期において利用者数は、認定者数の増加と共に徐々に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	100	98	103	106	107	111
要介護利用者数	82	84	89	90	91	94
要支援利用者数	18	14	14	16	16	17
利用率（％）	3.5	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5
給付費（百万円）	34	31	33	36	37	38



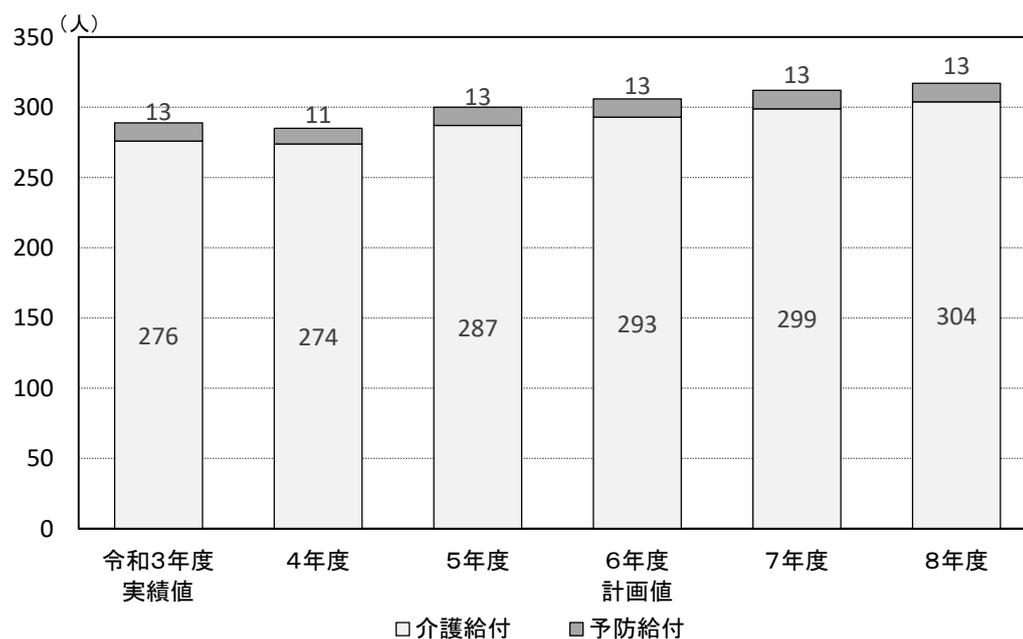
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

利用者数については、令和5年度で300人台に乗りました。第9期において利用者数は、認定者数の増加と共に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	289	285	300	306	312	317
要介護利用者数	276	274	287	293	299	304
要支援利用者数	13	11	13	13	13	13
利用率（％）	10.0	9.9	10.3	10.1	10.1	10.1
給付費（百万円）	34	34	36	38	38	39



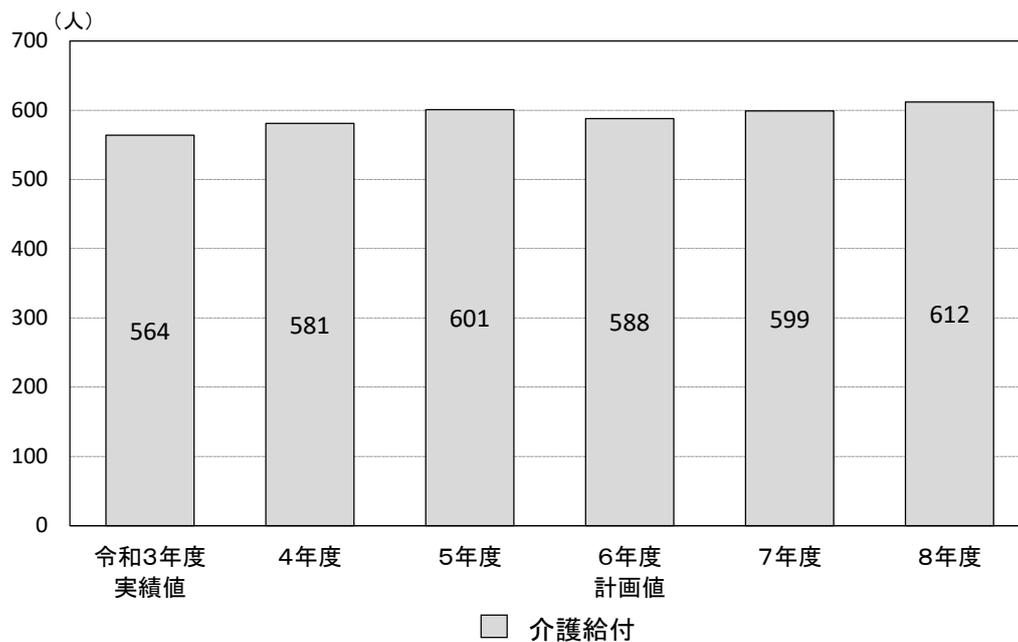
⑥通所介護

利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響から抜け出し、第8期期間中で増加傾向がみられました。第9期においては、利用者数の多いサービスであります。利用者数・利用率ともに横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	564	581	601	588	599	612
利用率（％）※	23.4	24.1	24.7	23.3	23.3	23.3
給付費（百万円）	634	614	634	654	668	682

※要介護1～5の認定者のみ



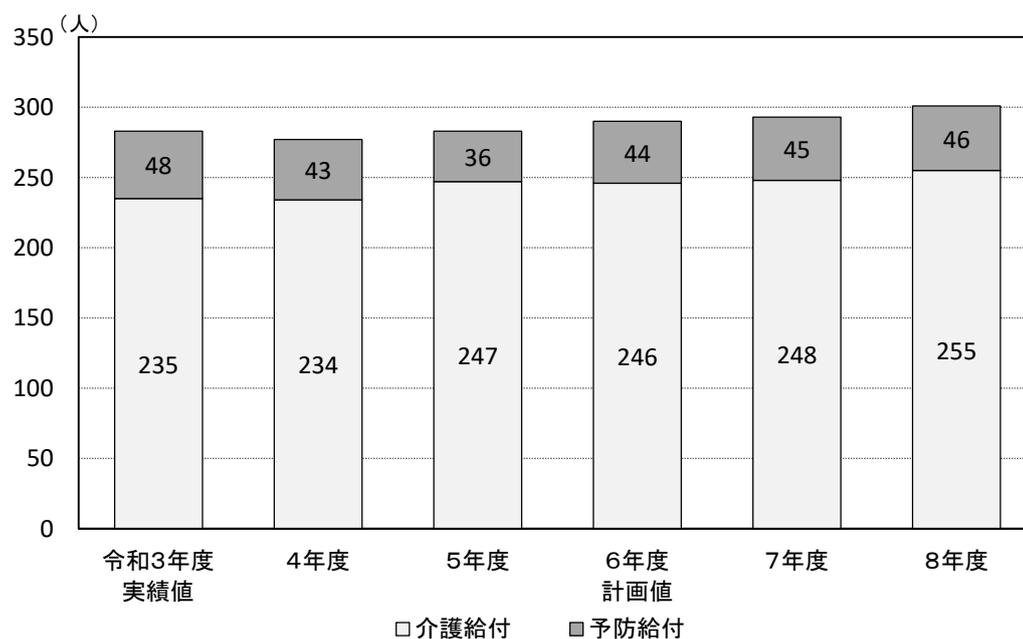
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から抜け出し、第8期期間中で横ばい傾向がみられました。第9期において利用者数は、認定者数の増加と共に徐々に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	283	277	283	290	293	301
要介護利用者数	235	234	247	246	248	255
要支援利用者数	48	43	36	44	45	46
利用率（％）	9.8	9.7	9.7	9.6	9.5	9.6
給付費（百万円）	250	238	248	261	263	271

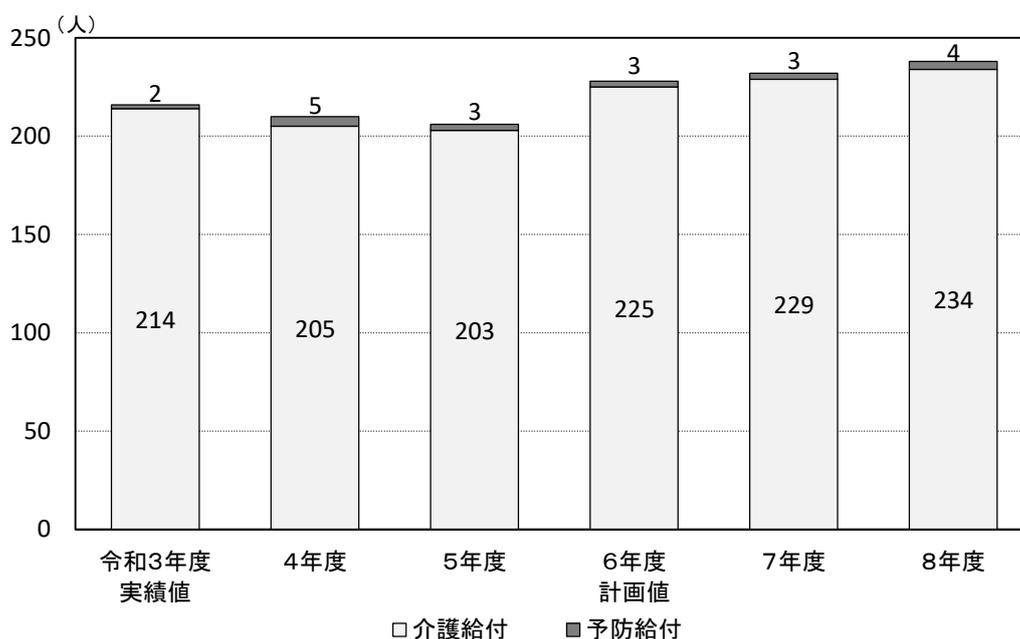


⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

利用者数及び利用率ともに、第8期期間中は減少傾向がみられました。第9期においては、利用者数の多いサービスであり、介護者の負担軽減につながる在宅サービスであることも踏まえ、利用者数は認定者数の増加と共に徐々に増え、利用率も微増で推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	216	210	206	228	232	238
要介護利用者数	214	205	203	225	229	234
要支援利用者数	2	5	3	3	3	4
利用率（％）	7.5	7.3	7.1	7.5	7.5	7.6
給付費（百万円）	343	332	326	376	383	391



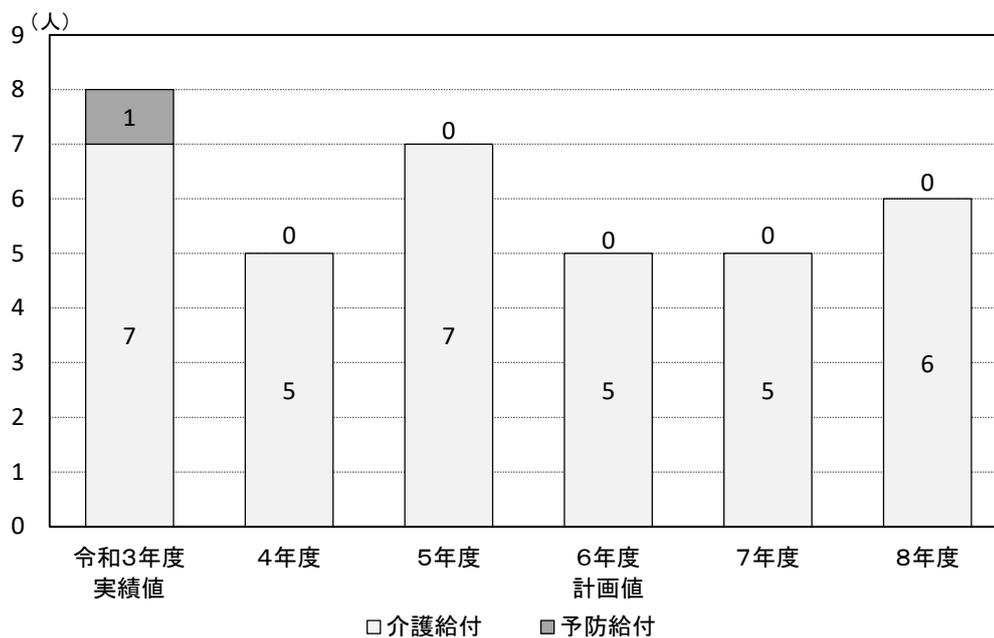
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（老健）

利用者数及び利用率ともに、第8期期間中は横ばい傾向でした。第9期においては、医療処置が必要な要介護者がいる家族の負担軽減につながる在宅サービスであることを踏まえ、利用者数及び利用率とも第8期からおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	8	5	7	5	5	6
要介護利用者数	7	5	7	5	5	6
要支援利用者数	1	0	0	0	0	0
利用率（％）	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
給付費（百万円）	10	6	10	8	8	10



第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

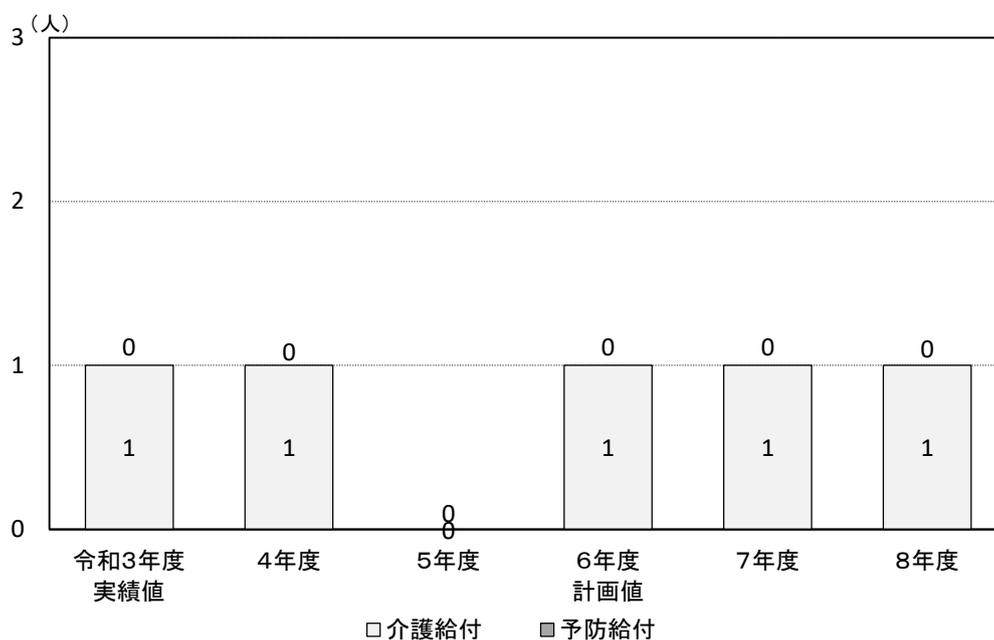
⑩介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（介護医療院）

介護医療院は平成30年度から新設された、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

利用者数について、第8期期間中の利用は限定的でした。第9期においても、利用者数及び利用率とも第8期と同様に推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人/月)	1	1	0	1	1	1
要介護利用者数	1	1	0	1	1	1
要支援利用者数	0	0	0	0	0	0
利用率(%)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
給付費(百万円)	4	2	0	1	1	1



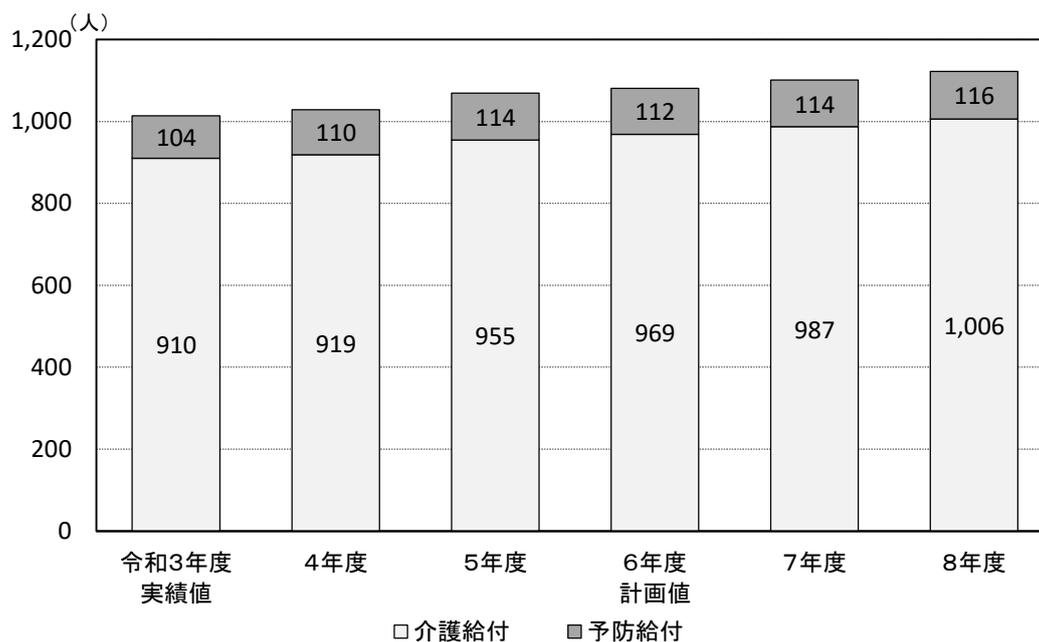
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

利用者数については、要介護認定者・要支援認定者ともに第8期以前より増加傾向が続いています。第9期においては、利用者数は認定者数の増加と共に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	1,014	1,029	1,069	1,081	1,101	1,122
要介護利用者数	910	919	955	969	987	1,006
要支援利用者数	104	110	114	112	114	116
利用率（％）	35.0	35.9	36.7	35.8	35.8	35.7
給付費（百万円）	155	165	173	175	179	182



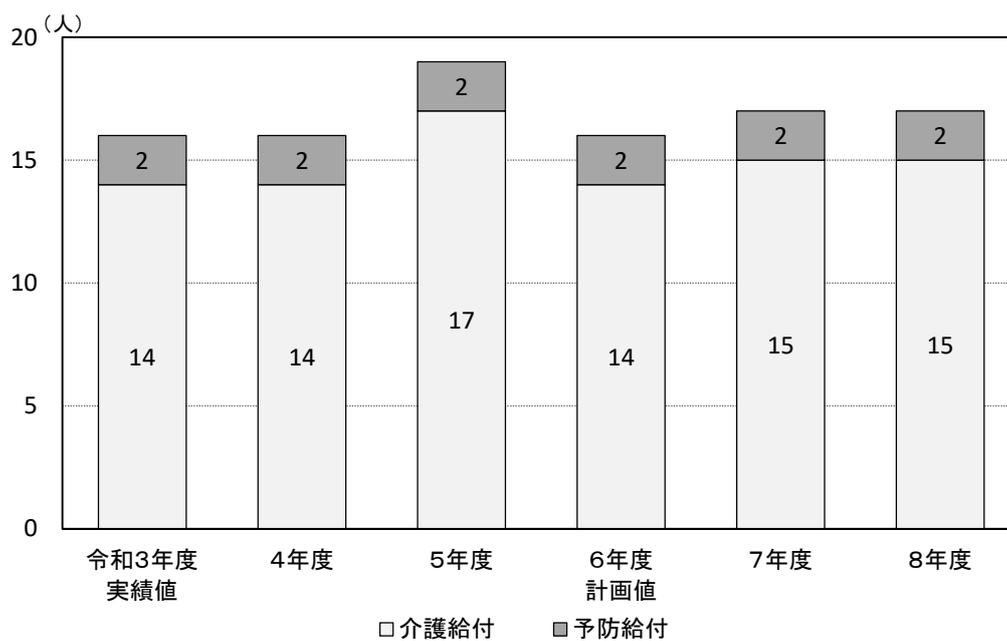
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

利用者数について、第8期期間中は横ばい傾向でした。第9期においても、利用者数及び利用率とも第8期と同様に推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	16	16	19	16	17	17
要介護利用者数	14	14	17	14	15	15
要支援利用者数	2	2	2	2	2	2
利用率（％）	0.6	0.6	0.7	0.5	0.6	0.5
給付費（百万円）	5	5	6	7	7	7



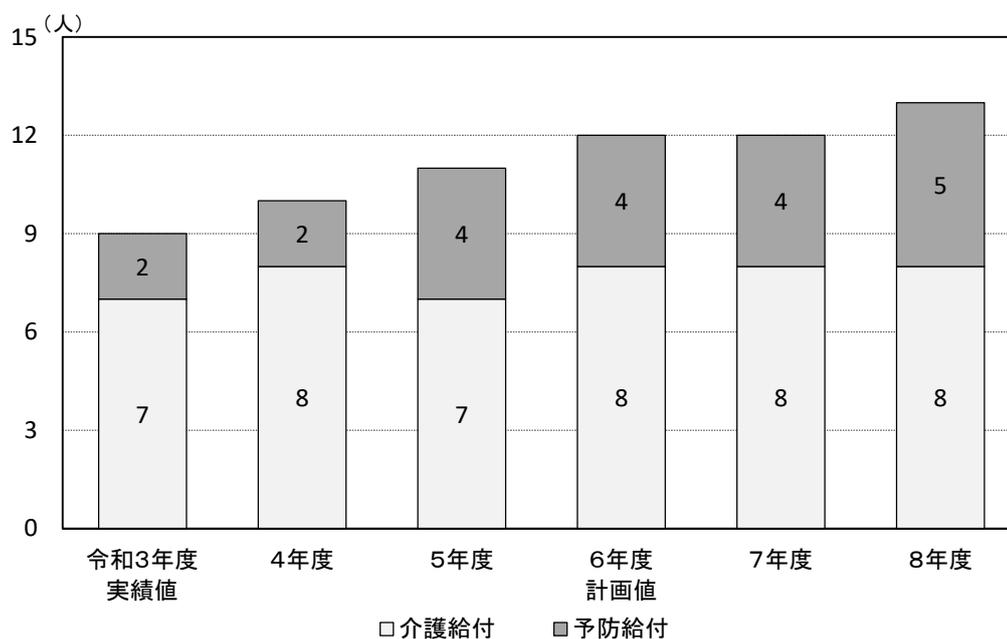
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑬介護予防住宅改修・住宅改修

従来は、年によって利用者数の変動が大きいサービスでしたが、第8期期間中は増加傾向がみられました。第9期においては、利用者数及び利用率ともおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	9	10	11	12	12	13
要介護利用者数	7	8	7	8	8	8
要支援利用者数	2	2	4	4	4	5
利用率（％）	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
給付費（百万円）	9	12	11	14	14	15



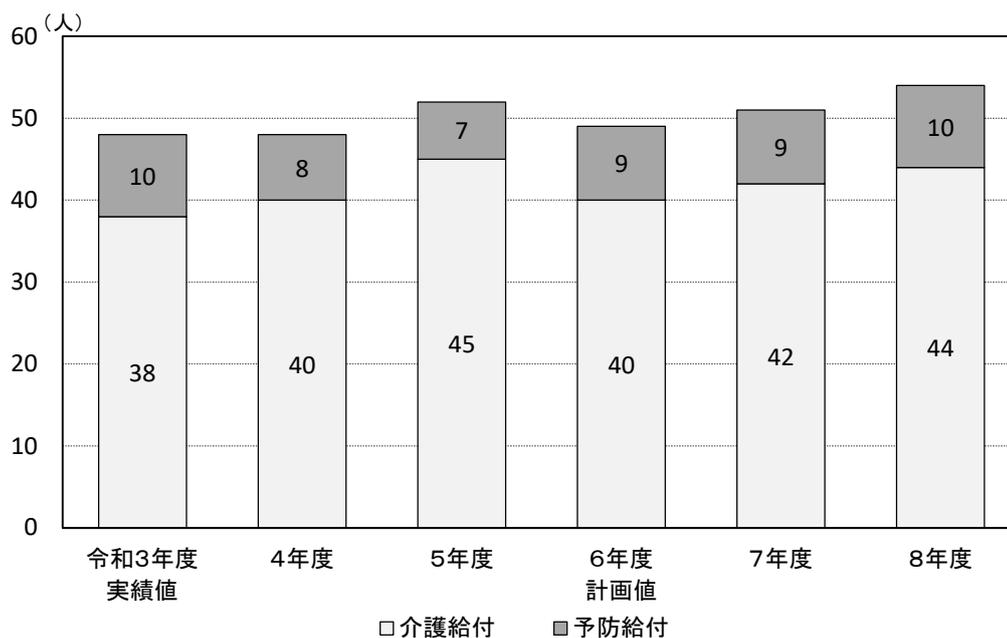
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑭介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

要介護利用者数は第8期期間中で増加傾向がみられましたが、要支援利用者数は減少傾向となりました。第9期においては、利用者数及び利用率ともおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	48	48	52	49	51	54
要介護利用者数	38	40	45	40	42	44
要支援利用者数	10	8	7	9	9	10
利用率（％）	1.7	1.7	1.8	1.6	1.7	1.7
給付費（百万円）	94	97	113	104	108	114



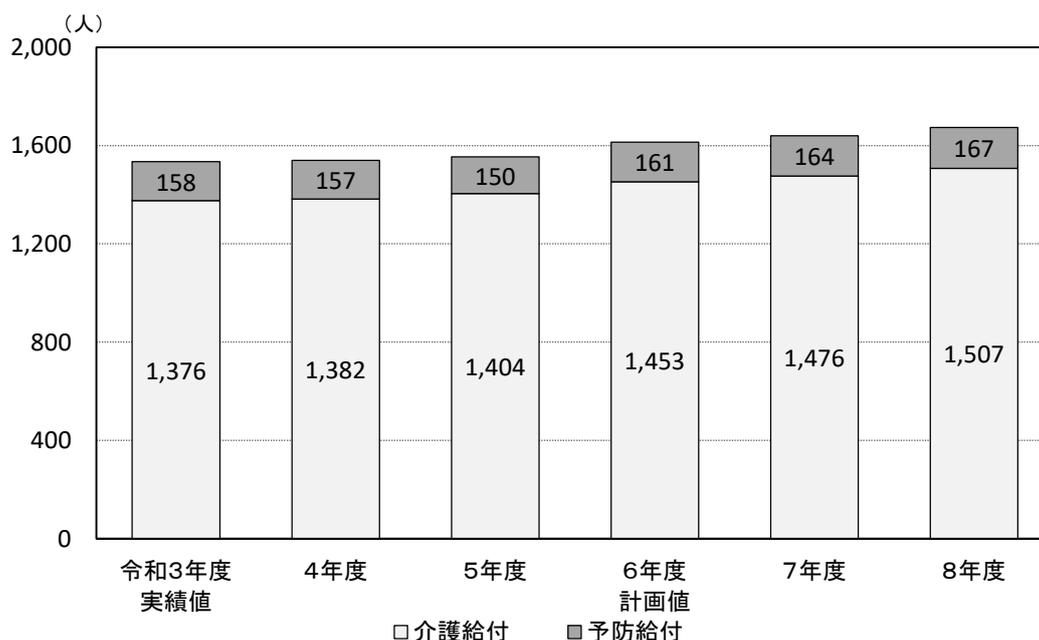
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

⑮介護予防支援・居宅介護支援

要介護利用者数は第8期期間中で増加傾向がみられましたが、要支援利用者数は減少傾向となりました。第9期においては、利用者数は認定者数の増加と共に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	1,534	1,539	1,554	1,614	1,640	1,674
要介護利用者数	1,376	1,382	1,404	1,453	1,476	1,507
要支援利用者数	158	157	150	161	164	167
利用率（％）	52.9	53.7	53.4	53.4	53.3	53.3
給付費（百万円）	256	261	267	281	286	292



《居宅サービス見込量の確保方策》

居宅サービスについては、既存の事業者のサービスの質的向上を踏まえて、適切な育成、事業量供給の確保を図ります。また、利用者の増加に対しては、NPO法人等を含めて新規事業者の育成・参入や県及び近隣自治体との協力・連携を図ります。

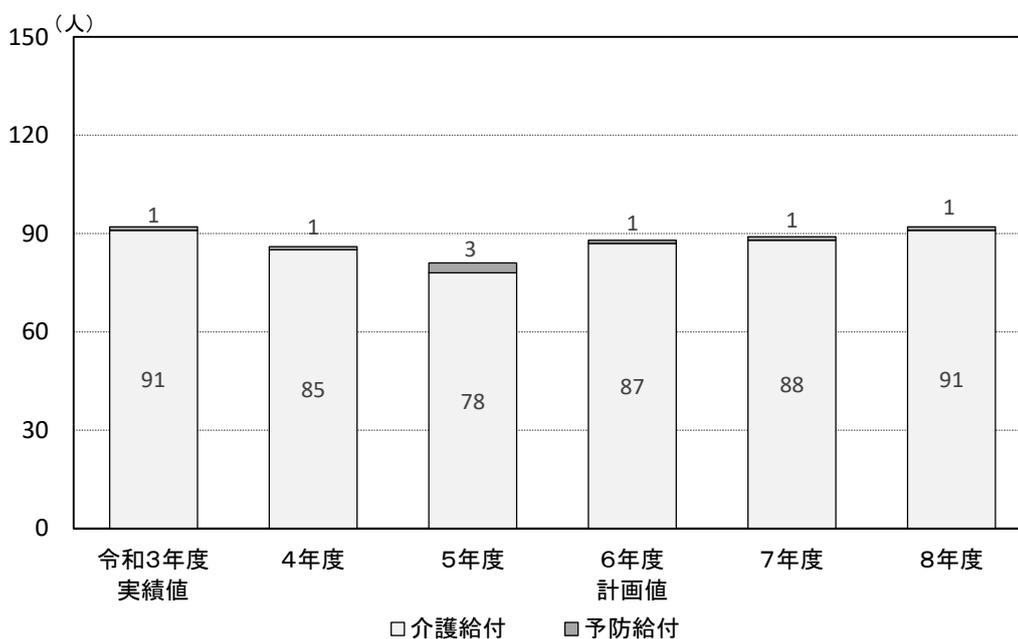
(2) 地域密着型（介護予防）サービス ※厚生労働省「見える化」システムから算出

①介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

利用者数及び利用率ともに、第8期期間中は減少傾向がみられました。第9期においては、利用者数は認定者数の増加と共に徐々に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	92	86	81	88	89	92
要介護利用者数	91	85	78	87	88	91
要支援利用者数	1	1	3	1	1	1
利用率（％）	3.2	3.0	2.8	2.9	2.9	2.9
給付費（百万円）	277	264	254	279	282	292



第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

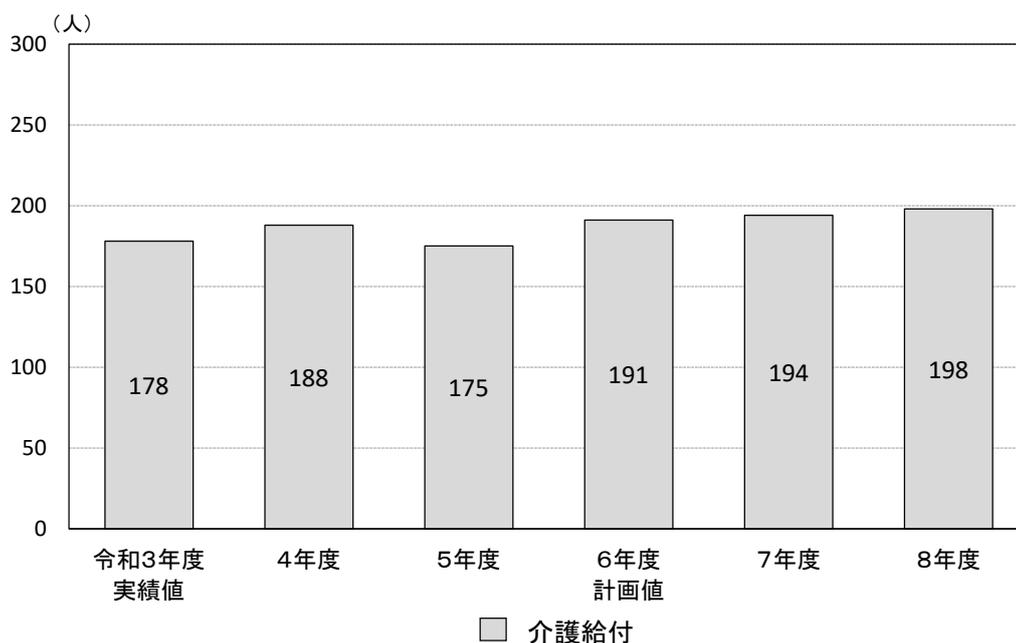
②地域密着型通所介護

利用者数については、第8期期間中で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増減となる変動がありました。第9期においては、利用者数の多いサービスであり、新型コロナウイルス感染症の影響から抜け出し、利用者数は認定者数の増加と共に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	178	188	175	191	194	198
利用率（％）※	7.4	7.8	7.2	7.6	7.5	7.5
給付費（百万円）	223	236	210	247	251	257

※要介護1～5の認定者のみ

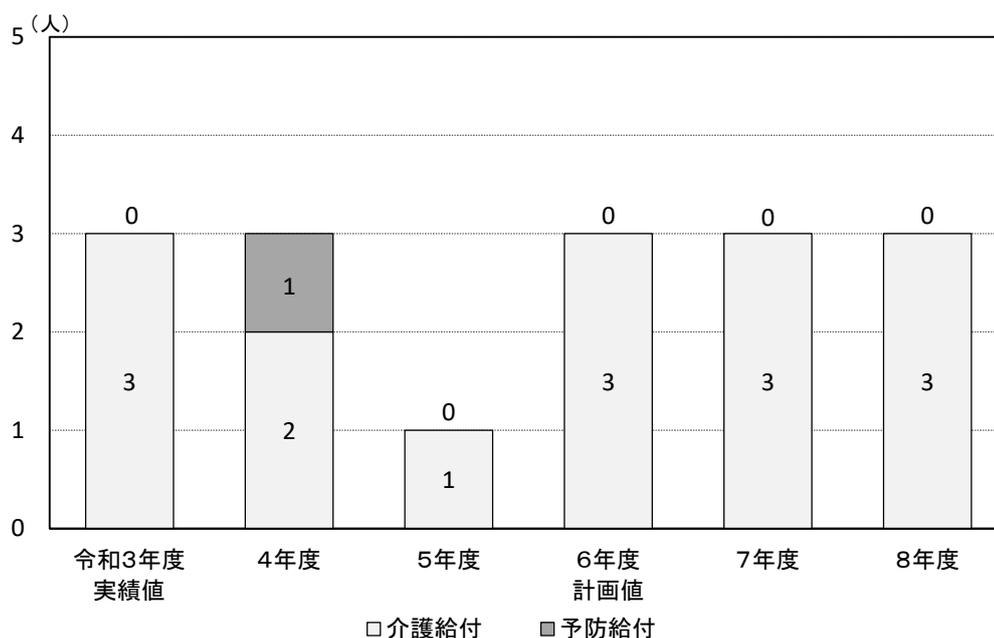


③認知症対応型通所介護

利用者数について、第8期期間中の利用は限定的でした。認知症の要介護者がいる家族の負担軽減につながる在宅サービスであることを踏まえ、第9期においては、利用者数及び利用率とも、第8期と同様に推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人/月)	3	3	1	3	3	3
要介護利用者数	3	2	1	3	3	3
要支援利用者数	0	1	0	0	0	0
利用率(%)	0.1	0.1	0.1未満	0.1	0.1	0.1
給付費(百万円)	2	1	1	1	1	1



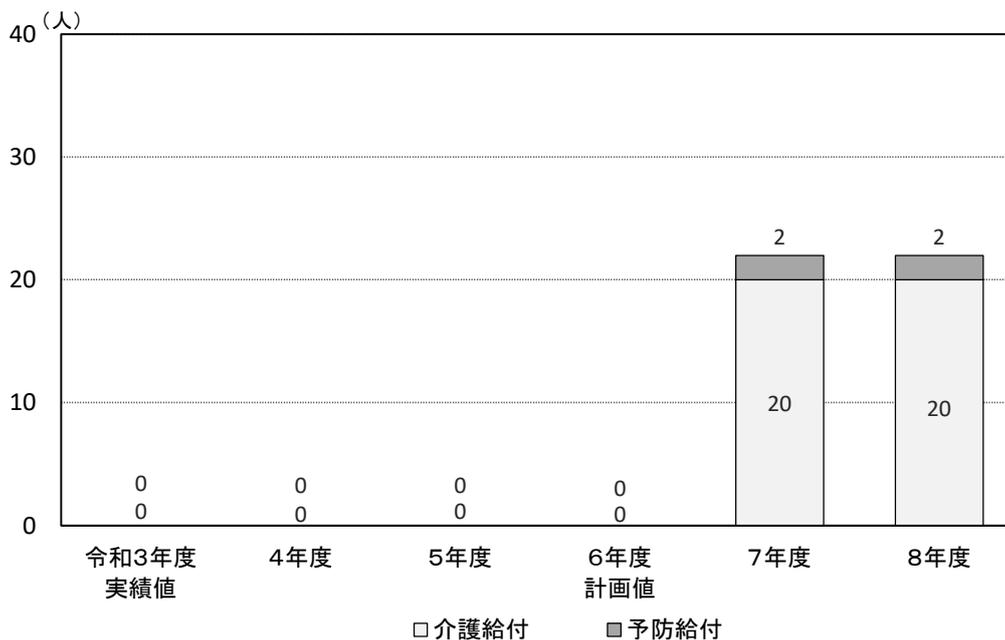
第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

④小規模多機能型居宅介護

第9期計画において、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスであることを踏まえ、令和6年度に1事業所の公募を行い、令和7年度からの整備・開設を見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	22	22
要介護利用者数	0	0	0	0	20	20
要支援利用者数	0	0	0	0	2	2
利用率(%)	0	0	0	0	0.7	0.7
給付費(百万円)	0	0	0	0	49	49



⑤その他

定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，地域密着型特定入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，看護小規模多機能型居宅介護については，市内に指定事業所もなく，また，利用実績もないことから，介護サービス量は見込まないこととしました。

《地域密着型サービス見込量の確保方策》

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについては，身近な地域での地域包括ケアシステムの構築を考慮し，見込量の確保に努めます。

(3) 施設サービス

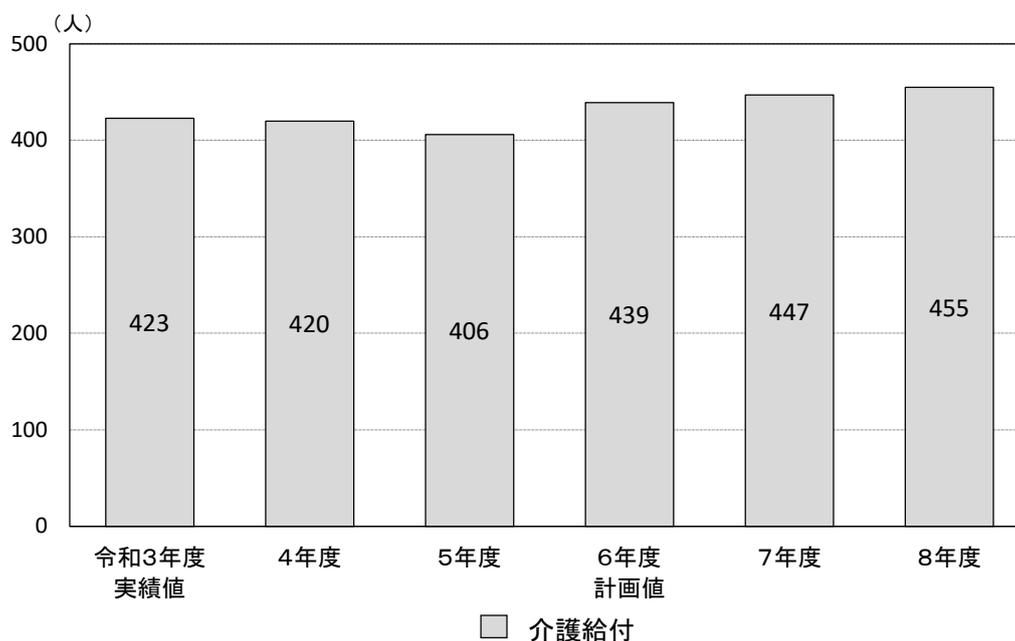
①介護老人福祉施設

利用者数について、第8期期間中は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向がみられました。第9期においては、施設の新設や増床は予定しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響から抜け出し、利用者数は認定者数の増加と共に増える見込みですが、利用率は横ばい傾向になると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人/月)	423	420	406	439	447	455
利用率(%)※	17.5	17.4	16.7	17.4	17.4	17.3
給付費(百万円)	1,356	1,284	1,277	1,395	1,423	1,448

※要介護1～5の認定者のみ



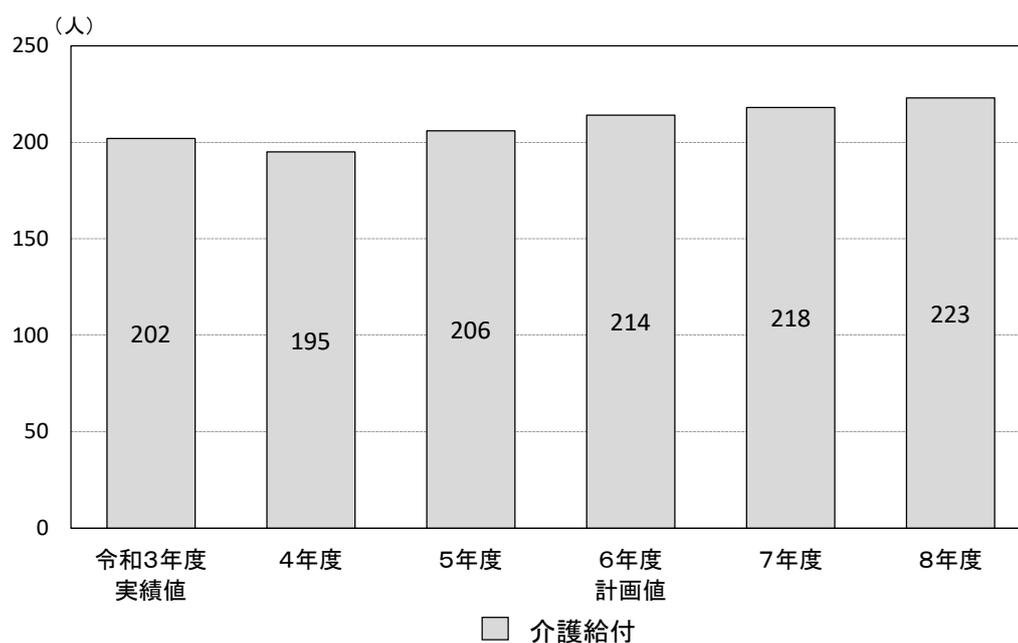
②介護老人保健施設

利用者数については、第8期期間中はおおむね横ばい傾向となりました。第9期においては、施設の新設や増床は予定しておりませんが、利用者数は、近隣自治体の広域的な施設利用に伴う増加や認定者数の増加により増える見込みですが、利用率は横ばいに推移すると見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	202	195	206	214	218	223
利用率（％）※	8.4	8.1	8.5	8.5	8.5	8.5
給付費（百万円）	661	650	706	739	753	771

※要介護1～5の認定者のみ



第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

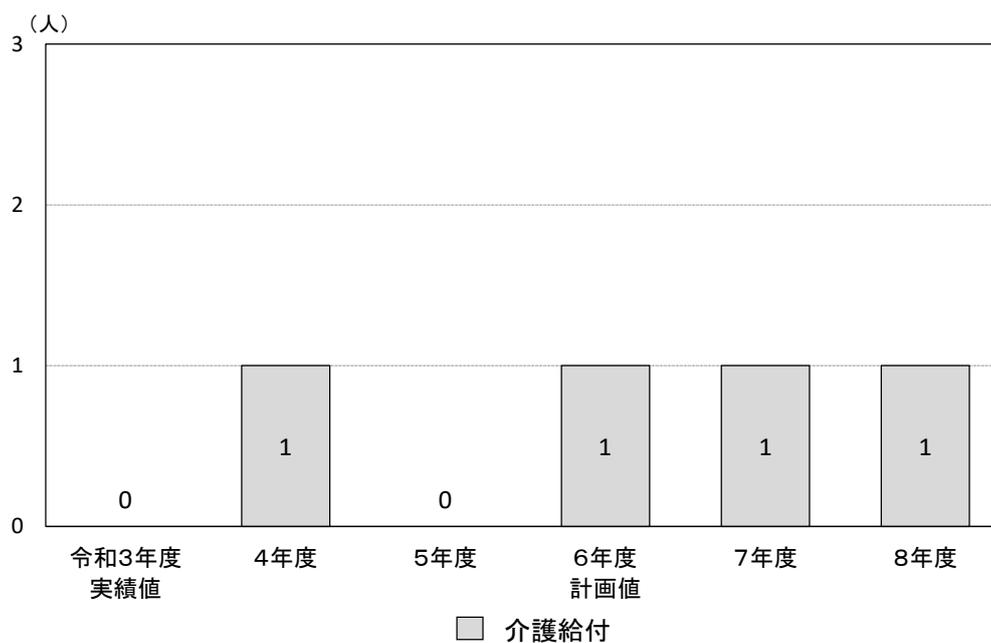
③介護医療院

介護医療院は介護療養型医療施設の廃止に伴う後継施設として新設されました。第8期期間中の利用は限定的でしたが、第9期においても、第8期と同様の利用を見込んでいます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	0	1	0	1	1	1
利用率（％）※	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
給付費（百万円）	0	1	0	5	5	5

※要介護1～5の認定者のみ



《施設サービス見込量の確保方策》

施設に対する市民の要望を把握しつつ、サービス需要のピークアウトを見据えながら、県や近隣市の動向を注視して計画見込量の確保を図ります。

3 給付費等の見込み

(1) サービス給付費等の見込み

第9期計画期間のサービスごとの給付費の見込みを整理すると、次の通りです。

①介護給付費等

単位：千円

介護サービス	令和6年度	7年度	8年度
(1)居宅サービス			
訪問介護	223,216	227,896	231,785
訪問入浴介護	33,379	33,421	35,106
訪問看護	114,692	117,329	119,874
訪問リハビリテーション	32,225	32,557	33,683
居宅療養管理指導	36,140	36,915	37,536
通所介護	654,344	668,258	682,332
通所リハビリテーション	241,685	243,818	250,830
短期入所生活介護	374,498	380,621	388,454
短期入所療養介護(老健)	7,759	7,769	10,482
短期入所療養介護(病院等)	1,213	1,215	1,215
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	166,285	169,553	172,743
特定福祉用具購入費	6,192	6,458	6,458
住宅改修費	9,113	9,113	9,113
特定施設入居者生活介護	95,966	100,780	106,085
居宅介護支援	271,735	276,361	282,193
計	2,268,442	2,312,064	2,367,889
(2)地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	247,269	251,010	256,636
認知症対応型通所介護	1,325	1,327	1,327
小規模多機能型居宅介護	0	47,203	47,203
認知症対応型共同生活介護	275,906	279,368	289,003
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
計	524,500	578,908	594,169
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	1,395,190	1,422,520	1,448,084
介護老人保健施設	738,669	753,083	770,541
介護医療院	4,709	4,715	4,715
計	2,138,568	2,180,318	2,223,340
合計	4,931,510	5,071,290	5,185,398

第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

②介護予防給付費等

単位：千円

介護予防サービス	令和6年度	7年度	8年度
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	464	464	464
介護予防訪問看護	4,929	5,226	5,226
介護予防訪問リハビリテーション	4,206	4,212	4,471
介護予防居宅療養管理指導	1,444	1,446	1,446
介護予防通所リハビリテーション	18,976	19,276	19,797
介護予防短期入所生活介護	1,991	1,993	2,962
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,194	9,354	9,527
特定介護予防福祉用具購入費	662	662	662
介護予防住宅改修費	4,642	4,642	5,975
介護予防特定施設入居者生活介護	7,584	7,594	8,310
介護予防支援	9,077	9,258	9,427
計	63,169	64,127	68,267
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1,625	1,625
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,889	2,893	2,893
計	2,889	4,518	4,518
合計	66,058	68,645	72,785

③総給付費の見込み

令和8年度の介護給付費合計は約51億8,540万円、介護予防給付費合計は約7,279万円で総給付費は、約52億5,800万円と見込みます。

単位：千円

区分	令和6年度	7年度	8年度
介護給付費合計	4,931,510	5,071,290	5,185,398
介護予防給付費合計	66,058	68,645	72,785
総給付費	4,997,568	5,139,935	5,258,183

(2) 標準給付費

総給付費にその他の給付額等を合算した標準給付費を算出すると、令和8年度においては56億5,832万円、第9期計画期間の3年間の合計で165億7,579万円を見込みます。

単位：千円

区分	令和6年度	7年度	8年度
総給付費	4,997,568	5,139,935	5,258,183
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	244,015	246,657	251,727
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	121,745	123,087	125,617
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,052	18,225	18,599
算定対象審査支払手数料	4,073	4,112	4,196
標準給付費見込額合計	5,385,453	5,532,016	5,658,323

※財政影響額調整とは、一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額を調整したものです。

※千円未満を四捨五入しているため、計算結果が合わない場合があります。

(3) 地域支援事業費の見込み

令和8年度の地域支援事業費の合計は1億7,483万円、第9期計画期間の3年間の合計で5億629万円を見込みます。

単位：千円

区分	令和6年度	7年度	8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	54,350	56,063	57,344
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	87,773	87,451	87,089
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,406	30,406	30,406
地域支援事業費合計	157,529	173,921	174,838

※千円未満を四捨五入しているため、計算結果が合わない場合があります。

第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

《地域支援事業見込量の確保方策》

既存の予防給付事業者の協力を得られるようにすると共に、NPOや住民主体のボランティアグループの組織化や新規事業者の参入や育成を図り、多様な主体によるサービスの提供体制の構築に努めます。

4 介護保険料の見込み

(1) 第9期保険料設定について

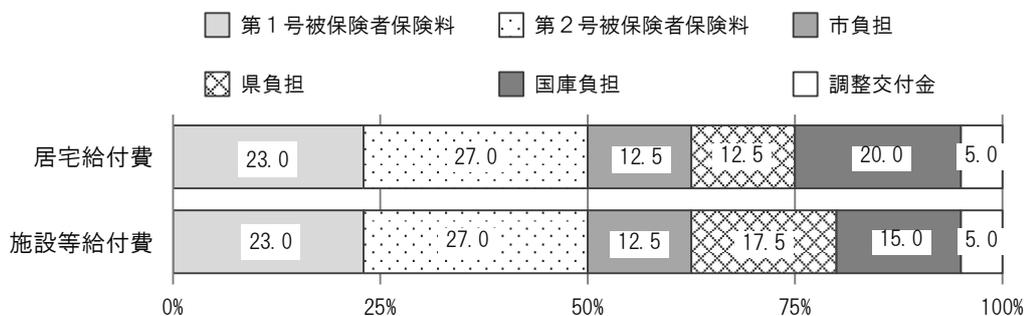
介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の人々が納める保険料（50%）と、国・都道府県・市町村の公費（50%）でまかなわれています。

①負担割合

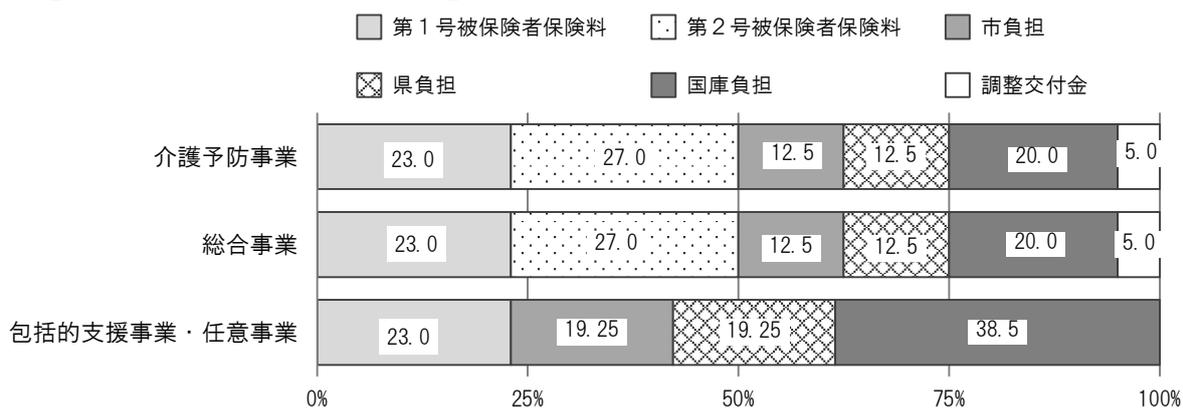
第9期計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合は、第7期計画に引き続き23%となります。

一方、第2号被保険者の負担割合は、27%となります。

【標準給付費の負担割合】



【地域支援事業費の負担割合】



②公費による保険料軽減の強化

第8期計画期間中、国では、消費税増税分を財源とした公費の投入による、第1段階から3段階の保険料負担軽減強化を行っていました。

第9期計画期間においても、引き続き第1段階から3段階の保険料負担軽減強化が行われます。

第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

③介護報酬改定

令和6年度からの介護報酬改定では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、全体で1.59%増加する方針が示されました。

④介護給付準備基金の活用

本市に設置している介護給付準備基金は、令和6（2024）年3月末時点で約4億8千万円の残高であり、そのうち約3億2千万円を保険料負担軽減に充てるために取り崩して活用します。

残りの約1億6千万円については、第10期計画期間以降における保険料上昇の抑制に活用します。

（2）第1号被保険者の保険料額

第1号被保険者の介護保険料については、被保険者の所得分布状況や世帯の所得状況等を踏まえて算定することになっており、みんなで支えあう制度により負担能力に応じた保険料を設定する観点から、所得段階及び保険料率を設定します。

国が示す第9期計画の標準の所得段階設定が13段階となることを踏まえ、市では、低所得者の保険料の上昇を抑制するため、所得段階及び保険料率の見直しや更なる多段階化を行い、14段階で設定することとしました。

標準給付費に地域支援事業費を加えて、第9期保険料設定の諸条件を踏まえた上で、第1号被保険者の負担額を算出したところ、基準額（月額）は5,900円となります。

その他の第9期の第1号被保険者の所得段階別保険料は次ページの通り見込みます。

第5章 介護サービス量及び介護保険料の見込み

所得段階別区分		負担割合	介護保険料 年額(円)	介護保険料 月額(円)	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455 軽減後 ×0.285	32,400 軽減後 20,400	2,700 軽減後 1,700	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.685 軽減後 ×0.485	48,600 軽減後 34,800	4,050 軽減後 2,900	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.690 軽減後 ×0.685	48,900 軽減後 48,600	4,075 軽減後 4,050	
第4段階	本人が市民税非課税で同世帯の家族が市民税課税、かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900	64,200	5,350	
第5段階	本人が市民税非課税で同世帯の家族が市民税課税、かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×1.000	70,800	5,900	基準額
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	85,200	7,100	
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300	92,400	7,700	
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.500	106,200	8,850	
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700	120,600	10,050	
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900	135,000	11,250	
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.100	148,800	12,400	
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.300	163,200	13,600	
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満	基準額×2.500	177,000	14,750	
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.700	191,400	15,950	

※介護保険法施行令第39条に基づき保険料を設定しています。

資料編

資 料 編

常総市老人福祉計画等検討委員会設置要綱

平成10年11月11日

告示第70号

改正 平成11年7月13日告示第56号

平成16年3月24日告示第18号

平成17年12月28日告示第96号

平成21年3月18日告示第23号

平成21年7月1日告示第89号

平成27年4月1日告示第40号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による常総市老人福祉計画(以下「福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による常総市介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)について検討し、協議するため、常総市老人福祉計画等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福祉計画及び事業計画に関する基本的な課題について検討し、及び協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員は20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 医師会及び歯科医師会の代表者
- (4) 福祉団体の代表者
- (5) 福祉、保健施設等の代表者
- (6) 被保険者
- (7) 学識経験者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

資料編

(任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者福祉を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第18号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第96号）

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第89号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

常総市介護保険運営協議会委員及び
常総市老人福祉計画等検討委員会名簿

令和6年3月末現在

番号	氏名	選出区分	備考
1	中村安雄	市議会	
2	堀越道男	市議会	
3	大澤清	市議会	
4	松本淑子	民生委員	
5	稲葉みどり	民生委員	
6	中川邦夫	きぬ医師会	委員長
7	秋葉徹	歯科医師会	
8	木村雅彦	茨城県薬剤師会 常総支部常総班	
9	南川直人	介護老人保健施設	
10	宇都宮和子	介護老人福祉施設	
11	木村かよ子	認知症対応型共同生活介護	
12	染谷忠男	第一号被保険者	
13	有田陽子	第一号被保険者	
14	中山学一	第一号被保険者	
15	秋葉寿寿子	第一号被保険者	
16	小和浩嗣	第二号被保険者	
17	吉原正子	第二号被保険者	
18	小川秀樹	学識経験者	
19	中久喜幸男	学識経験者 (社会福祉協議会)	副委員長

計画策定経過表

年月日	会議名等	主な内容
令和4年 4月	在宅介護実態調査実施	○在宅要介護認定者 1,313人 (令和4年4月1日～令和5年2月9日)
11月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施	○65歳以上一般高齢者 3,500人 (令和4年11月7日～11月21日)
令和5年 8月18日	第1回常総市介護保険運営協議会 (兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	○第9期介護保険事業計画策定について
10月3日	第1号被保険者保険料見込値の県への 中間報告(1回目)	○保険料見込値の報告
11月16日	第2回常総市介護保険運営協議会 (兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	○計画素案の提案
12月1日	パブリックコメント	(令和5年12月1日～令和6年1月15日)
12月8日	第1号被保険者保険料見込値の県への 中間報告(2回目)	○保険料見込値の報告
令和6年 1月26日	第1号被保険者保険料見込値の県への 中間報告(3回目)	○保険料見込値の報告
2月8日	第3回常総市介護保険運営協議会 (兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	○計画原案の提案 ○介護保険料について
	定例市議会に上程	○条例改正
3月4日	第1号被保険者保険料見込値の県への 最終報告	○介護保険料見込値の最終報告
3月28日	第4回常総市介護保険運営協議会 (兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	○計画決定について

常総市高齢者プラン

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：常総市

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222-3

TEL：0297-23-2111（代）